

保險、金融等に關し輸入商其他に保護若くは補助を與へることも必要である。世界戰爭中佛蘭西の如きは戰爭初期或種の商品特に食糧品の輸入を容易にする爲、戰前の保護關稅政策を一時修正して一九一四年及び一九一五年公布の法律命令を以て輸入稅率の減免を行つた。其の品目は牛馬、生肉、穀類及び乾燥野菜、軌條、架橋材料、硝石、麻袋、バルブ其他に互つた。

我國に於ても平時國內に於ける米穀の供給少きに失するや、外國米の關稅を減免して其の輸入を促す政策を慣用して來た。又彼の關東大震災直後食糧品、建築材料等の輸入を容易ならしめる爲一時關稅の免除を行つたことも吾人の記憶に新たなるところである。

第二 必需品輸入の再吟味

戰時輸入貿易は軍國必需品の輸入確保と後に述ぶる非重要品の輸入制限とを目標として調節せらるべきものであるが、軍國必需品の範圍に加ふべき物資の種類及び數量に就ては最も嚴格な客觀的標準に基いて吟味することが必要である。戰時特に開戰前後に於ては精神的昂奮と軍事上の緊急な要求に刺戟されて、動々もすれば經濟財政上の犠牲を意とせずして、國の内外を問はず物資の迅速な調達のみに没頭するの嫌なしとしない。

世界戰爭中佛蘭西の如きも開戰當初より約一年半は「國內生産品の爲には國境を閉鎖し、外國商品の

輸入に對しては廣く國境を開放する政策を取つたが、輸入の爲には其の商品代金は勿論之が輸送を外國船に依てゐた爲、船賃までも正貨拂をしなければならなかつた。之が爲國家財政上の負擔が加重した上に、外國拂資金の調達十分に行はれなかつた結果、佛蘭西の國家信用を低下すること甚しきものがあつた。一九一六年春には更に絶大な船腹の缺乏に苦しめられ、佛蘭西は正に生死の岐路に低迷したのである。斯くの如きは佛蘭西が戰前獨逸の攻撃を當然に豫期しながらも、戰爭の短期終結を豫想し、經濟上全然無準備であつたからである。開戰と共に獨軍の急襲に遭つて愕然として驚き、手當り次第に輸入の助けを藉りて、異常な金融上の努力と共に、漸く戰爭開始直後の恐慌を乗切ることが出來た。此の輸入の助けに依りて戰爭を支持する觀念は、戰時中佛蘭西の最大の過失の一であつた。」

佛蘭西は曩に一言した如く、平時貿易上は可成り輸入超過であつたが、對外投資の收入及び觀光外人の消費金額等を以て良く之を補填し得てゐた。然るに戰爭と共に之等貿易外收入の最大部分を失ふこととなつたので、國際收支は輸入の増加と相俟て急に甚しい逆調を呈した。特に一九一五年以來の輸出減少に引換へ輸入の激増及び海外投資收益の減少等が日を追うて一層顯著となつたこと及び國家財政の悲觀すべき状態とは、佛蘭西爲替相場を漸次永續的な下落に導いた。此の下落歩調を阻止し、自國の國際金融上の地位向上を計る爲政府は種々な方法を講じた。即ち佛蘭西人所有の多數外國證券は海外市場に於て賣却され、又佛蘭西銀行は外國にクレディット設定の爲金準備の一部を解放した。更に政府自ら聯

合國及び中立國に懇請して巨額のクレジットを設定した。開戦以來英米兩國が佛蘭西へ融通した金額は平均毎月十億法以上に上つた。此の外に瑞西、西班牙、亞爾然丁、伯刺西爾等の諸國にも亦クレジットが設定された。斯くて佛蘭西爲替は一九一七年及び一九一八年には英米兩國に於て略々安定を其他の諸國に於ても或る程度迄安定を收め得たのである。

之等のクレジット政策は戰爭に基く當面の困難を除去するに役立つたが、更に此の悲境より脱却するには、極力外國品の購買輸入を減少することが必要であつた。此の目的に對しては當時の保護關稅定率は明に不十分であつた。第一に擧げなければならぬことは關稅定率は既に保護の力の大部分を失つてゐたことである、蓋し佛蘭西の關稅は從量税を主としてゐた爲、戰時中物價騰貴の爲關稅の負擔をして賦課商品の價格に對して益々小なる比率たらしめるに至つたからである。第二に問題は最早や保護と云ふことではなかつた。即ち今となつては外國競争の爲に生ずる價格下落の防止に依て國內産業を保護するなどと云ふことは問題でなかつた。物價は既に過度に騰貴し、之以上上昇を希望する者は存在しなかつたのである。

斯くて政府は輸入を制限する爲には輸入税の重課のみに満足せずして、輸入は總て原則として之を禁止する政策を取るに至つた。輸出及びクレジット政策より生ずる佛蘭西の在外支拂財源は最も緊急な購買に充當することとした。而して其の緊要程度は戰勝確保に對する効果に依つて定められた。即ち戰

争遂行の爲緊要な資材の購入は第一着に之を實施し、然る後或る制限内に於て經濟生活に必要な原料及び製品の購入が問題にされた。之等二種類の商品を獲得するには必要程度の小なる他の商品の輸入を制限又は禁止を必要とするや明かである。仍て政府は軍國にとつて必要の度が少い商品の輸入を禁止する政策を取つた。尤も輸入禁止が實際に適用された品目は僅少であつた。

海運に於ても同様の理由に依り、新商業政策と共同の方策を採用した。之に依て不必要な商品の輸送に使用される船腹の節約が行はれると共に、必要な輸入に充當する噸數を増加することを得た。後者の中でも軍國需要の充足に最も緊要な商品に對しては特に優先權が認められ、或は常に準備船腹が設けられた。

佛蘭西の商業政策に新轉向を與へた輸入禁止の規定が公布されたのは一九一六年五月六日であつた。改正法の根本目的は増加する外國品の輸入を防止するに必要な權限を政府に附與するにあつた。政府は命令に依つて關稅の増徴を計り且つ輸入の禁止を規定し得る權限を得た。一九一七年三月二十二日の命令に依つて政府勘定の購入に非ざる商品の總ての輸入に關して一般的禁止主義を適用する方針が確立した。同時に例外として、(一)禁止の免除は一般的方法に依り與へられ又は、(二)特別に明記された數量の制限範圍内に於て與へられ得ることになつた。

商務省内に輸入禁止免除委員が設置され、一般的免除を爲す商品及び輸入制限數量を特許する商品に

關する事項の審議に任せしめられた。同時に右命令に依て各種の商品は次の三種類に區分された。

第一の種類は國家に必要不可欠な商品で、國內生産では數量が不足し、之を外國より輸入して始めて補足し得るものであつた。之等の商品は輸入に關して何等の制限を受けなかつたのである。

第二の種類は或る限度迄は輸入を必要としたが、其の限度以上は強ち必要不可欠でないものであつた。此の種に對しては命令を以て輸入の限度を定めた。

最後に第三の種類は戰爭遂行の爲に餘り必要でないか、又は必要の最少限度は國內若くは植民地に於て生産され之が輸入を必要としない商品であつた。之は凡て輸入を禁止した。此の法令を實施する上に於て最も重要であつたのは、結局許可すべき輸入量を如何に定めるかであつた。輸入量は其の時の情況に應じて決定することが必要であつた。即ち自由に處分し得る貧弱な國內資源を以て最長最苦の戰爭を指導し戰勝を確保するよう最も適切に輸入量の決定を爲さなければならなかつた。輸入禁止免除委員の主要な業務は此の輸入制限數量の決定であつた、該委員は部門別にした數個の精査委員に細分され、政府各部署、工業、農業及び商業の代表者に依つて組織された。政府各部、例へば陸軍省、兵器彈藥次官局等は委員に對して外國商品に對する需要を通告し、委員は之が重要度及び需要の緩急に就て審議した。大藏省は諸外國に於ける支拂資源の狀況を報告した。斯くて委員會は緊急ならざる需要を削減し、最も必要な物及び佛蘭西の支拂資源の最も多く存在する國から取得し得る物に限り之が購入を許可する方針

の下に決定を爲した。以上の如くにして政府は各部署の購買に對して制限を加へ、次に或種の私人購買に就て詮議した。私人購買に就いても政府購買と同方針に依て取扱はれ、政府が設置したクレディットの便を得ることをも許された。

輸入制限の實施上極めて困難なのは、特定品目の輸入を決定することではなくして、むしろ此の決定數量を各個の輸入業者、製造業者或は商人に配當する事業——即ち輸入特許狀の發行である。「特許主義の輸出入は特許の標準が公けに明でないのを常とするから、盛に情實や請託が行はれ易い。特許非特許の一決が投機と等しくなり、好都合に特許を得ると否とで大なる利益を得ると得ないとの相違を生ずる。斯様な状態では經濟界は眞面目に將來を採算して活動することは全く不可能となり一般經濟界の圓滑な活動を阻害すること夥しいものがある。之は世界戰爭に於て交戰諸國の經驗したところである。然し斯くの如き特許主義の缺點は特許主義の固有の缺點ではなくして特許の標準が不完全であることに伴ふ一の結果であるから、特許の標準を合理的に樹てることに注意しなければならないのである。」

戰時中佛蘭西に於ても一九一六年三月二十二日附命令に依り輸入禁止免除委員が設けられ、同時に輸入商品を三種に區分したが、精密な品目表と輸入許可數量の標準が出来てゐなかつた爲に、委員の決定範圍が廣きに失した爲若干專斷の傾があつた。此の非難を避ける爲政府は輸入禁止の免除を廣範圍に擴張した。各商品の効用は個別的に検討されたが、如何なる商品と雖も何等かの効用を有するものである

から、結局非常に多くの商品に輸入の許可が與へられるようになった。かゝる場合情實は輸入禁止免除の實行に付きものの弊害であつた。政府は茲に鑑みるところあつて一九一七年九月八日に至り従前の諸規則を改正し、禁止免除を一層合理的に實施せんとした。此の規則は各種商品の分類を一九一七年三月の命令に依る三種類より二種類に変更した。

第一種は輸入禁止を一般的に免除し、從て何等の制限なしに佛蘭西へ輸入することを許容する商品で、A表に列擧され、主に食糧品(米、其他の穀類、野菜、馬鈴薯、牛乳、魚類)或種の原料品(磷酸鹽類、石炭、原油、硝酸鹽類)及び農業機械である。

第二種は輸入制限を受けた商品である。之に屬するものは非常に多く、一般關稅目錄に在る原料及び生産物の大部でB、C、D、E、F、G表に列擧された。此種商品に關しては免除委員の意見に從つて私人に對する免除が附與されることになつた。

右二種類に含まれる商品の外特別に規定された約十種の商品がある。之は絶対に輸入を禁止されるもので、禁止の理由は有害なる性質を有するか(酒精、リキユー酒、ブランデー)又は其の輸入を國家で獨占してゐるか(砂糖、煙草、マツチ)に在つた。

此の區分は従前のものよりも輸入特許に對して一層客觀的標準を與へたものに相違なかつたが、政府は更に私人に對する輸入禁止免除の特許を各個に實施する煩雜と弊害より脱却する爲に、コンソルシオ

ムりなる團體に一括して禁止免除を與ふる政策を取つた。コンソルシオムとは、商人及び製造家の多數と政府當局との間の合意に依つて組織された購買及び分配を行ふ一種のカルテルで、政府の監督に屬し價格、貿易及び輸送等に關して一定の拘束を受けた。政府はコンソルシオムに對して佛蘭西の設定した在外クレディットの利用を許した。此の方法に依つて政府は市場に於ける外國爲替に對する個別的な需要を調節し、且つ爲替相場を安定するに努めたのである。尙ほ海上輸送の場合に於て政府はコンソルシオムの商品に便宜を與へ、且つ輸入の獨占到近い特權をも附與した。輸入禁止政策が木綿、黃麻、石油、含脂種子等の國民經濟上大なる効用を有する多數の商品まで擴張されたのは、コンソルシオムに輸入の特權を與へたことに關係があつた。此のことは之等物資の輸入を阻止しようとしたのではなく、コンソルシオムをして獨占的に輸入を爲さしめようとするに外ならなかつた。

輸入禁止の免除、換言すれば輸入の特許はコンソルシオムのみを與へられ、之に加入してゐない商人及び製造家には原則として之を與へられなかつた。コンソルシオムに與へられた特許は輸入禁止免除委員が決定した輸入制限量の範圍量のみに限られた。此のコンソルシオムの制度は輸入制限決定上便宜多かりしことは疑ないところであつた。コンソルシオムは組合員の外國品購入の要求を集中するに便であつた爲、情況に應じて輸入制限の割合を適當に裁定することを得た。同時に個々の購入者間に特許された制限輸入量を分割配當するデリケートな仕事を容易にすることも出來たのである。故に若し最

初の希望通り多数のコンソルシウムが設けられたならば、輸入制限量の決定配當に關する困難は除却され、多数の商品を網羅する一般輸入品目録を作製することも可能であつたであらう。然るにコンソルシオムの實際組織された数は非常に少く、僅に木綿、黄麻、油脂原料、石油、製紙用バルブ、印刷用紙及び瑞西産木材に就いて組織されたのみであつた。

一方に於てコンソルシウムの外に他の合同購買機關が組織された、コントワールの即ち之であつた。コントワールは外國原料の購買及び政府の要求に依つて之等外國原料を以てする製造業に従事する企業者の集團で、聯合國就中米國よりの物資購入を容易にする爲に創設されたものである。コントワールは價格の統制をなさず、又財團を組織し或は自ら利潤を擧げる等のこともなく、唯會員の外國商品購入の要求（政府の注文に應ずる爲の需要に限つた）を集中したに止まつたので、之に許可すべき輸入制限割合の決定が容易であつた。斯くて戦争中期以後佛蘭西の輸入總額中の大部分は政府各局部の輸入及びコンソルシウム並にコントワールの輸入に限られた。

最後に私人に對する輸入禁止免除政策は輸入制限免除委員の或る者は輸入禁止免除の附與に付嚴格であつたと共に、他の或る者は寧ろ緩漫であり、一般的に見れば可成り寛大で、外國商品の輸入を有効に阻止するに必要な力強い統制は行はれなかつたことを記さなければならぬ。然し一九一七年（此の年の一部につき禁止政策が行はれた）と、一九一八年（此の年の全部に付き該政策が行はれた）との間に於て

佛蘭西の輸入が著しく減少したことは事實である。兩年に於ける物價の高低を除く爲に同一貨幣價值を基準として計算するならば、輸入は一九一七年の二百七十五億フランから一九一八年の百九十九億フランに減少した。輸入の減少は非常に多数の商品に於て行はれた。殊に私人の消費に屬するもの、例へば香水、石鹼、陶器類、硝子、水晶、或種の織物、皮革及び皮製品等に於て相當な減少が行はれた。尤も此の輸入減少は全然輸入禁止政策のみに負ふものではないのである。他の要素も亦輸入減少に影響してゐる。其の一つとして獨逸潜水艦活動の結果、商船噸數の減少を擧げねばならぬ。更に第二の要素として海上輸送の實行上優先政策が行はれたことである。該政策は輸入禁止規定の適用された物資の輸入を正確に阻止した。最後に掲ぐべき要素は輸入の對象たる外國商品の漸減並に之に伴ふ諸外國の輸出禁止であつた。斯くして佛蘭西の戦時輸入禁止政策は輸入の實際上の減少に對しては唯部分的貢獻をなしたに止まり、該政策の結果として當然輸入が減少した程度を計算することは困難である。

第三 非重要品の輸入制限

前述の如く戦時に於ては軍國重要品すらも輸入の制限を必要とするのであるから、非重要品の輸入を禁止若くは制限するの要あることは言ふ迄もない。特に國民生活の緊縮上奢侈品の如きは大に制限するの要がある。世界戦争中英國は船腹節約と奢侈抑制との兩見地より非重要品及び奢侈品の輸入を禁止し

た。即ち一九一六年三月一日以降政府の特許あるものを除くの外、紙及び其の製造に用ふる凡ての原料（英國は新聞用紙を年々約百八十萬噸宛輸入してゐた）、紙數十六頁を超える定期刊行物（郵便に依る一部送りのものを除く）、原料及び製造煙草、家具用材木及び建築用石材並にスレートの輸入を禁止、爾後罐詰、乾燥果實、藍類、セメント、綿糸及び綿製品（メリヤス及びレースを除く）乃物、脂肪酸、家具及び其他の木製品、金物、油布、石鹼、玩具、カルタ、ゲーム、櫛、樺、榆及び榿材、毛織物及び毛糸製品（毛糸を除く）、硝子、炭酸水、林檎、トマト等の輸入を禁止し、オレンジ、バナナ、葡萄、アルモンド及びナットは輸入額を制限し、印度茶も亦外國茶と共に或範圍に制限された。之と相前後して政府は、砂糖、茶、煙草、コ、ア、珈琲、揮發油及び賣藥等に對する關稅を倍加し且つ奢侈抑制の目的をも兼ねて自動車、映畫、時計、寫眞機、樂器等に對して從價三割三分三厘の關稅を課した。所謂マツケナ關稅は之である。

第三節 輸出の調節

戰時には軍國必需品充足上、必要な物資を國內に留保する爲輸出の制限を行はなければならない。他面に於て情況之を許せば與國に對して物資の融通を行ひ共同戰爭の實を擧ぐると共に過剰商品を輸出して國際收支を順調ならしめ且つ國內經濟活動の維持に資することが必要である。

英國に於てもエリザベス時代西班牙戰爭に於ては穀物の輸出は禁止され、七年戰爭間は穀物、肉類、小麥粉、パン及び澱粉其他の輸出は禁止され、更に十八世紀末より佛蘭西戰爭に於ては糧秣の輸出は制限されたことがある。最近世界戰爭に於ては開戦直後食糧の輸出は禁止され、數ヶ月後飼料も亦同様とされた。次で一九一四年秋政府は羊毛及び或種の毛織物の輸出に制限を加へた。即ち輸出に對しては商務省の認許を必要とし、同省は軍用に適する羊毛及び織物は輸出を拒否した。一九一五年五月政府は英國海軍、聯合國海軍、鐵道、軍需工業等の需要及び一般國民の需要に對して至當な價格を以て十分なる供給を準備する目的を以て、中立國に對する石炭の輸出を禁止するの權能を得、爾後商務省の認許を経ずして石炭を輸出することは之を差止めた。此の間兵器省よりも鐵鋼生産増加に應ずる石炭の供給確保を要求してゐた。平時英國の石炭輸出量は全生産の約三分の一に相當してゐたが、開戦以來の輸出量中立國向の數量は二割七分であつた。一九一五年七月政府は自國及び聯合國の供給を確保する爲、中立國に對する鐵鋼の輸出に制限を加へた。即ち高速度鋼の輸出は兵器大臣より特許狀の交付を受くるもの、外之を禁止したのを始めとして、爾來輸出特許狀交付の範圍も亦極めて局限され、一九一六年より中立國市場に對する供給は原則として全部閉塞された。

戰時中佛蘭西に於ても開戦直後より數次の法令を以て重要品の輸出を禁止した。今兵器製造に關係ある禁止品目を見るに兵器、彈藥、飛行機、交通器械、光學機械、兵器製作機械、金屬及び鑛物、化學工

業品、各種原料材料等に及び其の品目は數百を數へてゐる。

重要品の輸出は與國に對する限り之を緩和し共同戦争の趣旨を達成すべきである。戰時中交戰諸國は例外なく之を認めたのみならず、極力供給を圖つたものも尠くなかつた。例へば英國は佛蘭西に對して鐵鋼、石炭、羊毛及び一部の兵器を供給し、佛蘭西は英國に對して飛行機、火砲等を供給した。露西亞は英佛に對して兵器被服等の供給を仰ぎ、又聯合諸國は米國より各種軍需品及び食糧其他の品を多量に購買輸入した。

中立國に對して原則として輸出を禁止する物資と雖も、之が輸出を交換條件として輸入を圖ることの必要な物資もあるので、之が除外例を設くるの要がある。例へば戰時中英國は中立國に對し鐵鋼の輸出を禁止したが、國際貸借決済上必要と認めた場合は除外例を設けた。南米向軌條の如きは之である。又英國は西班牙より鐵及び鋼の鑛石を輸入してゐたので同國に於ける採鑛作業用石炭に對しては特に輸出を認めた。又瑞典、諾威に對しても坑木及び各種鑛石並に鋼鐵と交換的に石炭輸出を特許した。米國が南米より硝石を輸入する場合、之が採掘機械、燃料、坑夫の食糧等を交換的に供給し、我國と船鐵交換を行つたのも亦之に屬する。獨逸に於ても輸出入部及び之が顧問機關として帝國輸出入委員會を附屬し、鐵鋼工業品輸出認可中央部外二十數個の認可機關を指揮し輸出の調節に任せしめた。

戰時には必要物資の供給を楨杆として中立國を與國に引入れる等のことも行はれる。伊太利は殆ど石

炭を産出せず其の供給を全然英國に仰いでゐた。之が爲伊太利は英國に經濟上の死命を扼されてゐる姿となり後者の勸説に依り同盟側に背いて聯合側に左擔したのであるとさへいはれてゐる。

第四節 戰時海運の統制

第一 戦争と海運

戰時海運の重要性は世界戦争の經驗に依つて一層具體的に證明された。國民生活の安否及び國家興廢の分岐が自國商船の充實及び其の航路の維持如何に存するの事實が、今更の如く痛切に各國民に徹底せしめたこと、此の世界戦争五年間の經驗に過ぐるものはない。聯合國特に英國は全幅の努力と凡ゆる犠牲とを傾注して、自國並に聯合國海上輸送の充實及び安全を策し、之が成功を見た爲國內に於ける戦争に因る困難の増大及び各方面に於ける戰況抄々しくなかつたに拘らず、遂に最後の勝利を獲るに至つた。之に反して開戦の當初に於て早くも制海權を喪失した獨逸は四年に互り陸上に雄勝を持続し乍らも、遂に胃を聯合國の軍門に脱がなければならなかつた。又海港に出づる通路を閉塞された奥匈國は其の倚賴せる强悍な同盟國に先ちて既に國內窮迫に陥り、終局に對する一縷の望も抛擲してしまつた。戰時海運力の如何が戦争の勝敗に影響するかは之に依り如實に示されたのである。」

戰時に於ては軍事上巨大な船腹を必要とする。日露戰役に於て我國船舶が總噸數百萬噸に充たなかつたに拘らず、陸軍だけで五十萬噸以上を徵用した。世界戰爭に於ては、戰局の進展と共に軍事上船腹を要すること益多大となり、商船の徵發さるゝもの從て増加し、英國の時局最多端の時期には軍事徵用は自國全船舶の九割に及び、佛蘭西に於ても一九一七年末には殆ど全部の船舶は軍事に徵用されてゐた。

戰時には戰爭行為に依り多數の船舶が減少せしめられる。即ち敵國海軍の活動に依り船舶の撃沈さること之である。機械水雷、要塞の砲撃等も亦其の原因として擧げられる。世界戰爭中戰爭行為に基く船舶喪失高は聯合國及び中立國を合して一千二百八十一萬五千噸に上り、英佛の如きは開戰當初の全商船の概ね四割を失ひ、中立國も亦二割乃至四割七分を失つてゐる。又戰時は航海距離の延長、航路の變更、船員補充の困難、老朽船の使用等に依り普通海難の率すら之が増加を見るのである。戰前四十萬噸程度の普通海難が世界戰爭中は一年七十萬噸の割合に達した。

戰時には右の如く巨大な船腹の一時又は永久的減少を見る外、船舶の利用率も亦著しく減退する。即ち第一に敵國海軍等の妨害に依り航路の變更延長を已むなくせしめられることは是である。例へば戰時中一九一五年九月地中海に獨逸潜水艦の出現以來商船の撃沈されるもの漸く多きを加へた爲、航行甚しく危険に陥つた。其の結果多數船舶は阿弗利加南端を迂迴せざるを得なくなつた如きは之である。又戰時中商港の混雜、埠頭設備の軍用、荷役勞力の不足等は造船工場の軍事的徵用及び職工の缺乏等に依り船

船の修繕工事を遅延せしめること、相俟て船舶の利用率を低下せしめること甚しきものがある。

叙上の如く戰時に海運界は船腹に不足を生ずる諸條件を備へてゐるに拘らず、海運界に對する諸國々民經濟の要求は益々大を加へるのである。交戰諸國は其の軍需品及び國民必需品の供給を條件之を許せば海外に仰ぐの要あること切なる爲に、之が輸入には尤大なる船腹を必要とする。而も戰爭の關係上平時の如く便利な近距離の地方より輸入し得ることは望めない場合が多く、自ら遠隔せる地方よりの輸入を以て之に代へなければならぬ。斯くて勢ひ船舶航海距離を延長する。航海距離の延長は船舶の多數を要することは言ふ迄もない。世界戰爭中の事例に就て見るも、從來露西亞及び東南歐羅巴の資源に依存した西歐諸國の食糧品は之をアメリカ及び濠洲等より供給を受けなければならなかつた。英國を中心として考へるとアメリカと濠洲とは船舶利用上の相違があり、濠洲に一往復する期間にアメリカは三往復することが出来る。

他方に於て斯ゝる船腹の需要増加に對する補充の可能性も亦戰爭の爲に低下せしめられる。交戰諸國の造船設備は艦艇の建造修理は勿論、兵器彈藥の製造に利用されること多きは世界戰爭の實驗したところである。假に造船設備の擴張を行はんとしても、鐵鋼其他の材料は多く軍需に優先取得され、勞働も亦兵員及び軍需工業に吸收されるので、之が實施は困難である。戰前各國造船能力は一ヶ年凡そ三百萬噸であつて、其の内英國は百七十萬噸乃至百九十萬噸を新造し、獨逸は約五十萬噸を建造してゐた。然

るに戦時中一九一五年の世界各國造船高は約百三十萬噸に激減し、一九一六年にも約百七十萬噸となり前年に比して稍増加したが尙頽勢を挽回するに至らなかつた。一九一七年には英國の造船能力の恢復したると日米蘭等の造船力の急激なる發展の結果三百萬噸の進水を見、漸く戦前の水準に達することを得た。而も此の新造船は戦時中の喪失船腹を補ふに足らなかつた。今世界戦争中に於ける世界船腹の情勢を掲ぐれば左の如くである。

聯合國及中立國船腹情勢¹²⁾(單位千噸)

開戰當時現在	開戰當時現在		各年末現在
	喪失	新造	
一九一四年自 八月至十二月	四二、四四四	—	—
一九一五年	—	一、〇二二	四二、七七五
一九一六年	—	一、二〇二	四二、三五三
一九一七年	—	一、六八八	四一、一四八
一九一八年 十月末迄	—	二、九三七	三七、四五七
總計	—	一〇、八四九	三八、二八六
開戰當時現在	六、六四八	—	—
戰時中喪失	三、一五〇	—	—
戰時中新造	—	一、〇二五	—
一九一八年 十月末現在	—	—	四、六二三

同盟側船腹情勢(單位千噸)

右諸表の示す如く休戰當時の世界船舶總數量は戦前に及び得なかつたのである。漸く一九一九年に於て辛じて戦前水準に恢復を示した。因に同盟國側の喪失船腹中二百四十萬噸は聯合國の押收使用せしところであるが、主として軍用に供せられた爲、一般海運界を賑はすには至らなかつた。

以上の如く世界戦争の事例に見るも戦時中は船舶の需要増加せるに反し供給之に伴はず、就中軍事徵用船の激増と戦禍に依る喪失船の増加とは船腹需給の關係を決定的に不良化し、到る處之が不足を生じ、爲に備船料及び運賃率は非常なる増加を見た。茲には其間に於ける主として英佛の事蹟に就て一應の回顧を試みやう¹³⁾。

第二 政府備船料の公定

英國政府は一九一四年八月五日國家的緊急の爲、運送船及び補助艦船用として大多數の船舶を即時徵用を必要とする旨を宣言したが、情況切迫して躊躇を許さなかつたので、海軍大臣は英國の近海に在る船舶の即時徵發を實施した。其の數量は英國商船噸數の約二割であつた。政府は徵發船に對する備船料を公定することとなり、一九一四年十月之を發表した。是れ所謂「青表紙率¹⁴⁾」であつた。此の公定備船率は元來開戰當時に於ける通常の營業費を基礎として算出したものであつた。其の後戦局の進展に伴ひ船主の負擔に歸すべき船舶經費即ち船員の給料、食費其他必需品、船舶の修繕維持、海上保険料等の費

用著しく増加した爲、制定當時に於ては左迄不満でなかつた料金率も後には著しく低廉に失し、當時中立國船舶の取得した収入の約七分の一に過ぎなくなつたといふので、多數船主の不満を訴ふるの聲漸く大となつた。政府は一九一八年五月十七日之が改訂を爲し、更に戦局の進展に伴ひ、聯合國備船委員會なるものを設け、備船料率の統一に付圖るところあつた。

佛蘭西海軍が徴發した商船の隻數は四百七十七隻總噸數約百萬噸に上つた。此の莫大な船腹の徴發は商船の商業的利用を害し、且つ政府の支拂ふ補償金は海運業の實際的損害を十分に補償するを得なかつたともいはれてゐる。徴發船舶の補償金額を定めることは非常に困難であつて、之に關して發布された法令の數は百を超え、生じた訴訟は甚だ多く休戦後數年を経て尙裁判所に於て審理中のものも尠くなかつた。徴發船舶に對する補償金率は客船、貨物船及び貨客船等の區分に依り決定された。

第三 戦時海上保険

開戦當初英國政府は徴發を免れた船舶に對して戦時保険制度を施行した。通常船主は普通の海上危険に對し保護されるに止まり、敵の危険に對しては保護されないのを例としたが、政府は敵の危険に對しても保護の實行を欲し之を要求して船主相互協會をして保護補償組合を組織し政府補助の許に自らを保護せしめることとした。

帝國國防委員會専門委員に於て起案された英國政府案は、保護補償組合の収入に係る保険料の八割は政府に於て之を取得する代りに、組合の負擔せる危険の八割は政府之を補償するにあつた(再保険)。同時に危険殘部の二割は組合の負擔とし、之に對しては保険料の二割を組合の収入と爲した。保険料率は爾來船貨保険に任ずる政府の一機關及び一顧問委員會に依り支配せられ、一定の率に依ることになつた。此の一見恩惠的な制度の下に在り乍ら、六ヶ月間に船主が戦時保険に支拂を必要とした額は船舶價格一億二千萬磅の三分に上り、負擔の大なるに苦しんだのである。十八隻の不定期船を所有せる一商會の如き對敵保険の爲支拂つた料金は一萬四千磅に達したといふ。

積荷の戦争危険に關しては、船舶の場合と異り、國家の直接元受保険とし、國家が其の引受金額を保證することとした。これ荷主の間に船主相互協會の如き組織がなかつたのにも因つてゐる。

佛蘭西に於ては一九一七年四月十九日の法律に依て、總噸數五百噸以上の船舶には船體損害保険に附することを強制した。右法律執行の爲命令を以て航路區分に依り月割保険料が定められた。而して船舶が武装した場合は三分、無電装置ある場合は二分、武装し且つ無電装置ある場合は五分を夫々保険料より割引することとなつた。尙三ヶ月以上の期間に對して保険する場合は保険料の五分を割引した。右法律は一九一九年十月八日の法律を以て廢止された。

世界戦争中我國に於ても英國等の事例を參酌し大正三年九月十二日戦時海上保険補償法を發布し、以

て對外通商航海の恢復及び發展に資するところあらしめた。同法の趣旨とするところは(一)日本に船籍を有し主務官廳の定めたる航路の航海を爲す船舶並(二)本邦船舶に搭載する輸出入貨物の積荷に對し低率の保険料を以て戦時海上保険契約を締結することを容易ならしめるに在つた。保険業者が主務官廳の定めた保険料率以下に於て前記船舶又は積荷に對し戦時海上保険契約を締結し、戦争に因る損害を填補したときは、政府は保険業者に對し其の填補額の百分の八十を補償すること、なつた。同法の實施は能く保険契約の締結を容易ならしめ、本邦對外貿易及び航海の維持發展に資するところ大なるものがあつた。

同法實施後獨逸潜水艦の活動に依る海上の危険は益々加はり、殊に大正六年二月獨逸の無警告潜水艦戰の宣言以來、聯合國船舶にして其の犠牲と爲るもの増加し、地中海及び北大西洋方面の航海は危険甚しきに至つた。之が爲に保険料は暴騰し從來補償法に依る政府所定の料率は數回に互り改正されたに拘らず、尙且市場料率との間には多大の懸隔を生じ、保険業者は政府所定の料率を以ては保険引受頗る困難と爲り、保険市場に於ける消化難を來し、延て貿易航海の發展を阻碍せむとするに至つた。斯くて一旦効果を收めた補償法の規定も危険大に増加したる状態の下に適應せざるに至つたので、更に適切なる立法を爲すの必要が認められ、大正六年七月二十一日戦時海上再保險法が發布せられ、同時に補償法は廢止せられた。

右再保險法は補償法の規定に更に一步を進め政府自ら再保險業務を經營することを定め、元受保險の成約を容易ならしむるを趣旨とするのであつた。其の要綱は日本の保險業者又は日本に支店事務所若くは代理店を有する外國保險業者にして、主務官廳の定めたる保険料率以下に於て(一)日本に船籍を有する船舶又は(二)本邦輸出入貨物若くは右船舶に搭載する積荷に對し戦時海上保険契約を締結し、戦争に因る損害の填補を約したるときは、保險業者は其の損害の填補に付政府に對し再保險を爲すことを得るに在つた。

本法は海上の危険甚しきに際し、戦時保険契約の締結に頗る便益を與へ、通商航海の維持發展に裨益する所尠からざるものあつたが、大正七年五月に至り從來の航海保險の外更に期間保險をも行ふこと、し、以て時局の進展に基く海上交通の利便を進めた。休戦後海上の危険殆んど全く去つたが、大正九年八月三十一日迄之を存續せしめた。

第四 船積の徵發及航海の統制

戦争の發展と共に船舶運賃は一九一五年初頃より上騰を始めた。今英國の例に就て戦前及び一九一五—一六年の狀況を示せば左の如くである。

一九一四乃至一九一六年航洋運賃状況(單位志、片)

積荷地	積荷	一九一四年		一九一五年		一九一六年		同		同	
		一月より三月	四月より六月	一月より三月	四月より六月	一月より三月	四月より六月	七月より九月	十月	七月より九月	十月
紐育	穀物一コトター	一・三	七・四	一・三	一・九	一・三	一・九	一・三	一・九	一・三	一・九
費爾府	穀物一コトター	二・〇	六・三	二・〇	二・一	二・〇	二・一	二・〇	二・一	二・〇	二・一
亞爾然丁	穀物一コトター	二・一	六・三	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一	二・一
上流	穀物一コトター	九・一	六五・一	九・一	一四〇・四	九・一	一五・九	九・一	一五・九	九・一	一五・九
同下	穀物一コトター	九・一	六五・一	九・一	一四〇・四	九・一	一五・九	九・一	一五・九	九・一	一五・九
孟買	穀物一コトター	一六・七	四四・〇	一六・七	二二・〇	一六・七	二二・〇	一六・七	二二・〇	一六・七	二二・〇
濠洲	穀物一コトター	二八・〇	四四・〇	二八・〇	二二・〇	二八・〇	二二・〇	二八・〇	二二・〇	二八・〇	二二・〇
紐育	食糧品百封度	〇・二	一・二	〇・二	一・二	〇・二	一・二	〇・二	一・二	〇・二	一・二
紐育	棉花百封度	一・五	四・八	一・五	四・八	一・五	四・八	一・五	四・八	一・五	四・八
ビルマ	米一噸當	三・三	六・三	三・三	一六・六	三・三	一四・二	三・三	一四・二	三・三	一四・二

斯くの如き船賃の騰貴を無爲に放置するときには特に英國の如く國民食糧の大部分を海外より輸入する國に在ては國民生活に對して大なる壓迫を加ふるので、同國政府は軍用徵發以外の船舶に對しても其の船賃を低廉に維持するに苦心し、先づ食糧品輸送船腹の料金を注意を向け始めたのである。即ち政府は開戦第二年至り自國船の冷蔵装置の空積の統制を圖るに至つた。此の空積の如何は自國及び聯合國の軍隊に對する肉類の供給を左右し、其の價格に影響する處大であつた。政府は一九一五年四月十三日濠洲及び新西蘭と交通する英國船舶の冷蔵空積全部に對し徵發命令を發し、二週間の後には亞爾然丁及びウルグエーと交通する船舶に對しても發せられた。同年十二月二十二日には英國船舶の冷蔵空積全部を

徵發した。其の總噸數は可成り大で、毎年リヴァープレートより四十五萬噸の肉類が到着し、濠洲よりは更に大なる數量が來た。此の企畫は圓滑に行はれ、亞爾然丁よりの冷蔵肉航洋運送の經費は爾後一封度一片以上を、濠洲よりは一片四分の一以上を要しなかつた。

政府は一九一五年末食糧供給確保の爲船積徵發政策を擴張した。四月より八月に至る間船賃は若干變動があつたが秋季には急騰し、小麥價格も亦同一の傾向を呈した。政府は食糧輸送船積徵發委員を設けた。委員は海運事業の専門家より成つたが、之等の人々は一面海軍省輸送局の顧問であつた。委員の任務は食糧輸送の爲十分なる船腹を得ること及び其の運賃の一定限度以上に騰貴することを防止するにあつた。委員は食糧供給委員の指定に従ひ食糧調達に對し十分なる船腹を轉用若くは徵發する權能を與へられた。委員は直ちに定期客船及び貨物船の徵發を開始し、其の船積の五割乃至七割を食糧輸送の爲充當した。

一九一六年秋には大西洋横斷の小麥輸送料金は一コトター十八志より七志若くは八志に引下げられた。之が爲食糧價格も同時に下落し、爾來小麥は一コトター(四封度)に對し、運賃として約四分の三片を支拂つたに過ぎなかつた。砂糖は既に一封度に付二分の一片の協定運賃を支拂つてゐたので、食糧の三大宗(肉類、小麥及砂糖)は最早過分の航洋運賃の支拂を必要としなくなつたのである。

徵發委員は一九一五年十一月十日の命令に依り、英國船舶の使用に關し更に廣汎な權限を得た。現在

の海運業の根本組織を動搖せしむるが如き企圖はなかつたが、海運上英國自身の要求は之を最優先の地位に置くの必要を痛感し、五百噸以上の船舶及び外國港間交通の英國船舶は全部政府の認可を受けた上航海を実施することを要求された。後に至り該命令の内容を擴張し、凡そ船舶は其の航海の如何に拘らず全部認可を受くることとした。斯くの如く英國船舶の行動は一層政府の干渉を受くると共に其の貨物船積は全部徴發し盡くされたのである。而して上記徴發船舶に對しては曩に軍用船舶に適用した備船料率（青表紙率）を支拂ふこととなつた。

米國に於ても船舶院は一九一七年十月十五日正午を期し二千五百噸以上の航洋船舶全部を徴發し、一應政府に歸屬せしめた後、直に使用しないものは必要とする迄従前の所有者をして運航せしめた。而して徴發船舶は期間備船の形式を以て使用し、之に支拂ふべき備船料率を制定した。而して戦局の進展並に聯合諸國の備船料は聯合國備船委員會なるものに依り統一を企圖されたことは既述の如くである。

第五 輸送品目の制限

一九一六年二月頃には英國は商品輸送の爲、戦前利用し得た毎百隻の船舶中六十七隻を利用し得るに過ぎない計算で、而も其中二十一隻は外國船であつたので、船積の經濟的使用の爲新たな方法を講ずることが必要であつた。其の内主なものは容積の大なる非重要商品の輸入に對する制限であつた。一九一六

年二月十五日の勅令に依り、三月一日以降政府の認可あるものを除くの外、紙其の他の輸入を禁止した。單に紙類でも三分の一の削減は、二乃至三週間英國諸港灣に入港する船舶全部の噸數に相當する船積を節約し得る計算であつた。其の他の貨物に對する制限は約一ヶ月間の入港船舶の噸數に匹敵した。海軍は既に商船噸數の二割乃至三割を徴發してゐたので、此の勅令は海軍徴發船腹の三分の一に相當する船積を回復する結果となつた。而して新勅令施行の爲には多くの機關が設けられた。

三月末認可を要する輸入品目は更に藍類、其の他多數商品に互り増加された。一九一七年初頃より紙及び紙製品の輸入は一層制限され、普通の輸入の三分の二より二分の一に減せられた。

船腹調節の方法の一として政府は木材輸入に關し一の計畫を實行した。英國が一九一六年中海外より輸入した木材は六百四十萬噸に上り、尠からざる船腹を取られたので（英國の戦前輸入する貨物の總噸數は五千萬噸、一九一六年には三千萬噸）、之が輸入の調節に對し著意するは當然であつた。右六百四十萬噸中二百萬噸は炭坑の支柱に用ひ、殘餘の大部分は英本國及び在佛國の軍隊用であつたので、坑木は兎も角其他のものは佛國の供給に仰ぐこととなり、佛國政府は二個の大森林の伐採を許した。

之と相前後して、政府は船腹節用の趣旨を以て砂糖其の他の關稅を倍増としたのみならず、奢侈抑制の目的をも兼ねて自動車其の他に對して從價三割三分三厘の關稅を課したことは既述の如くである。

第六 船主の利潤制限

英國に於ける肉類及び小麦運送の爲にする船腹の徵發及び、一九一六年春に於ける輸送商品制限の如き、船腹利用政策は相當の効果を擧げたに拘らず、同年秋に於ける同國國民の感情は船主の利益の過多なることに對し漸次激昂するに至つた。労働黨議員アンダーソンが十月十七日議會に於て汽罐工協會労働組合書記ヒルの最近聲明を引用して陳述する所に依れば、労働賃銀は一九一四年七月以來一割五分以内を増加せるに過ぎなかつたに反し、政府の調査に依るも物價の平均騰貴は四割五分に上つてゐる。然るに一方に於て建造船舶は一九一四年に於ける生産原價よりも五倍乃至十倍の價格にて賣却せられ、最上級の繁榮の部類に屬しない一造船會社の如きも三十六萬磅の資本金にて一年間に二十四萬磅の利益（七割）を擧げることが出來た。アンダーソンは更に船主の利益に論及した。南米船賃は開戰當初に於て十志であつたものが、一九一六年初期には百五十志となつた。氏は以上の諸點より何人と雖も労働者に對し、造船業者及び海運業者が巨利を博してゐないことを納得せしむることを得ないと論斷した。

此の公衆の不滿に對し釋明を試むる爲、商務大臣ランシマンは一九一六年十月十七日下院に於て重要な演説を爲し、始めて詳細に互り説明する所があつた。氏は公衆の感情が海運界に對して平かならざる趣に付一言辯明すと冒頭し、當時約一萬隻の英國商船隊中僅々千百隻（正確に云へば千百十八隻）の

航洋船舶が政府の統制外に在つて自由に活動しあるのみで、其の殘部中陸海軍の勤務に服せる多數船舶は青表紙率に依る公定備船料の支拂を受けてゐる。又食糧徵發委員に依り徵發され、若くは聯合國の爲通商に従事する他の船舶は公開市場率よりも遙に低き公定率に依り備船料金の支拂を受けつゝある。統制外の右千百十八隻の中二百九十七隻は英國の利益を維持する爲、外國に在て永久的外國諸港間の通商に従事してゐる。五百八十八隻は定期貨物船若くは諸外國との關係保持の爲定期船會社に備船されてゐる。最後の二百三十三隻は自由不定期船で、時々新聞雜誌等に現はれる所謂高運賃組は之である。議會に於ける問題の種となるは實に此の種不定期船のことである。而も此等不定期船中食糧輸送に従事せる船舶の數は約六十隻に過ぎないから、假りに法外の高運賃を貪りあるとしても、大して問題ではないと説明した。

次に食糧價格の騰貴との關係に關して商務大臣は左の如く述べた。一九一六年秋に至る迄の肉類價格は一封度に付四片若くは五片、米國製ベーコンは八片若くは九片、加奈陀チーズは四片若くは五片を各々騰貴したが、其騰貴額中船賃の騰貴に基く額は各々八分の三片乃至二分の一片で、之は小麦に就ても亦同様である。濠洲に於ける小麦の買付に關し、政府は船舶轉用の準備整はざる限り、買付を實施するを得なかつた。濠洲通ひの貨物船は小麦季節中濠洲に對し、二回半の航海をなし得るに過ぎないに反し、大西洋横斷の不定期船は一年六乃至八回の航海を爲し得たので、貨物船の濠洲への轉用は不經濟で

あつた。しかし政府は小麦の供給を一市場のみに依頼し得ない爲に不經濟を知りつゝ之を實行した。貨物船の廻送能率を擧ぐる爲、マネジャー、船長及び機關部員をして航海を促進せしむる様、一航海に對する備船料金を定めた。當時の備船料率は船主側の計算に待たずして此の種の計算に熟練せる専門家に依り起案された。

右の如き商務大臣の説明に拘らず船主の不評判は一朝一夕に之を除去するを得なかつた。若干の汽船會社の年次報告は最近の利益の大なることを示した。即ち英國汽船信託會社の一九一七年六月三十日に終る一年度間の決算は優先株に對する配當を控除して三割の配當であつた。同時にフアーネス・ウイシイ會社は同年度株主に二割を配當した。一方に於てロード・フアーネスは其の會社の年次報告に於て注意を喚起して曰く、本年度間海運業は凡ての他の産業同様に八割の戰時利得税を負擔せるのみならず（以前は六割）、政府は殆ど航洋船舶全部を青表紙率にて徵發を實施してゐる。此の補償は戰前平均の利益に達しない。而も今や船舶は如何なる航路よりも引揚げられ、國家的必要の地方に使用されてゐる。將來此の廢航路を回復するには自然困難が生じよう。外國船主は何等の統制を受けない爲巨利を博するを得、同時に英國船舶の競争を脱するを得る利益がある。此の場合開戰初期英國會社に依り蓄積された積立金が如何に我が海運業に對し大なる効果を與ふべきかは明であるとなし、船主利潤の過大ならざるを辯護した。

一九一六年十一月船舶徵發委員は物價騰貴の原因と海運との關係に就き調査を命せられたが、委員の報告せる意見は左の如くである。

- 一 若し情況之を要せば船賃に對する政府統制を擴張すること
- 二 船腹に對する争奪は減少を必要とする
- 三 非重要な輸入は更に削減を要する、若干の他の品種に對しては優先的取扱をなすべきである
- 四 船腹の増加を圖ること、特に新船建造を必要とする

右第一、第二項の意見は採用せられ、新海運大臣のマクレーに依り必要な處置を取らるゝに至つた。一九一七年冬同大臣は先づ濠洲貿易の船舶、次に組織的に全定期船に對し新な管理組織を適用した。凡ての船主は海運大臣を長とする一委員會に網羅せられ、青表紙率に依り認められた額以上の利益は全部國庫に歸屬し、競争其他一切の動機は之を消滅せしめることとした。

一九一七年大藏大臣ロイド・ジョージは政府の海運政策の現況に就き説明し、船舶管理實施は時機を失し、船主をして巨利を博せしめたのを遺憾とし、自己も亦之に對し責任を感ずる旨を告白した。氏の説明に依れば、今や千六百隻以上の船舶の九割は徵發されてゐる。最初は青表紙率すらも船主に對し大なる利益を與へたが、經營費増加の爲徵發條件の下にては船舶は戰前と同様の利益を收め得ざるに至つた。船舶の徵發不可能の場合には海運大臣は船賃の統制を實施した。

四千乃至五千噸級の近海航路船の場合（船長、船主同一人なるもの屢々あり）に於ては、政府は其の中絶を虞れ、利益の制限を爲すを得策としなかつた。蓋し此の近海海運の消長は國民生活の安危に影響したので、政府は之が企業家の精神を阻喪せしむるが如きことを避けたのである。

一面に於て大蔵大臣は船主の保護策を講じた。即ち超過利益法に於て某年度間の事業収益にして戦前の利益より少額なるときは、不足額を以前の年度に於て政府の收得した超過利益金より補填すべき旨を規定した。

上記船主の利潤問題と共に政府の注意を喚起したのは船價の問題であつた。一九一四年八月開戦當初には一時通商社絶し船舶の買収引も殆ど行はれず、従て七千五百噸型船舶の價格も開戦直前の四萬二千五百磅（噸當り六磅八志）より何等上騰を見なかつたが、十月頃より漸次船舶の航行を再開し得るに至り、船舶に對する需要増加した爲、十二月頃には一躍噸當り八磅に達し、翌一九一五年六月には十一磅となり、一九一六年六月には二十四磅に激騰し、殆ど停止するところを知らない有様であつた。茲に於て政府は一九一六年八月賣船統制の方策を定め、外國人に對し直接間接に戦時及び戦後三ヶ年間英國船舶を賣却するを禁止した。政府は更に翌一七年二月海運大臣の特許あるにあらざれば、個人及び會社の船舶購入を禁止したので船價も亦多少緩和するところがあつた。

戦時中佛蘭西海運業の利潤が如何なる點まで増加したかを休戦後間も無い今日決定的に論斷すること

は不可能である。從來發表された觀察乃至見積は樂觀的になると悲觀的になるとを問はず、孰れも政略的考察の影響を受けたものであつた。若し船主が其の利潤の全部若くは大部を船舶の復舊に使用するものとせば、船主の利潤は十億法を超過したと言つて過りない。戦時中船主は約四十五萬噸を建造し、百二十萬噸の建造を注文したのは事實である。之等の復舊經費を概算すれば十七億法にも達するのである。

第七 船腹不足と國內産業

英國に於ては上記船舶徵發委員の意見たる輸入制限の勵行案は船主の提案とも相一致した。制限政策は一九一六年初頭に採用せられ後擴張されたが、輸入認可狀の發行寛大であつた爲、其の効果は比較的少かつた。煙草の輸入は禁せられたが、一九一六年九月中尙ほ價格八十八萬磅を買入れた。同月中紙の輸入額は六十五萬二千磅、絹製品百萬磅、陶器及び硝子十八萬八千磅に上つた。一九一七年二月炭酸水、林檎及トマトウは禁止品目に指定せられ、オレンジ、バナナ、葡萄、アルモンド及ナットは一九一六年の輸入額の二割五分に制限せられ、銈罐詰は五割となり、印度茶と共に或範圍に制限された。珈琲及びココアは禁止されたが、兩者共國內に多量のストックがあつた。此のストックは若し英國に吸収しなかつたならば恐らく獨逸に輸入されらうといはれた。

一九一七年夏に入り、獨逸潜水艦は急激に商船噸數を減少せしめつつあつて、最早重要な輸出入を

も制限するの已むなきに至り、棉花の如きも亦此の厄に遭つた。之が爲綿業界の蒙つた困難の状に關しては別に述べた如くである。此の綿業危機は一九一七年夏に於ける英國船腹不足の重大なることを證明して餘すところがない。又彼の羊毛工業に於ける原料制限の如きも、可成り面倒なる問題を起して實施されたに拘らず、船腹不足の緩和にさして貢献する處なかつた。

商務大臣ランシマンは一九一六年十一月、二百二十五萬噸の船舶が既に開戦以來損失に歸せる旨を發表した。同期間建造船舶の噸數は到底此の損害を補ふ能はざるのみならず、造船能力は却て戦前の生産に比し著しく減退を呈した。

第八 戦時海運労働

世界戦争に於ては船舶の喪失多く造船噸數亦激減したるに拘はらず、兵員及び軍需工業に多數の労働者を吸収された爲、海員の供給には各國共に困難を感じた。英國に於ては開戦と共に海軍豫備員の召集及び商船乗員の海軍徵募となり、或は或種の外國人及び亞細亞人を排斥した結果、海員の供給著しく缺乏を告げたので、英國政府は海員の養成を以て緊急となし養成機關の設立、待遇方法の改善を以て海員志願者の誘致に努めるところがあつた。政府は一九一八年九月グレーヴSENDに海員養成所を設立し、海員の短期速成を企圖した。又海員待遇に關しては大に努め、給料を増加すると共に戦時割増手當、航

海手當等の支給を爲し、又は養老年金、災害救済等の方法を講じた。戦時中の船員給料を比較すれば左の如くである。

戦時中英國船員給料月額變遷¹⁸⁾

	一九一四年	一九一八年
水夫長	五・一六	二二・〇〇
大工	六・〇六	一三・〇〇
舵夫	四・一八	一〇・一〇
水夫	四・一八	一〇・一〇
火夫長	—	一一・〇〇
火夫	—	一一・〇〇
油差	五・一六	一一・〇〇
火夫	五・一六	一一・〇〇
平均	五・一四	一一・一〇

(備考)本表は遠洋航路汽船々員の給料を示し、一九一七年海事協會協定のもの内より戦時手當一磅を減じたる額とす

右の如く英國に於ては戦時中海員の待遇向上に就ては大に努めた結果、重大な海員の罷業を見ることなくして戦争を終始した。佛蘭西に於ても戦時中は海運業各部門の従業員は軍事的統制の下に在つたので、罷業の如きは起らなかつたのである。

第九 世界戦争中我國の海運¹⁹⁾

世界戦争の我國海運に及ぼした影響は之を一言にして盡せば斯界未曾有の殷盛を馴致し、運賃、備船料は奔騰して當業者の収益を増大し、事業の基礎を鞏固ならしめたと共に、貿易及び航權は擴張せられ、造船力は増大し、海運國及び造船國としての世界的地位は著しく向上を見たのである。

戦亂の勃發するや、敵國船舶の直に其の航海を停止したること言ふ迄もなく、聯合國及び中立國の船舶に在ても軍用の爲徴發せられ、通商界を脱退したるもの頗る多く、加ふるに戦争の繼續に伴ひ敵國潜水艦に依り撃沈せらるる船舶漸次増加し船舶の供給著しく減少した。他方に於て聯合國に對する軍需品及び食糧品の輸出漸次増進し、船舶に對する需要は次第に切實と爲り、而も全國の造船力は之を補充することを得ない實況であつたので、世界を通じ船舶需給の關係は著しく均衡を失するに至つた。此の事情は直に本邦海運市況に反映し、運賃備船料及び船價を激騰せしめ、斯界未曾有の好況を馴致したと共に、航權の擴張造船力の増進等海運業飛躍の動機を爲した。而して斯界盛況裡に在ても固より時に依り一張一弛のあつたのは勿論、戦時船舶管理令が實施されたので、輕佻な射倖熱は抑制せられ、船腹の緩和及び運賃備船料の調節を見たが、船舶不足の大勢は之を如何ともするに由なく、戦争繼續中海運市場は常に活況を維持した。

今數字に基き大戦が我國海運に及ぼした影響の一斑を明にする爲、試に開戦以降各年末に於ける汽船隻數及び噸數を見るに

年次	隻數	總噸數
大正三年末	二、三三一	一、八五三、四二五
同 四年末	二、三二五	一、八七二、八五九
同 五年末	二、三四五	一、九三九、九七九
同 六年末	二、三五三	二、〇二一、〇三六
同 七年末	二、八〇五	二、四八二、三二五
同 八年末	三、〇四〇	三、〇〇五、五五〇

前年に比し總噸數増加率百分率

大正三年末	一・〇
同 四年末	三・四
同 五年末	四・一
同 六年末	二二・八
同 七年末	二二・〇
同 八年末	二一・〇

右の如く大正八年は大正三年に比し總噸數に於て百十五萬噸強（約六割二分）の増加を示した。而して戦時中各船主は相踵て世界の各方面に航路を開拓して、其の増加した船舶を就航しめ、殊に戦前に於て専ら沿岸航路及び東洋近海に踞踏した不定期船は、今や世界到る處に其の航跡を印するに至り、我國海運業は英米兩國の海運業と共に世界海運界に於て主要な地位を占めるに至つた。

更に大正三年以降本邦造船所に於て進水した汽船隻數及噸數を示せば左の如くである。

年次	隻数	総噸数
大正三年	三九	八五、一二六
同 四年	三一	五〇、一〇四
同 五年	六八	一五七、一九六
同 六年	一九六	四〇三、〇一六
同 七年	三九六	六四一、〇五六
同 八年	一九〇	六四六、三四四
年次	前年に比し總噸數増加百分率(△は減少)	
大正三年	△ 四一・一	
同 四年	二一三・七	
同 五年	一五六・三	
同 六年	五九・〇	
同 七年	九・〇	
同 八年		

即ち大正八年は大正三年に比し總噸數に於て實に七倍に近き激増を示してゐる。戦前に於て本邦所要船舶すら其の全部を建造するを得なかつた我國造船所は一躍國內の需要を充たすの外、進で諸外國の注文に應ずる餘力を有するに至つた。斯くの如く本邦海運は大戦の影響を受け船舶運航の方面に於ても將又造船の方面に於ても著大の進歩を遂げ、従前主として對內的に其の職能を限局したものが、一轉して國際的に重要な意義を有するに至つたのは、我國海運發達史上一新时期を劃するものであつた。而して

能く此の如くなるを得たのは、戦時に際し殆んど外國の競争を受くることなく自由に驥足を伸べ得る絶好の機會に遭遇したに基くのであるが、一面政府及び民間の努力勉勵に依ることを認めざるを得ない。

大戦勃發以來世界の海運國に於ては孰れも戦争の影響に因る船舶の不足を訴ふるに至つたが、殊に歐洲の交戦國及び戦局の中心に近接せる中立國に在ては特に其の程度の甚しきものがあつた。之が爲諸國は夙に船腹調節の必要を認め或は自國船舶及び造船所を徵發管理し、或は船舶の運用及び處分に對し制限を加ふる等諸種の制度を設けたが、我國は戦局の中心を距ること遠く、戦亂の初期に至りては前記諸國に比し戦争の悪影響を被ること輕微であつたので、船舶及び造船所に對しては遠洋航路補助法、造船奨勵法等既存の法規に依るの外原則として何等の制限を加ふることなく、必要に應じ行政上の措置を執るに過ぎなかつた。然るに戦局の進展に伴ひ船舶の不足愈甚しく、運賃、備船料及び船價の騰貴甚しきものがあつた。運賃の暴騰は貨物の輸出を困難ならしめ、正に發展の機運に向ひつゝ、あつた對外貿易は之が爲阻碍せらるゝの虞ありたると、國內に於ける生活必需品の價格を奔騰せしめ國民生活を脅威するに至つた。他方に於て聯合與國は戦局の進行と共に、船舶の需要益急を告げ帝國政府に於ても船舶の援助を爲すの要ある状態を示すに至つたので、政府は大正六年九月緊急勅令を以て戦時船舶管理令を制定し、同年十月一日より之を施行し船舶統制の全權を遞信大臣の掌裡に收めたのである。

船舶管理令に依れば、(一)船主が船舶の讓渡、貸渡、擔保、引渡を行はんとするときは凡て遞信大臣

の許可を受くるを要し、(二)造船所が外國人注文船舶を建造すること、(三)船舶を外國諸港間の航行に用ふることも亦同大臣の許可を必要とし、外國諸港間貨客運送の狀況は之が報告を要求され、海運業者は各種の政府監督を受けたのである。

爾來船腹は大に緩和せられ、運賃及び備船料亦著しく調節せられた結果、貿易の伸長及び一般海運業の堅實な發達を誘導し、又日米船鐵交換及び對米船腹援助が支障なく行はれ、能く聯合國援助の目的を達したと同時に、本邦造船業の材料難に一面の活路を開き、斯業の進歩助長を期することを得たのも亦管理令の効果に依る所大であつた。

休戦後本令を施行するの必要熄みたるを以て、政府は時局の變化に應じ其の運用を緩和し以て船舶利用の範圍を擴大し貿易及び海運の發達を阻碍すること無からむことを期した。因に本令は第四十帝國議會の承認を得たもので、講和條約調印の日より一年を経過したときは其の效力を失ふべきことを規定せられたるを以て、大正九年六月二十七日限り失効したのである。

第五節 戰時造船の統制

第一 英國の戰時造船計畫

戰時船舶の不足に對處する爲には中立國船舶の備船、買船等の實施も必要ではあるが、結局は自國の造船力を擴大する外はない。戰時英國政府は一九一六年に至り海運危機に處する爲造船業振興に對し最後の措置を取るに決し、機械工、組立工其他の職工の多數を、軍隊及び海軍省並兵器省の作業を實施してゐた諸工場より召還した。海軍省は若干の比較的重要ならざる同省の作業を中止し、將に完成せんとしつゝあつた約五十五隻の商船の建造作業の完結を促進することに同意した。政府は會社をして造船工業地に熟練工のプールを設くる計畫を立て、ウェアに於ける八乃至十個の造船所及び多數の機械工場の如きは聯合して之を實施した。之に依り熟練職工は所屬造船所の如何を問はず、最も完成に近き船舶に勞働を集中すること、なつた。

鋼の不足は兵器省が製鋼作業を擴張した結果大に緩和した。一九一七年一月海運大臣は米國及び加奈陀に於て多數船舶の購買、英國に於ける標準貨物船の設計及び未成船二百萬噸以上の竣功促進の爲處置を進めた。八月にはロイド・ジョージをして、一九一七年上半年期間四十八萬噸の進水を見、下半期には百十萬噸の竣功を期待し得べしと聲明せしめる程度に至つた。之に對し約三十二萬噸の購買を加へ、同年間の英國船舶の總追加噸數は百九十萬噸に上る豫想であつた。此の噸數は一九一四年の生産高に殆ど匹敵する。ロイド・ジョージ首相は建造及び購買を通じて、一九一八年中の船舶調達噸數を三百萬噸と豫言したが、敵潜水艦に依り蒙る損害を補充する爲には尙不足たるを免れなかつた。

茲に於てか英國海運大臣最後の望は米國が單に其の軍隊及び軍需品輸送の爲のみならず、英國船舶の損失を補充するに足る船舶の建造を大規模に實施することに在つたので、同大臣は米國政府に對し商船六百萬噸の建造を要望した。英國の最大造船能力の三倍、米國自身過去の生産力の六倍に相當する新船の建造は決して容易の事業ではなかつたが、聯合國の爲絶對緊要事業の一として、米國の正に負擔せざるべからざる所であつた。

第二 米國の戰時造船計畫²⁰⁾

一九一四年夏歐洲に大戰起るや各交戰國は夫々自國船舶を徵用するに至り、従前自國貿易の最大部分を外國船に依り運搬してゐた米國をして急に船舶不足の悲境に陥らしめた。茲に於てか政府當局は先づ船籍法を改正して、外國製船舶の米國船籍取得の自由を認めた。斯くて一九一五年度に於ては四十七萬五千噸の船腹を増加し、且内國航路より約二十萬噸を外國航路に移し、以て外國貿易に従事し得る船舶を倍加するを得た。超て一九一六年に入るや聯合諸國の船腹不足に刺戟され米國造船界は空前の盛況を呈し、同年二月下旬に於て建造中のもの及び建造著手決定のもの實に二百三十隻約百萬噸の多きに達した。

之より先き一九一五年一月新海員法實施の結果、各會社は外人船員の多數を解雇するの已むなきに至

つた爲甚しき經營難に遭ひ、數個の會社は廢航の運命に陥る有様であつた。而も同年十月巴奈馬運河が崩壞閉塞したので、般舶の航海日數を増加する等の災厄あり、一方聯合國への軍需品及び食糧等の供給漸く増加したので、船腹の不足は益甚しきを加へ、英國其他の與國の米國船舶建造に對する要望益々加はるに至つた。斯る情況に鑑み政府は曩に一九一六年初春に企畫し失敗した船舶運航國營法案を再燃せしめ議會に對し更めて船舶官營法案の提出を促し、一九一六年九月七日を以て完全なる法律とならしめた。

由來米國民黨は其の傳統政策として産業に對する政府の干渉特に補助金に依る米國商船の政府保護には反對してゐた。然るに歐洲戰爭勃發以來發展した情況は戰時の米國に對して(中立中と雖も)自國國旗の下にある商船隊の重要さを十分に徹底せしめた。南部の棉花栽培業者、西部の小麥生産者及び東部の工業家は孰れも其の生産物を海外に送り、緊急需要に應じて巨利を博せんことを熱望した。何人も獨逸潜水艦の跳梁が何時迄繼續するのを見當がつかなかつたし、大洋上の英國船舶に依る運送は何時阻止されるかも判らなかつた。茲に於てか米國民黨の大統領も遂に彼の名句としてうたはれた如く「理論より實際に即する爲、米國海運の國家統制を實施するに決した。即ちウィルソン大統領は前項一九一六年九月七日附法律の船舶官營法を裁可し、商船を建造購買して米國國旗の下に航海せしめる爲五千萬弗の經費を應急支出すること、したのであつた。

政府は一九一六年九月七日の法律に依り船舶院²¹⁾を創設した。船舶院は政府の船舶取得及び運用並に

造船に關する業務を掌握するを任とし左記權限を與へられた。

- 一 海上通商上の要求に倅らざる限り、戰時海軍補助船たり得べき船舶の艦裝、購買及備入を爲すこと
 - 二 戰時又は事變に際し米國船の國籍移動を規正すること
 - 三 必要の社團を組織し與へられたる資金を以て船舶を購買し又は之を貸與或は賣却すること
- 船舶院は五名の執行幹部より成り、(一)上院の同意を経て大統領之を選任し(二)任期は六年とし同時更迭を避くる爲最初に選任されたる者に限り二年、三年、四年、五年及び六年の任期を有せしめる(三)幹部は年々總裁及副總裁各一を互選する(四)同一政黨より三名以上の幹部を選任するを得ない(五)幹部は他に業務を有するを得ない(六)幹部の俸給は七千五百弗とする(七)船舶院は書記長、法律顧問、造船技師、各種専門家、書記、其他業務實施上必要の職員を任命雇傭することを得ること、なつてゐた。
- 船舶院は其の權限に基き戰時商船會社²⁴⁾を創設し、同院指揮の下に船舶の建造、賣買、貸借及び航行等の實施に當らしめること、した。

船舶院は船腹増加の急務に應ずる爲大造船計畫を樹て、數次に亘り其の計畫を擴張し、船舶院最初の造船計畫は三百萬噸を急造するに在つたが、一九一七年八月末に至り此の計畫は擴張され、二十ヶ月に千二百七十隻七百九十六萬噸の船舶を整備する計畫を公表した。

船舶院が造船能率増進の爲採用した處置は概ね左の如くであつた。

- 一 國營造船所の新設擴張及び民間造船業の管理
- 二 造船事業に對する負擔の輕減及び造船材料供給の保證
- 三 勞力の十分なる供給保證
- 四 標準型の制定
- 五 木造船の建造

政府は大造所三箇を新設²⁴⁾するに決し、一九一七年九月一日其の工事契約を締結した。其他到る處の造船所は着々擴張され、一九一七年度末に龍骨据附臺數百四十八となり、一九一八年度には躍進して約七百を算するに至つた。又建造中の船舶にして個人の所有に屬するものは悉く之を政府の管理に移し、戰時商船會社の手に依り船舶の建造を行ひ、不急の船舶修理は之を制限した。

造船所作業の負擔を輕減する爲には製鐵業者をして造船材料の九割五分迄を仕上せしめ、造船所に於ては僅に残り五分の加工を行ひ、直に組立し得るよう仕向けた。而して造船材料の供給を十分ならしめる爲には鐵の輸出を禁止し、國內産の鐵鋼は優先順序に従ひ造船事業へも極力配當すること、した。勞力不足は造船事業に取つて一大障礙であつた。當局者は各種の手段を盡して勞力の供給に努め、同盟罷業の防止に就ても大なる苦心を必要とした。船舶院は勞働省に依頼して船匠の募集を爲した。

標準型に依る造船は開戦後獨逸に於て潜水艦の多量生産の爲顯著な成功を博し得た方法であつた。米

國に於ては一九一七年七月船舶院造船部長ゴースル少將が造船計畫私案を發表した際、標準型造船の必要を唱道したに端を發してゐる。同年八月戦時商船會社は標準貨物船の設計圖面及び建造仕様書を發表し、政府は新造鋼船の大半を此の設計に依り建造することゝした。標準型造船といふは一定の設計に依り造船を爲すものであるから、異なる工場に於て部分毎に製作することが自由であつて、著しく造船能率を増加し得るものであつた。

木造船は迅速に行はれ得る利益ありとして船舶院總裁デンマンの首唱するところとなつたが、最初三千噸の木造船一千隻を建造する計畫であつた。然るに造船部長ゴースル少將は理論は別として職工を得難き現狀に於ては鋼船の方却て建造迅速なりと論じ、且、木造船は速力遅く比較的命數短きを以て、戦後の海運に資するところ少きの故を以て木造船建造を不可とし、兩者互に論争を繼續したが、一九一七年七月デンマン、ゴースル兩名の罷免を見た。新總裁ハーレーは木造船建造を斷念しなかつたところより見れば、木造船の方が急需に合する爲には有利であつたかと思はれる。

以上の造船計畫に基く實施の成績を見るに、一九一七年十月八日の公報に依れば、戦時商船會社の働きに依り當時建造中の船舶は六百三十六隻に及び、其の區分は左の如くであつた。

船種	隻數	重量噸數
木造船	三五三	一、二五三、九〇〇
鐵骨木皮船	五八	二〇、七〇〇

鋼船	噸	噸
合計	二二五	一、六六三、八〇〇
	六三六	二、九三八、四〇〇

此外米國人及外國人の注文にて建造中なる二千五百噸以上の船舶四百三隻、二百八十一萬噸は政府の爲徵發され、殆ど全部戦時商船會社の手にて竣功せしめることゝなつた。従て當時建造中の米國船舶重量噸數は總計五百七十五萬噸であつた。休戦後一九一九年九月には一箇月にて完成船舶の引渡は八十一萬三千八十六重量噸なる最高記録を示した。休戦後建造未着手の船舶は解約したが、著手中のものは工事を繼續し、結局、造船計畫數量の完成したのは一九二二年であつた。當時引渡船舶の總計は一千三百六十二萬七千三百十一重量噸、(總噸數約九百萬噸)に達した。而して船舶院が建造若くは購買した船舶は總計四百七十萬六千二百七十七重量噸であつた。以上の造船事業の爲米國政府の支出した經費は十八億八千九百萬弗であつた。而して船舶院及び戦時商船會社が一九一七年度より一九二一年度に互り使用した經費の總額は三十億三千五百五十二萬六千五百三十弗八十一仙であつた。

米國政府が船舶生産の事業を民間企業に依頼することなく、政府の直營事業となしたこと及び其の事業を經營するに當り自ら従業員を雇備して官廳式機關を設けずして戦時商船會社なる會社組織の企業形態に依つたことは、曩に之を述べたところであるが、此の會社は議會の決議に依り前記の如き莫大なる豫算を配當され、獨り其の直營造船所に於て船舶を建造した許りでなく、多數の民間造船所に於て建造

された船舶を買入れた。戦時船舶會社は之等造船所に對して造船設備に要する資金の全部若くは大分を融通し、建造された造船工場及び船舶の原價に對して、一定歩合の利益金を加へた額を支拂つたのである。造船業に對する政府統制強化の結果、政府は造船所に對して必要の燃料及び鋼其他の金屬を補給し、職工の供給を斡旋し、労働爭議を解決し、職工の住宅を設備し、職工保護の爲武装警守を置き、飲酒の爲作業能率の低下を防ぐ爲造船所附近の酒場を閉鎖した。

戦時船舶會社は實業界に於て金融上及び經營上の能力に於て名聲ある人士百數十名を以て組織され、之に政府が豊富なる財力を提供して手腕を揮はせた。世上之等役員に對して政府が高給を支拂ひ過ぎたと爲すものがあつたが、それだけの能力を備へた人士に對する報酬であつたので、此の論議は當らないものとされてゐる。

註記

- | | |
|---|---|
| 1) A. Affalion, Influences of the Great War upon the French Commercial Policy. (本章中佛蘭西に關する事實の説明は多く之に據る) | 6) 高橋龜吉・經濟學の實際智識 |
| 2) Lloyd, Experiments of State Control. | 7) Consortium. |
| 3) Wheat Export Company. | 8) Comptoir. |
| 4) Zentralinkaufsgesellschaft. | 9) Grey, War Time Control of Industry (本章中英國に關する事實の説明は多く之に據る) |
| 5) Iaporte, Mobilization économique et intendance | 10) 逓信省管船局・大戦時代の世界海運(以下此の書に據るところ多し) |
| | 11) 1905年現在 870,839噸 |

- | | |
|---|--|
| 12) 管船局 前掲書 | |
| 13) 英國に關しては Grey 前掲書・佛蘭西に關しては Marsel, Influences of the Great War upon the French Shipping に據る. | |
| 14) "Blue-book" rates. | |
| 15) Protecting and Indemnity Association. | |
| 16) Grey 前掲書 | |
| 17) Controler of Shipping. | |
| 18) 管船局 前掲書 | |
| 19) 同上 | |
| 20) 森武夫 米國戦時計畫經濟論 | |
| 21) A condition not a theory. | |
| 22) Shipping Board. | |
| 23) Emergency Fleet Corporation. | |
| 24) Hog Island に重要な大造船所を建設した | |
| 25) 第四章第五節 | |
| 26) Baker, Government Control and Operation in the United Kingdom and the United States during the War. | |

第九章 戦時価格の統制

第一節 戦時経済上価格の地位

既に自由主義経済を存続しつゝ、之に戦争特殊の要求に依る國家統制を加へ以て戦争の維持發展を圖らんとする以上、価格の問題は戦争経済上最も重要なもの、一である。言ふ迄もなく自由主義経済の動機は營利に存し、營利は價格を中心としてのみ考へられるからである。戦時に於ては切符制度に依る食糧配給制度の實現を見ることがあるが、各消費者は特別の場合を除き其の切符さへ持てば無償で食糧品が得られるのではなくして、之に對しては一定の對價を支拂はねばならないのが普通である。そこには貨幣的な利潤、賃銀等の所得があり、之が購買力となつて一定價格の物資が取得される。政府は軍需工場を徵用し之に對して資材の製造を命令するが、其の企業者に對しては一定の價格を支拂ふのである。政府が農産物を徵發する如き場合に於ても亦同じである。唯戦時の價格なるものは平時の如く殆ど自由に市場経済の作用に委せられずして、國家に依り必要な統制を加へなければならぬといふ點に於て特徴を持つものである。

戦時の物價は左記の諸要因に依りて騰貴するのを例とする。

一、物資そのものに關する要因

イ、急激且巨大な軍需増加を見ること。

ロ、國民消費の増加、軍需品購買の爲支拂はれた金額が當該生産に従事する者に一層大なる購買力を付與する爲に、物資需要の増加を招來すること。

ハ、政府及び私人の物資退蔵、政府は軍需品の豫備として、私人は物資の不足又は騰貴を見越し商業上のストック及個人消費用として多量に貯蔵する傾向があること。

ニ、貿易阻害の爲外國商品及び原料等の輸入が減少すること。

ホ、軍需品生産等の爲勞働及び原料等を吸収される結果他の商品の生産が減退すること。

二、生産費に關する要因

イ、戦時生産條件の不良なる企業の生産力をも利用する結果生産費増加し、又勞働及び原料の不足に伴ふ之等經費の増加すること。

ロ、戦争の危険、妨害若くは混亂に因る運賃、保険料、利子が騰貴すること。

ハ、戦争需要に應ずること自身が投機的なる爲、企業者は特別營利に焦慮すること。

ニ、政府統制産業に於ては企業結合が促進される反面に、獨占價格が形成され易いこと。

ホ、租税要求の増加すること。

三、通貨に關する要因

不換紙幣の數量が増加すること

斯る諸要因に依りて騰貴する物價をして自然の儘に放任するときは、國家は二つの方面に於て危機に遭遇するのである。第一には政府が軍需品其他を調達する上に於ける財政上の不利益、隨て特に納税者の苦痛が増大することである。第二には國民の需要品特に必需品の騰貴に因り國民生活を脅威することである。政府が其の需要を充す上に於て供給者に對して超過利潤を與へるときは、所謂成金を簇生せしめる結果、多數國民の反感を招き、戰爭に對する舉國一致を阻害することは第三章に於て述べたところである。必需品價格暴騰の結果は所得の増加が物價に伴はない多數國民の憤激を買ひ、暴動惹起の危険さへあることは世界戰爭に於て經驗したところである。我國に於ても異常な米價騰貴は大正六年八月米騒動なるものを勃發せしめた。

斯くて戰時には國家は何等かの方法に於て、物價の統制を必要とするのである。世界戰爭に於ては交戦諸國は勿論或種の中立國に於ては、近代に於て始めての重大且つ廣範圍に亘る價格統制の試煉を経たのである。之に關してビグー教授は次の如く説いてゐる。「價格統制の目的は戰爭の結果、幸運な地位に置かれた一部人士の暴利を防止するに在て、特に政府の購入品と比較的貧乏な階級の消費する必需品に

關して行はれた。即ち開戦後物資は二様の徑路から大拂底を來した。即ち一方に於ては軍需品に對する政府の需要は遙に普通の供給を超過し、他方に於て船腹が不足し、且つ勞働者が軍隊と軍需工場とへ吸収された關係上、國民必需品の供給も亦著しく減退した。此の二様の徑路から來る物資拂底の結果、斯した種類のストックを持ち、又は之を至急製造し得るものは普通以上の高値を要求することが出來た。物資の拂底が政府の需要増加に依る場合は供給者は以前と同一の取引をしても價格騰貴の爲利益は異常に大であつた。物資の拂底が供給の減退より來る場合には、高値の利益は取引の減退に依り相殺されるので、左迄の大利益はない譯である。然し多くの物資に就ては供給が一割不足すれば、物價は一割以上騰貴するのであるから、此の種物資を取扱つたものは取扱數量に拘らず屢々異常な利益を獲得した。無論此の異常利益中或る部分は寧ろ外見のものである。蓋し物價の標準が凡て倍になれば貨幣利益が倍になつても實質的利益は前と同一であるからである。然し戰時中は貨幣利益の割合が遙に一般物價の騰貴率を超過した例が甚だ多かつた。此の場合には特に幸運の地位に立つたものは、戰爭の直接結果として大利益を収めたのである。斯る状態は自然に一般國民の反感を挑發することになり遂に政府の干渉に對する要求となつたのである。」

戰時中英國に於ては一九一七年六月政府の組織したバーンズを長とする産業不安調査委員會の報告に依るに、勞働不安の最も重要な原因は賃銀に比して食糧の高價（配給の不公平と相俟て）なること及

び労働者が社会の一部階級が不当に利得しつゝ、あることを感じてゐることに在りと爲してゐる。社会の一部階級とは主として軍需品製造業者及び必需品配給者等を指してゐるのである。委員会は政府に對して即時食糧価格の低下政策を採るべきことを勧告した。一九一五年二月十六日に起つたクライド地方の機械工罷業の如きも、家賃及び食糧が急騰を告げ労働者は冬の労働の過劇を感じつゝ、あつた折柄、工場主が大なる利潤を得てゐるのを目撃した爲、賃銀引上を要求し工場主側の之を容れなかつた結果に因るものである。一九一五年三月十七日内閣兵器委員長ロイド・ジョージは三十五個の労働組合代表者を大蔵省に招集して労働組合に對して軍需生産拡大の爲努力を惜しまざらんことを要求したが、其の席上ロイド・ジョージの誓言したことは工場主の利潤を制限することであつた。同年五月軍需品法を發し工場主の純益は戦前二年度の平均純益の二割増を得せしめるに止めること、したが事實上工場主の利潤を嚴重に統制することは實施困難であつたので、前記の如きバーンズの報告を見るに至つたのである³⁾。

佛蘭西に於ても戦時中の罷業は經濟的並に心理的原因に基いて行はれた。新入職工の工場規定の誤解、不條理な解雇、戦争の長期繼續に原因する倦怠、雇傭者の過大なる利潤、労働者生活費の昂騰、慰安及び贅澤の欲求、職位に對する不満、労働規定の問題、時間の過長等が此の問題の要因であつたが、労働の報酬と生活費との間の累進的な不均衡に因て生ずる經濟状態が最も重要な罷業の原因であつた⁴⁾。斯くの如く戦時中労働者が工場主利潤の過大を感ずること及び物價騰貴が賃銀増加の要求となつたこ

とは各國共通の現象であつた。賃銀が事實物價に追隨し得ないときは、労働者の給養を害し其の結果は生産能率の低下となる。まして之が爲に労働争議を頻發し作業停止の已むなきに至るときは軍需品其他必需品の生産を阻害すること甚しき結果となるのである。茲に於てか國家は企業者の利潤を合理的のものに制限して労働者の反感を除去すると共に、國民必需品の價格を適當なる水準にあらしめ、適當な賃銀増加と相俟て労働階級の生活を安定することが必要となるのである。

他方に於て戦時に於ける價格は軍國必需品の生産を刺戟するに足るだけのものでなくてはならない。戦時國家が財政的損失其他を意とせずして、軍需品及國民必需品の生産を全然自營しない限り、民間企業者に對して生産を要求しなければならない。斯る場合企業者をして一定の利潤を取得せしめなければ、戦時に最も緊要な生産維持を増加することは困難である。

以上の如くにして戦時の價格統制は、一面政府及び國民の必需品を公正なる價格にて獲得せしめると共に、他方に於て生産の維持増加を實現し得るだけの價格を保障するを本旨としなければならぬのである。

斯くて戦時には物價をしてなるべく正常の状態に在らしめ、以て財政的社會的の安全を圖ると共に、國民生活を安固にして其の生産力の維持に資し、且つ物價の安定に依り企業の危險負擔を減じ、投機的分子を除去することに依りて健全なる生産を増加せしめなければならないのである。

而して物價騰貴の原因として物資そのもの、側に屬する要因を緩和する爲には、國家は生産及び輸入の増加、配給の圓滑等を圖るの外軍國の必要を標準として國家及び國民の消費節約を實現するに努力しなければならぬ。通貨の方面に於てはインフレーションの回避が極めて緊要である。同時に政府自ら購入する物資の價格を合理的なものに決定すること及び國民必需品の價格を行政手段に依り一定の限度に安定せしめることが必要となるのである。消費の節約、配給の規正、生産の増加等に關しては既に之を述べたので、茲には政府需要品並に國民必需品の價格統制に就て研究をする。

右兩者價格統制の根本觀念は國家の權力を以て所謂公正價格を設定するに在る。斯様な干渉は現在では兎も角、大戰前には非常な例外であつた。例へば英國の如き世界戦争前に於ては一般に公益事業會社の價格料金の取締に關し若干の規定が存在する外、一般商品の價格を國家が公定するが如きは殆ど想像されなかつた。非常時に於ても例へば佛蘭西革命政府は價格統制上凡ゆる手段を試みたけれども常に失敗に歸した。最高價格と正常價格の觀念及び不當利潤或は買占等に對する制裁の如きはアダム・スミス以前の暴擧とされてゐた。チエスタートン、シヨウ等の社會主義者も生産及び交易が個人企業に委せられる以上、政府が物價を統制するが如きことは不可能と考へてゐた。

然るに世界戦争に於て、曩のビグー教授の言の如く、價格統制が戦時政策上重要な地位を占め、廣汎に實施を見たる所以のものは、畢竟戦争遂行の爲には之が實施を絶対に緊要と爲し、同時に其の實現を

可能ならしめた政治的要因の多分に存在した結果に外ならない。即ち例へばパンの價格が經濟的價格より政治的價格に變じたことは、戦争遂行上國民多數の生活を保證することが絶対に要求され、而も購買力少き多數消費階級の有する政治的勢力がパンの價格の支配に對して力強き影響を與へたのである。

第二節 政府需要品の價格統制

第一 平時價格基準法

世界戦争中米國は軍需品調達に當り、普通商品の生産及び工場に對して簡單なる生産設備の増加を行はしめたに止まる場合には、平時價格を基準として物價及び勞銀の騰貴を加味して割増支拂の方法を取つた。同國陸軍省當局の言に依れば、「此の方法は戦時中は概して不適當であることが判つた」とのことである。其の理由は明でないが、恐らく基準價格を何に求むべきや及び割増率の決定に適當な基準を得ることが出来なかつた爲であらう。若し之等基準にして公正なものが容易に得られる場合には、軍需動員下に於ける工場の生産品に適用して便利なる方法である。

競争入札又は指名競争入札に依り、公開市場より調達する場合、右の如き單純なる商品に對する豫定價格の調製に當つては此の平時價格基準法とも稱すべき方法に依るを便とするであらう。

第二 原價基準法

世界戦争當時英國政府の軍需品調達價格統制の歴史を辿つて見ると、最初政府は軍需品の調達に當りては、一部の緊急徴發を除くの外、平時の通りなるべく一般競争契約に依ることに努めたが、兵器の如き特殊品は勿論、被服其他の軍需品にして國民必需品と共通の資材に在りても、一九一四年末以後は此の一般競争入札を実施すること殆ど不可能となつた。蓋し英國軍隊の需要が急増するに加へて、一般民需及び聯合國の需要と競合した爲、法外の高値に依るにあらざれば、競争入札を爲さしめることが出来なくなつたからである。斯くてなほ英國政府當局が軍需品の調達に當り隨意契約の便法を用ひずして一般競争契約の原則を維持するに努めたのは、一は英國が特殊のものを除き一般軍需品の購買は之を陸軍省に集中し、且つ其の契約は原則として一般競争に依ること、なつてゐたのに依る。此の制度の依て來るところはクリミア戦争に於ける官吏の不正と商人の暴利との苦き經驗の結果に外ならなかつた。開戦と共に軍隊の需要急増の爲、中央購買の制度は一時破壊されたが、競争入札主義は依然原則として一九一四年末迄維持された。併乍ら同業者は動々もすれば暗黙の裡に價格を吊上ぐる形跡があつたので、政府は其の調辨方法の改善を迫られたのである。

今英國に於ける戦争初期の軍靴調達の状況を見るに、一九一四年末陸軍省軍靴部は從來の競争入札制度に依らずして、各會社に對し將來六ヶ月間工場の生産力を維持するに足るべき大口注文を配當した。而して其の價格は政府と會社との非公式の協定に依り、會社側の申立價格よりも低廉に定められた。一九一五年四月に入り陸軍省は製靴業者に對し生産原價及び純益を申告せんことを要求し、之を参考として査定の結果七月の價格を二十二志より十八志六片に低下せしめた。同時に陸軍省は皮革供給の確保及び價格の安定を圖り以て製靴作業の實施を圓滑にする爲原料統制に着手した。一九一六年二月國防法第七條の改正に依り、製造業者の諸帳簿の強制的検査及び生産原價に對する正當なる利益を基礎とする價格を以て生産品を徴發するの權を認められた結果、陸軍省は更に嚴密に軍靴の原價計算を實施し、合理的價格の決定に資するところがあつた。即ち會社より特許計理士の證明した生産費明細書を提出せしめ、陸軍省の専門家及び計理士をして詳細に審査せしめた。其の結果各製靴業者の使用せる皮革の價格は極めて區々であるのみならず、靴の生産原價は各工場の設備、組織及び職工熟練の度等に依り大差ある爲、各工場共通に適用すべき既成品の價格を決定するを得ないことが判明した。茲に於て陸軍省は各工場に對して齊しく適用すべき利益率のみを決定し、之に依て各工場毎に軍靴の價格を定める方式を採用することにした。

然るに當時陸軍省の爲軍靴製造に従事した工場の數は三百に及んでゐたので、右方式に依り各工場毎の原價計算を審査し、共通の利益率に依り價格を決定することは容易の事業でなかつた。又間接費が大

で能率不良の工場に對して高價格を支拂ふが如きことを生じ、却て不公平不經濟なりとの非難をも生じた。同時に軍靴製造の爲設備の變更擴張等を行つた工場に對しては、高價格を支拂ふの要あることも亦唱へられた。依て陸軍省は生産費の異なる主要原因を探究し、以て生産費の略々同一なる製靴業者に對しては、同一價格を支拂ふの折衷法を探ることにした。幸に平時に於ては各地方毎に特有の製品を生産するの傾向があつて、生産原價も亦概ね同一であつた爲、價格を地方毎に決定し得る見込がついたので、陸軍省は各地方毎に製靴業者中より委員を出さしめ、特許計理士の提出する資料を基礎として之と支拂價格の協定を行つた。其の結果は同型の靴に對する支拂價格の差異を比較的小ならしめ、且價格決定手續上の勞力を節約すること大であつた。最初地方毎に製靴業者のグループを作らしむることは、價格決定上如何との懸念もあつたが、全く杞憂に過ぎなかつた。蓋し多くの製靴業者は中等工場普通の生産費を基礎として定めた價格に満足し、之に異論を唱へるものがなかつたからである。

次に皮革の場合に就て見るに、一九一五年一月陸軍補給部は製革業組合聯合會に對して陸軍所要の厚底革全部の供給を引受けしめ、其の價格は一定期間を通じ決定すること、したが、最初の價格は當時の通相場より可成り低廉であつた。當時原皮の價格騰貴率は甚大で、戦前の一封度當り七片より、一九一五年中頃には十四片となつた。政府は製革業者が鞣革の價格を若干低下し得るものと認め、製革業者との間に價格に關し再協定を行ひ、原皮に關しては後者をして屠獸業者と協定せしめた。製革業者は原皮

供給者即ち屠獸業者を支配するの地位にあつた爲、政府は原料價格の統制を爲すことなくして、完成品の價格統制を実施することを得たのである。

かくて軽度の統制が一年足らずの間繼續したが、一九一六年に入るや英國陸軍の遞増する需要に加へて、露國は軍靴七百萬足及び底革六千噸を、伊太利、白耳義及びセルビヤは各々軍靴百五十萬足、百五十萬足、六萬足を注文して來た。茲に於て英國政府は皮革の供給を確實にし、且價格を維持する爲軍靴用に適する國內産皮を全部政府若くは聯合國に對する供給契約實行中の製革業者に配當した。同時に鞣革價格の新決定は都合よく行はれた。蓋し一九一六年夏頃には政府は原價審査に關して經驗する處多かつたからである。鞣革の價値は鞣の建毎に變化した爲、數十の種類に對し價格を決定するを必要とし、原價計算の事業は單純には進行しなかつたが、三名の製革業者、一名の鞣革商及び二名の製靴業者より成る一委員會を設け、契約期間當初の通相場を基礎として、各鞣建毎の比較價値の調査に着手した。同時に陸軍補給部の特許計理士團は七個の代表的製革工場に就き、底革生産の原價、製革業者戦前の利益及び調査當時の利益に就き調査し、之に基いて製革業者及び國家に對し、共に公平と考へらるゝ價格を決定した。該價格は民間の通相場より若干低かつた。

他方に於て英國政府は軍用の羅紗、毛布、毛メリヤス品等の調辨に當り、軍靴同様一九一四年末頃より一般競争入札を行ふを得なくなつたので、一九一六年二月羊毛工業者に對して生産の原價に相當の利

益（戦前利益率とし平均約五分）を加算したものを支拂ひ、工場の生産品を徴發するの權限を得、原價計算の機關を設け、各工程に於ける原價の考査を爲し價格の決定に資した。然るに羊毛そのものが價格不安定であつたので、原價計算の満足な結果を得ること難く、勢ひ原料羊毛の供給自體をも統制するの必要に迫られるに至つた⁹⁾。

叙上英國の軍靴、皮革及び羊毛製品調達の場合に於ける價格決定方法は要するに政府が生産の原價を調査し、之に相當な利益を加算せるものを以て支拂價格となすにあつたが、米國に於ても戦時産業院は大體に於て生産費に對して政府と生産者との協定に基く一定の利益を加算したものを最高價格となす方式を採り¹⁰⁾、一九一八年三月、政府は陸海軍省、戦時産業院、燃料管理局、關稅委員、聯邦商業委員、農業界の代表者及び學者等を網羅する價格決定委員會を設け、食糧管理局の主管に屬する食糧及び燃料を除く物資に對して、一層合理的方法を以て價格の決定に任せしめること、した。此の決定は政府購買機關より要求する場合のみ行はれ、決定價格の實施監督は産業院物資課をして之に當らしめた。食糧及び燃料の價格決定並に其の統制は當該管理局に於て之を行つた。

價格決定委員會の職能は同會が一九一八年三月十九日附を以て公表した陳述書に依り之を知ることが出来る。即ち價格決定委員會の任務は總ての基礎原料に對して價格を裁決すること及び適時價格決定政策を立案し、大統領の承認を受くることにある。政府當局に於て價格決定に關して困難を訴へる場合に

は、價格決定委員會は所要の忠言及び援助を與へる。價格決定委員會が價格を決定する爲には左の諸件を考慮した。

- 一、當該工業の戦前數年間の事業成績
- 二、投下資本及び其の回收並に銷却關係の統計
- 三、實現した販賣及び利益額
- 四、生産の原價

五、一九一七年度に於ける各商品の最も能率ある生産者と最も能率小なる生産者との原價の各個調査
六、價格決定直前に於ける原價及び市價の調査

右の情報を得るには聯邦商業委員會の力を藉ることが最も得策であつた。價格決定委員會は之等の資料を審査の上、關係産業の代表者を招致し、各方面に對して公平な最高價格を得るよう懇談を遂げた。

價格決定委員會が價格を決定した主なる品目は鐵鋼製品、羊毛、輸入及び内地産原皮、アルミニウム、内地産滿俺、木材、硫酸、硝酸、銅、亞麻、ポートランド・セメント、或種の被服品等であつた。

一般に委員會は小賣價格の決定は行はずして、原料の價格及び卸賣價格を決定するを本旨とした。米國に於ては船舶院が民間造船所をして船舶を建造せしめるに當り、原價歩合加算契約¹¹⁾の方式を採用し、世人より造船所に對して不當の利益を與へたとの非難を受けたが、要求された時間内に造船工業

の大々的擴張を爲すには此の方法以外の方法では目的を達し得なかつたであらう。假に巨大な新設造船工場をして一隻毎の價格に對して入札を行はしめたとしても、眞面目な工場は材料及び労働等の供給不安及び價格騰貴の爲損失の危険甚しいので、著しい高價の入札を爲すの外はなかつたであらう。又民間資本家としても斯くの如き巨大な事業を支持し、其の財政的危険をカヴァーし得るものは存在し得なかつた¹²⁾との辯護論もある。併乍ら同國陸軍省當局者は世界戦争中の原價歩合加算式を失敗なりとしてゐるようである。最近同國參謀總長將官マツカーサーが戦時方策委員會に於て、國家總動員に關して述べたところに依れば左の如くである¹³⁾。

「世界戦争中には重要な設備増設及び大量の非商品的物資の生産に對し、生産費増加豫算及び生産費と歩合加算の契約とが主として行はれた。然し此の契約を適用した爲に多くの弊害を生じ、戦時活動中に之を制限することは全然不可能でない迄も甚だ困難であつた。不當な契約者は暴利を貪る機會を得、其の反對に愛國者は却つて不公平に取扱はれるなど可成りの混亂に遭遇した。」此の非難の理由は明でないが、恐らく原價計算の監督が的確に行はれなかつた爲であらうと思はれる。

原價基準法は契約者をして安じて作業に従事せしめることを得、且つ原價調査が的確に行はれるときは公正な價格にて政府の需要を充すの利益がある。しかし之を適用するには左記條件を必要とするであらう。

一 原價計算の比較的容易なる品であること、即ち原料又は標準化された加工品の如き單純な品たることが必要である。

二 原價計算の組織が適當なること、平時より適當な方法に依り原價計算が行はれること及び戦時特設の有能な調査機關を有すること。

三 政府が當該品目の生産企業に強き統制を加へ得る状態に在るか或は生産物の徵發權を有すること

四 加工の場合に在りては原料價格の相當安定の状態に在ること、當該原料の供給を政府統制下に置けば最も安全である。

而して各工場毎に綿密な調査を爲すことは勞費多くして實行至難なるを以て、標準工場を生産費を基準とする便法に依るを可とすることがある。此の場合政府固有の工場に於ける原價計算が有力なる参考資料となることは戦時英國に於ても經驗されたところである。而して標準工場に比して自己の直接な怠慢若くは不注意に依らずして生産費の特別嵩む工場に對しては、英國に於て實施したように特別詮議の除外例を認むべきである。若し生産費の差異ある諸工場が企業聯合を形成するに至らば此の問題は自ら消滅するのである。

第三 總括的補償法

個々の品目に就き原價計算を爲すこと困難なるもの、例へば政府統制下の工場に於て各種の複雑なる兵器を製造するが如き場合には、總括的の請負契約となし、當該企業の總經費に一定の利益を加算して全生産品の代價と爲すを可とする。此の方法は(一)原料價格の變動甚しきもの、(二)政府に於て全生産品を引受ける場合、(三)軍需品の生産に經驗なく豫定原價を作製し得ないもの等にも亦適用される。戦時中英國の政府管理兵器工場に對しては此の方法が用ひられ、其の手續は一九一五年九月十五日軍需品法改正に依り示された。即ち利益の標準額は標準期間に對する純益額の平均を採り決定し、若し管理工場の利益が此の標準に其の五分の一を加へた額を超過するときは過剰収益として國庫に歸屬せしめられた。標準期間は一九一四年八月四日以前の二會計年度とした。而して會社の會計監査は特許若くは法人組織の計理士又は商務省に依り特殊の事項に關し承認された計理士に依り行ふことに定められた。管理工場主は兵器大臣より要求を受けた後、六週間に所定の監査を経た計算書及び特に要求された書類を大臣に提出する。兵器大臣は成可く速に工場主に對して利益標準の豫定額を通知する。若し該通知受領後二週間に工場主が通知額に對して異議の申立を爲さざるときは、其の額は協定額とされる。異議の申立があり而も兵器大臣及び工場主が合意に依りて利益標準額を決定するを得ないときは、大臣は事件決定の爲之を審判所に移し、審判所の決定額は兵器大臣最初の通知額より高低あると否とに拘らず利益標準額と看做されることになつた。此の制度は軍需課徴金と俗稱され一九一七年五月一日一般的な戦時利

得税創設の際之に合併された。

英國に於ける政府管理炭坑主の利潤に關しては最初政府より南ウエールズ地方のものに對し管理鐵道と同様一九一三年度の利益と同額にすべき旨を提言したが、炭坑主の反對に會つて容易に決しなかつた。そこで委員を設けて審議の結果一九一八年二月炭坑管理協定法に依りて確定された。即ち同法に依り各炭坑主は若し其の會計期間の利益が標準期間よりも少かつたときには石炭管理監に對して補償を要求するの權利を得た。同時に若し標準期間の利益より超過した場合は超過利益の五分を取得することを得、超過利益殘餘の一割五分は利益減少の炭坑主に對する補償の準備金に繰入れられた。若し該資金が不足するときは政府は不足補填の方法を具し議會の協賛を求め、超過利益の取得を五分に止めることは多くの炭坑主間に不平があつたが結局原案通り實施された。此の規定に依り炭坑主の利潤を統制する爲には石炭管理監の下に有力な計理機關を置いた。炭坑主は毎月一定の様式に依り會計狀態を石炭管理監に報告するを要し、株主配當、借入金等は一々管理監の許可を経たる上行ふこと、なつた。

右の總括的請負契約或は總括的補償は戦時英米の鐵道に於て、行はれたことは既述の如くで、政府は管理中個々の軍隊軍需品の輸送に對して料金を支拂ふ必要なく、其の計算極めて單純であつたことも亦言及し置いたところである。

米國陸軍に於ても世界戦争の實驗に鑑み、原價歩合加算式を不適當なりとし、此の總括的補償法を採

用せんとしてゐるもの、如くである。即ち同國參謀總長は前記戦時方策委員會に於て次の如く述べてゐる¹⁵⁾。

「米國陸軍省は一九二一年、戦時の不安定な經濟、産業狀態に對して適合し得る契約形式の準備に着手した。此の契約法に依れば、爲し得る限り契約者をして不安定な危險から免れしめ、支拂及び決算を迅速且容易ならしめ、生産費歩合加算契約に伴ふ弊害を除去し、政府の必要上、完成前に中止を餘儀なくする場合に於ても自然に解決し、政府と契約者とを公平に保護し、且迅速に生産を行はしめることが出来る。而して此の契約法に依る便益は世界戦争當時の契約官の經驗に於て確認され、且戦時問題に通曉せる無数の事業經營者及び其の後繼者に諮問し、其の賛同を得た。他省の官吏も亦大に此の業務に援助を提供した。委員會の報告に依れば、商業的供給品及び單純な造營に對しては普通平時の契約方法が用ひられること、そして其の形式は戦時情況に適應するやうに調節さるべきものとしてゐる。其中最も重要な點は完成前に仕事の打切りをした場合の處置を規定した條項と、勞銀及び原料價格が騰貴したとき其の騰貴が聯邦當局に依て承認された場合に關する規定である。

「大規模の造營及び非商品的物品の調達に就ては、補正賠償契約が採用される。此の方式に依れば契約當事者は先づ假生産費表に依て契約し、正確なる資料が判明する毎に其の契約を修正する。政府は總ての勘定を檢查し、承認した經費のみを支拂ふのである。結局に於て政府は契約工場に對し、極力公正な

レントに相當する代價を支拂ふのである。陸軍省は現下の狀態では公正レントは契約の履行に使用される工場部分の推定價格に對して年六分の割合で支拂ふことを適當とするものと信じてゐる。契約者が所定の生産費以下で仕事を行つた場合には、或少額の報酬を與へ、之に反し實際生産費が所定生産費を超過した場合には其の利潤を減額する、敢て不當な費用を計上する誘惑を除去するのである。

「此の契約に於て契約者の得る利益は少額であるが、他面契約者は大損失を蒙る危險から免れ得るのである。此の危險から免れることは、其の利益を平時に於ける普通の利益に限定されることを償て餘りある。斯くて戦時には陸軍省内に契約局と請求調整局とが設けられる。此の二局に依て一定せる手續と急速なる解決を得ることが出来、政府、契約者双方共利便を得る。從て戦後裁判に依て決定しなければならぬ様な事件は殆ど起きないと考へられる。

「戦時に際して陸軍省内には契約に關する委員會と、請求及び修正に關する委員會とが設けられる筈である。是等の委員會は手續を統一し、迅速な契約の締結を促進するであらう。從て政府にとつても契約者にとつても極めて便宜である。

「右に述べた手續は愛國心に富む契約者に適當な報酬を與へると共に、貪慾な契約者を十分に取締り得るものである。法外な利得は希望の餘地が全く残されてゐない。國家の緊急を利用して利得を占めようとする疑のある場合には、政府は契約履行の如何なる時期に於ても干渉し得る條件が定められてゐる。

又契約履行の全般に亘つて詳細且完全な而も決して妨害的でない作業検査及び會計検査が出来るやうな措置が講せられてゐる。最後に政府の利益を十分に擁護し、且詐欺行爲に對する適當なる處刑方法が現行法に規定されて居る。」

我國の軍需工業動員法¹⁰⁾に依れば管理工場に對しては管理に依る損害は政府之を補償し、又管理工場に對しては豫算の範囲内に於て一定の利益を保證し又は獎勵金を下付することを得ることになつてゐる。而して右補償金及び利益保證又は獎勵金の算定は軍需評議會なる諮問機關の決議を経て政府の行ふところとなつてゐるので、管理工場の業態、取得品目の如何等に依り、前記諸種の方法中適當なるものを選択採用し得るのである。

價格決定に當り工場固定資本の銷却費を原價に加算(總括的補償の場合も之に準ず)すべきや否やは一の問題であるが、固定資本の減價は管理作業時間の長短に依り差異を生ずるので、管理期間中に之を計算することは的確に行はれ得ない。寧ろ管理終了後之を計算補償するを可とする。以上孰れの場合を問はず政府に於て當該企業の會計及び經營に關して嚴格なる監督方法を講ずるの要あるは言ふ迄もない。

第二節 國民必需品の價格統制

戦時一般國民の生活を安固ならしめ、戦争の苦痛を軽減する爲には、必需品の價格を適度に維持する

ことが必要である。世界戦争中労働不安の主要原因は生活費の昂騰にあることは既に之を指摘したところである。定量制度を採用する場合には、最高價格をも定めて購買力小なる階級をして容易に必需品を取得せしめるようにしなければならない。

世界戦争中多くの交戦國は食糧の生産増加を期する爲には最低價格を、消費者保護の爲には最高價格を定めなければならなかつた。曩に述べた如くの英國に於ては一九一七年八月穀物生産法に依り穀物の最低價格を定め、實價が之より低下したるときは政府に於て耕主に對して補償すること、した。之は同年四月十七日食糧大臣が穀物に對して最高價格を決定した事實に照應するものである。政府は此の外牛乳及び馬鈴薯に對しても最高價格を決定した。

米國は參戦前歐洲交戦諸國の食糧政策に就き學ぶところ多く、諸國の嘗めた苦き經驗の轍を踏まないことを欲したのと、國民意識の趨向に反抗するを避ける爲、食糧管理監フーヴァーは最初より嚴格な價格公定には反對してゐた。然るに實際に於ては小麦及び砂糖に對しては標準價格を定め、其の他の重要食糧品に對しても間接に價格統制を実施するに至つた。

獨逸に於ては最も嚴重な價格公定政策を採り、帝國食糧品價格監査局¹⁸⁾なるものを設け、各聯邦及び局地の價格監査所¹⁹⁾と協力して價格決定に關する基礎を調査し、命令を以て之を確定公布した。最高價格はパン、パン用穀物、飼料、馬鈴薯、肉類、牛乳、其他酪農品等主要食糧品に適用された。最高價格

は産地、消費地の地方別に依り、又馬鈴薯の如き腐敗し易きものは、保存期間に依て其の価格を異にし、尙社會政策を加味し、購買者の年収入の如何に依りパンの種類及び価格を區別した²⁰。此の外重要原料、燃料及び點燈材料等に就ても亦最高價格制度が行はれた。

第一 價格統制の機關

世界戦争に於て英國政府の食糧品價格決定の方法を見るに、一九一六年十一月國防法の條項に基き商務省は食糧統制上種々の權限を得たが、其の中に食糧品價格の不當なる騰貴の抑制、食糧品價格の公定及び食糧品の徵發等に關する事項が包含された。一九一七年七月食糧大臣の更迭を見、新大臣ロード・ロンドは食糧統制を一層有効にする爲、食糧品工場の生産力の全部若くは一部を生産費に對して相當なる利益率を加算したものを基礎とする價格を支拂つて之を徵用すること、此の價格を決定する爲には工場帳簿を檢査し得ること、中間商人の利益を制限し得ること等各種の權限を得た。新大臣は七月二十六日上院に於て其の方針を次の如くに述べた²¹。「余の政策は之を概説すれば、食糧品に對して生産者より小賣商に至る迄の全段階に於て價格を公定するに在る。此の公定價格は特定品目の生産及び配給に従事する者に對して、出来るだけ合理的な戦前利潤を許容するものである。實に此の方針は價格公定の形式を取るとはいへ、結果としては各段階に於ける利潤決定を意味する。余は投機を防止し、不必要な中間

商人を除去する爲には凡ゆる努力を爲す覺悟である。」

新食糧大臣は價格決定準備の爲全國有數の計理士團を網羅して食糧省内に原價局なるものを設けた。原價局は食糧省財務次官の直接指揮の下に全國を十六個の管區に分割して、各管區内に於ける計理士を囑託して地方毎の原價計算を實施せしめた。此の方法に依り食糧品の價格を決定したものは小麥、大麥、燕麥、小麥粉、パン、肉、牛乳、馬鈴薯等であつた。右地方毎の原價計算に對しては地方食糧統制委員會²²が資料を提供した。同委員會は十二名以内の委員より成り、其の人選に關しては婦人及び勞働者各一名を加ふるといふ條件の外、別に人選上の制限はなかつたが、事實上消費者各階級の利益を代表する顔觸れを網羅したのである。消費組合ある場合は之が代表者を參加せしめた。

米國に於ては食糧管理局は戦時産業院より獨立して價格統制の權限を得、生産者より消費者に至る全過程に於ける價格統制を行ひ、國民生活の公正及び安固を圖つた。

獨逸に於ては前記の帝國食糧品價格監査局が一九一五年九月に設立され、生産者、配給商人等より選任せる鑑定人及び利害關係者の意見を徴し各種食糧品の價格決定に資した。右諮問會議には各地の價格監査所の代表者を參集せしめた。尙會議議決事項の準備及び補足の爲には當該地方に於ける經驗ある事業家の意見を參考とした。其他多くの場合に於て事情を明にする爲社會各方面に對して書面上の意見及び報告を要求した。以上の手續に依り得た基礎に基いて監査局は價格決定に關する判斷を爲し、議案を

作つて榮養省に報告した。監査局と聯邦及び地方價格監査所との連繫は十分密接なるを必要とし、單に書面の往復のみでは完全でないので、時々伯林に於て監査局と監査所との代表者の會合が行はれた。監査局は地方行政廳、商業會議所、商人、個人等よりの質疑に應じ、又忌憚なき意見及び注意を歓迎した²³⁾。

以上の事例に依ても知る如く、戦時必需品の價格決定に當りては能力ある原價計算及監督機關を設けること及び適當な方法に依り生産並に取引上の専門家並に消費者特に勞働階級の意見を徴することが必要である。

第二 價格統制の方法

國民食糧配給業者に對する價格の統制に關しては、先づ比較的科學的に行はれた米國の例に就て研究しよう²⁴⁾。米國の食糧管理法及び免許制度の一特色は利潤の統制に依り間接に價格の統制を圖るに在つた。免許制度に關しては曩に配給の章に於て之を述べたが、大統領は免許商人の利潤にして不正、不合理、差別的若くは不公平或は浪費的なることを發見したるときは、斯る行爲の取消を命ずる權限を得た。此の權限は一九一七年十一月二十七日の命令に依り食糧管理監に委任された。管理監フーヴァーは左の方策を取つた。

- 一、正當、合理、且つ公平なる利益とは自由競争の下に在つた一九一四年七月一日前に於て同一營業に従事せるもの、正常平均利潤なるを知らしめること
- 二、必要な場合には生産費以上に於ける如何なる限度が公正、合理且つ公平なる利潤なるかを指示すること
- 三、右の利潤を超過することを防ぐ爲、食糧管理法に依り付與された法律上の權限を行使すること

而して食糧管理局が「合理的利潤」として定義したものは「投機的利益でなく、平靜且つ均整的な市場に於て戦前享受した程度を超えざるもの」であつた。管理局は戦前一商人に依り得たる三年平均額を標準利潤として取つたが、各商人の帳簿を一々點檢しなければ、規則を強制する確定標準を得ない缺點があり又三年に互り繼續して營業を行つてゐないものも尠くなかつた。仍て此の標準利潤の方式を止め、卸商に對しては品種に依り八分乃至一割五分の利益率を確定すること、なつた。一九一八年四月六日に之を確定した品目は小麥粉外多數品目に互つた。

小賣商に對しては地方毎に利益率の異なる習慣もあり卸賣商の如く統一した利益率を確定することが困難であつたので、小麥粉、砂糖、バター、チーズ、卵等に對して最高價格を決定した。此の最高價格は文字通り最高を示すもので、之を以て最小限度と解してはならないことを明示された。此の最高價格の設定は小賣價格を安定し且つ小賣業者平均利潤を低下した。

戦時英國に於ては配給業者の利益を統制する爲には最高價格の決定と、配給過程に對する利益の制限とを併用した。一九一七年八月のバター價格制限令に依ると、小賣商が仕入價格に對して割増しの出来る最高額を一封度に付一片三分の一とし、更に地方食糧統制委員會をして當該地方に於ける小賣相場の最高額を指定せしめた。最後には食糧大臣は決定價格表²⁵⁾を作り、生産者、卸賣商及び小賣商の全般に對し之に依らしめた²⁶⁾。

戦時中獨逸に於ける最高價格の制度は、實施上幾多の支障と困難とに遭遇したに拘らず、「食糧統制の出發點となつて、之に諸種の方策を隨伴し、以て戦時食糧政策の一大骨幹を爲した。最高價格制度は必要であつた。若し本制度無かりせば、大部分の國民が支拂ひ得ざる如き價格を生じてゐたであらう。此のことは最高價格制度を施行されなかつた商品の價格騰貴を見れば明である。²⁷⁾」

以上の如く食糧品其他必需品に對しては最高價格を設定して消費者の保護を圖ると共に、最低價格を定めて生産者を保護し以て其の供給増加を圖らなければならぬ。戦時英國に於て政府は生産者と消費者との間に板狭みとなつて遂に國庫補助バンの制度を實施したことは曩に農業の部に於て述べた通りである。

國庫補助に依り消費者を保護し且つ生産を刺戟する方法は特定生産者に對し獎勵金を與へることに依りも行はれる。戦時英國に於ては穀物生産者に對して獎勵金を交付した。獨逸に於ても英國の補助バン

と同趣旨にて増加肉券と稱して國庫より多額の補助を爲した。此の方法は政治的經濟的情勢より採用を不可避とされたのであるが、之に關してヘッセ教授は次の如く説いてゐる²⁸⁾。

「國家補助は經濟的戰闘方法の費用として認めざるを得ないとなし、之に依る超過利得は戦時利得税の形式で回収すれば可なりとの議論があるも、此の論に對して非難しなければならぬことは、其の費用が非常な巨額に上つて、爲に國家財政に過重な負擔を課するに至ることである。既に増加肉券は殆ど約五億マルクの費用を要してゐる。而も之は都市人口の一部分に一週間半ポンドの肉を數ヶ月間増加したに過ぎぬ。又戦時利得税の形式に依る利得の回収も亦困難なる財政技術上の問題であつて、完全には成功し難いばかりでなく、一般國家的補助に伴ふ道德的不結果を看過してはならない。戦時に於ける道德的影響は極めて重大であり、而も戦争が延長するに従ひ益々重要である。一部階級のものや富者にする結果を生ずるような價格を支拂ふこと或は多數の國民が國家の補助を受けなければならぬと言ふことになれば、國民の道德的精神は甚だしく不健全となるであらう。一方に於て斯る經費を支出することは其の出費が直接に下層階級の購買力を大ならしむるの方法に依るにせよ、又は間接に一般的の價格低落に依るにせよ、何れにしてもそれは消費を増進するであらう」と。教授が國庫補助の弊害に關して國家財政上の負擔の増加、一部人士の致富及び消費の増大等を指摘してゐるのは注目すべきであるが、一般消費者保護の見地より國庫補助を爲す場合には、此の經費を支出する爲の財源如何に著眼することが必要

である。若し其の財源が大衆の負擔に依るところ大なりとせば、國庫補助は消費大衆に取つて結局利するところなきわけである。戦時英國の場合は國庫補助の財源を比較的直接税に求めてゐたので、此の點に於て理論的には矛盾が少かつたといはれてゐる。

若し我國に於て戦時英國の小麥の如く米の最低價格を設け農民を保護し、最高價格を設けて消費者を保護するの要あるときは、之等價格の決定は何を基準とすべきであらうか。最低價格は先づ米穀生産費を基礎とし、之に物價其他の經濟事情を參酌して定め、最高價格は消費者の家計其他の經濟事情を參酌して最低價格に適當と認むる金額を加へ定むべきである。而して政府が若し米價公定制度を採用するならば其の統制要綱は概ね左の如きものであらう²⁹⁾。

米價公定制要綱

- (イ) 價格の公定 最低價格及び最高價格を定む
- (ロ) 賣買價格の制限 最低價格及び最高價格の範圍外に於ける賣買を禁止す
- (ハ) 政府の買入れ及び賣却 政府は最低價格及び最高價格により希望に應じ買入れ又は賣渡を行ふ
- (ニ) 米穀検査 米穀検査は國營とす
- (ホ) 自治的統制 産業組合又は農業倉庫を指導獎勵し自治的統制を行はしむ
- (ヘ) 委員會 價格公定の實施に關する重要事項を審議せしむる爲委員會を設く

(ト) 會計 公定實施に要する經費は特別會計を設けて處理せしむ

第三 併用すべき統制手段

必需品の價格統制は結局當該物資の取引配給を國家に於て獨占するにあらざれば之を徹底し得ないことは、世界戦争に於て獨逸政府が戦争初期に於て之を看破實行したところで、英國に於ても肉類及び砂糖の購入及び配給、小麥の製粉等を政府に於て直接管理するに至つたのも亦價格統制の徹底を期する爲でもあつた。又羊毛製品、軍靴等政府の調辨せる軍需品に就ても其の價格を公正に決定するには、之が供給確保の必要と相俟て、原料たる羊毛及び皮革等の調達及び配給をも、國家管理に移すの要を見たのである。

米國食糧管理監フーヴァーも亦食糧品の價格統制に關して窮極は國家に於て專賣の制度を採用するの已むなきに至るべきを豫想して左の如く陳述してゐる³⁰⁾。

「聯合國間に於ける國民的生存に必要な主要食糧品の配給を單に普通の商業組織に信賴することの不可能なるは、今日の經濟狀態に徴し愈々明白となつた。更に又不足する船舶の能率的利用を期するには之を無拘束の民業に委することを得ない。斯くて歐洲諸國の政府は軍隊及び國民必需品の調達を爲す唯一の機關となり、一億數千萬の國民の爲に偉大な購買團體を形成するに至つた。更に我米國は二百萬の

國民を軍籍に編入し、今後三百萬乃至五百萬を算するに至るなきを保し難い。之等に對する食糧の調達補給は必然一の機關に集中され、世界第二の購買機關と爲つた。此の二大機關を協調せしめる爲には之を共同指揮に置く必要を認める。此の結果現出するは巨大な購買獨占であつて、其の欲する價格にて市場を支配し得るに至るであらう。此の支配力を善用してこそ始めて公正價格に依る調達と公平なる配給とを實現し得るのである。」

獨逸に於ても亦單に最高價格の設定のみでは完全に價格統制の目的を達せられないことを體驗した。ヘッセ教授は統制を完全にする爲には最高價格の設定と共に、商人のストック徴發、消費者の定量制限とを併用しなければならないことを次の如く説いてゐる³¹⁾。

「一定の區劃を與へられた市場に對して、他の市場に對するよりも低き最高價格が定められるときは、商品は其の市場より流出した。此のことは消費者の政治的努力に依てより低い最高價格を實施された諸地方の經驗したところで、商品はより高き價格を制定された地方を求めて移動した。價格監査所は單に最高價格を決定しただけで、商人に對して商品を該價格を以てする供給を強制することは事實上爲し得ない場合が多かつた。生産及び取引が大企業に集中されること少く、且つ無數の小企業の簿記計算が不完全であるに従ひ、價格躍上げの目的を以てする商品賣控へに對する罰則及び不當なる價格騰貴防止は其の効果が益々極限された。費用の差異を考慮に入れて、同じ利益を生せしめる如き最高價格を全國的

に決定するならば、商品の好ましからざる流動を阻止し得るわけであるが、斯る巧妙な決定は技術的に極めて困難であつた。

「斯る不當な商品の賣控へ又は流出を防止する方法は、一方に於て努めて合理的な最高價格を決定すると共に、政府は商品の徵發權を行使し得ることが必要であつた。

「更に商品が商人より消費者の手に不當に貯藏されることを防ぐ爲には、政府に於て定量制度に依り配給を統制することが必要であつた。消費の制限は實に供給の統制に劣らない重要な問題たるのである。」

以上の外投機的取引を禁止することも亦必要である。世界戦争中交戦諸國は殆ど例外なく軍需品原料、重要な食糧品及び原料品の定期取引は勿論、現物取引市場を封鎖した。現代の價格中心の經濟組織に於て不可缺のものと考へられる之等取引市場も亦戦争の要求に依り其の機能を停止せしめられるのである。

又最高價格の制度に依て凡ての必要商品の價格を決定することは困難であり、特に製品に於てはさうであるので、暴利取締法に依り、客觀的暴利を貪るの形跡あるものに對しては、之が禁止と制裁とを課すべきである。我國に於ても嘗て物價騰貴時代に農商務省令を以て、暴利取締令を出し、特に米穀買占等に依る暴利を抑制せんとしたことがある。此の命令は所謂傳家の寶刀と稱へられ、適用の機會を有しなかつたようであるが、精神的の効果は尠くなかつたことであらう。若し此の種命令を法律又は之に代

るべき有力なる形式に依り、開戦當初に於て遅滞なく發布するならば最高価格制度と相俟て、暴利の禁止に資することが大であらう。而して暴利か否かの客観的判斷の標準を得る爲には、前述の如き價格統制機關に於て審議決定を必要とするのである。

最後に我國に於ても戦時食糧問題解決上米穀の專賣等を実施するの必要が起るかも知れないことは既述の如くであるが、米穀の專賣を実施せば、我國産米額の四割五分を占める農家の自家用米を除外するとしても尙三千三百万石にも上る多量の米穀を取扱はなければならないので、時に依つては七、八億圓の運用資金を要するとの事である。又現在の配給組織に大變革を及ぼすことになり、其の曉に果して配給が圓滑にゆくか否か大に疑問とされ、又價格の問題で、財政上に巨額の負擔を生ずることあるやも圖り難いといふので、平時には容易に行はれ難いものとされてゐる。然し戦時には之に依り米穀の生産者及び消費者を保護し以て國民生活の安定が期せられるならば、各種の困難を排して實行するを可とするやも知れないのである。

註記

- | | |
|--|--|
| 1) Pigou, Political Economy of War. | French Labour. |
| 2) Profitteering. | 5) Lloyd, Experiments of State Control. |
| 3) Grey, War Time Control of Industry (本章中英國に關する事實は之に據ること多し) | 6) 米國陸軍參謀總長 MacArthur が戦時方策委員會に於て陳述したもの (Army Ordnance, 1931 所載昭和七年十一月雜誌要譯出) |
| 4) W. Qualied, Influences of the Great War upon the | |

- | | |
|--|------------------------|
| 7) Lloyd 前掲書 | 28) n. n. O. |
| 8) 同上 | 29) 昭和七年十月米穀部顧問委員會議參考案 |
| 9) 同上 | 30) 松井敏 前掲書 |
| 10) 森武夫. 米國戦時計量經濟論 | 31) Hesse 前掲書 |
| 11) Cost plus percentage contract. | |
| 12) Baker, Government Control and Operation. | |
| 13) MacArthur 前掲論文 | |
| 14) Munitions Levy. | |
| 15) MacArthur 前掲書論文 | |
| 16) 軍需工業動員法 5,14,15 條 | |
| 17) 第六章第七節 | |
| 18) Reichsprüfungsstelle für Lebensmittelpreise. | |
| 19) Preisprüfungsstelle. | |
| 20) F. Aereboe, Einfluss des Kriegs auf die landwirtschaftliche Produktion in Deutschland. | |
| 21) Sir W. Beveridge, British Food Control. | |
| 22) Local Food Control Committee. | |
| 23) Aereboe 前掲書 | |
| 24) 松井敏 米國戦時食糧政策 | |
| 25) Definit schedules of Prices. | |
| 26) Pigou 前掲書 | |
| 27) A. Hesse, Freiwirtschaft und Zwangswirtschaft im Kriege. | |

第十章 戦時財政及金融

第一節 戦時経済上財政及金融の地位

世界戦争の推移を監視すると、「戦争の發展と共に國家經濟(財政)は漸次自然化する傾向がある。戦争の勝敗は交戦國內に自然的に現存する人的及び物的資源の優劣に依て決せられることが多くなつた。そして現代戦争に於ては、此の自然的物資は漸次一般の資本主義的商品の特質を失ふに至り、惹いては交易用としての貨幣は排除されるようになる。其の結果として國家財政は漸次に貨幣的性質を失ふようになるのである。戦時經濟の緊張に伴ひ、市場に於ける自由交易は、需要供給間の調和を基礎とする國家計畫に依て公定價格の下に強制される。又國家は戦争の維持發展に必要な生産力そのものを要求するに至る爲、租税等の國民的義務は貨幣に代へて自然的物資及び自然的勞力を以てするよう希望される。同時に貨幣を以てする國家支出の形態も亦變じて自然的物資を以てするようになる。貨幣的な資本の蓄積は抑制され、戦争維持に必要な現實な生産資本に限り認められる。斯くて戦時窮極の場合には貨幣は平時に於けるが如く交換の媒介を爲し、價值の尺度となり、將亦價值貯藏の爲に使用される等のことは

廢止されるに至るであらう。」

併乍ら斯る貨幣の廢位はたとへそれが行はれるとしても、戦争窮極の場合であつて、所謂絶體絶命の場合なること恰も世界戦争末期のロシアの如きであらう。普通の場合は戦時と雖も、幾千年來使慣れた貨幣を用ひ、棲慣れた價格經濟の社會に生活することが國民たると國家たるとを問はず便利である。隨て戦時には貨幣的な國家經濟即ち財政が依然として存在せしめられなければならない。

而して現代戦争が國民經濟及び資源を基礎とするの度甚しきを加へる以上、「國家は國民經濟の領域内に於て主要な生産者たり、又主要な消費者たるので、國家經濟(財政)は戦時經濟の樞軸となり、以て國民經濟を最高度に利用し、物價、信用、金融等國民經濟の諸要素を維持する任務に服さなければならぬのである。」

同時に戦時財政は國家が租税、公債等の方法に依り、國民の購買力を徵發する過程に於て、其の副作用として國民をして消費の節約、生産の増加等戦時經濟の必要なる活動を促すと共に、國民間に戦争の負擔を衡平ならしめる等有力な働きを爲すのである。一般に平時に於ても國家は財政を通じて、經濟的統制を實行するところ尠くないのであるが、戦時に於ては其の程度が次第に強烈且つ鋭敏とならざるを得ないのである。

而して戦時財政の運用を圓滑にし、戦争に必要な生産を支持し且つ國民經濟生活を安定ならしめる

のは金融の使命であり力である。同時に戦争が世界的規模を取る傾向にある現代に於ては、戦時の金融は世界経済の領域内に於ても其の重要さは益々加重するのである。

第二節 財政及金融上の戦争準備

第一 平時軍事費と戦争準備

一國は平時國防の費用として陸海空軍の直接經費の外廣い意味の國防の爲一定金額を支出してゐる。如何なる費目が廣義の國防費なるかに就ては彼の國際聯盟に於ても精密な検討が行はれたが、其の範圍は容易に決定し難いものとされてゐる。現在各國に於ける民間航空に對する國庫補助の如きは事實上、大部分戦争準備の爲であり、優秀船の建造及び維持に對する補助金も亦國防費に包含されても之を不當となすを得ない。現代戦争が國力戰なる見地よりすれば、國家經營費中國防費として目すべきものは益益増加する傾向に在るのである。

所謂軍事費の範圍も亦決して明瞭ではなく、或國の軍事費内には直接國防の費用にあらざるものが計上されてゐる。例へば我國軍事費中に在る靖國神社寄附金、米國軍事費中の河川港灣修築費の如きものは之である。後者は日本の内務省の擔任してゐる港灣河川の土木工事を陸軍工兵團が實施してゐる爲、

其の豫算が軍事費中に含まれてゐるのである。反之獨逸警察隊の經費の如きは、該隊の軍事的價值よりして當然軍事費として數へらるべきものとされてゐる。

従つて各國軍事費の計數を以て直に其の軍備を比較する資料に供するが如きことは的確を缺くの嫌がある。國際聯盟第一回總會が軍事費制限の目的を以て同年度に次ぐ二年間、陸海空軍軍事費豫算總額をそれ以上に増加しないことを提案した際、多くの有力國は之に對して反對した。就中佛國は軍事費豫算は左の理由に依り、各國軍備の程度を衡平に判定制限するの基礎を供せざるものと爲した^{*)}。

一、軍事費豫算は國に依り編成方法を異にすること

二、兵力及び軍用材料を増加することなくして、而も之を整備し、又は修理する爲豫期せざる經費の増加を必要とすること

三、國家の軍備は軍用材料のみならず、其の産業能力及び平和用諸材料を軍事上の目的に利用し得る能力に據つてゐる。然るに之等の要素は軍事豫算を以て測定し得ないこと

四、軍事費は社會上、財政上又は軍事上の種々の原因に依り例外の狀況を呈すること頻繁なるを豫期しななければならないこと

併乍ら各國軍事費の金額が大體に於て其の軍備の狀態を反映してゐることは否むべくもない。此の軍事費に依り陸海軍の兵員及び兵器艦船其の他の軍用資材が維持され、在郷軍人の教育訓練亦行はれ、何

時でも戦争の緊急に應じ得るだけの姿勢に在る軍備を維持し得てゐるのである。

同時に軍事費は經常と臨時との別を問はず、戦用資材の整備に充當されてゐるのが常である。此の金額は財政上の見地より常に多きを望めないが、軍隊は戦時尤大なる動員部隊を装備するに必要な兵器其他の軍需品を尠くとも軍需動員等の戦時施設に依り補給せられる迄に行はれる會戦に應ずるだけのものを準備しなければならない。ハースト及びアレンが英國の戦時豫算を論ずるに當り、同國に於ける一八一七年以來の陸海軍事費を探索してゐるのは正しい。英國の一八一七年に於ける陸軍費は九百七十一萬八千磅、海軍費は六百四十七萬三千磅で、ヴィクトリア時代一八三七年には各六百五十二萬一千磅及び四百七十五萬磅に減じた。尤も之に對しては別に兵器なる項目の下に百四十四萬四千磅が計上されてゐたので、同年の軍事費總額は千二百七十一萬五千磅であつた。クリミア戦争後軍事費は著しく増加し、一八五七年には陸軍費は千四百四十萬六千磅、海軍費は千二百三十二萬五千磅となつた。南阿戦争後一層軍費を増し、此の頃より社會改良主義者と帝國主義者とは國費分割の爲鬭争し始めた。一九〇七年陸軍費は二千七百一十一萬五千磅、海軍費は三千百十四萬千磅となつた。第二回海牙會議の不成功は却つて列強の軍備を刺戟し、一九一四年度の陸軍費は二千八百八十八萬五千磅、海軍費は五千百五十五萬磅に達した。英國海軍は獨逸海軍の擴張に依り刺戟されるころ大で其の經費は一九〇九年以後毎年二百萬乃至三百萬磅を増加した。

軍事費増加の趨勢は獨り英國のみでなかつた。瑞典經濟國防會議書記長ヤコブセンは、一九一三年に於ける歐洲強大國の軍事費支出が、一八五八年のその五倍に達し、世界戦争直前一九〇八年より一九一三年に至る五年間に歐洲の軍事費支出額が五割を増加せることを指摘した。スタンプの計算に依れば一九一四年直前英國、佛蘭西及び獨逸は歳出の三割四分乃至三割八分を、伊太利、日本及び瑞典は二割五分乃至三割を、白耳義及び西班牙は一割五分乃至二割を各々軍事費に充當してゐた。世界戦争後に於ても、一九二四年ブルツェルに於て開催の國際財政會議は列國が平均歳出の二割、特に大軍を擁する國に於ては三割乃至五割を軍事費に充當してゐることを指摘した。

現代軍備に要する經費の増加することは、軍備の科學化（技術化、機械化）に因ることの大なるは曩に之を述べたところであるが、戦争の禍害を短期間に終熄せしめんとする各國軍の努力は戦用兵器及び裝備の充實に集中せられ、同時に戦時封鎖經濟の場合を考慮し、不足原料、燃料等をも平時豫算に依り貯藏を圖るに至らしめた。斯くて平時の軍事費は單に軍隊艦隊の維持のみならず、戦争準備として大なる任務を果しつゝあるのである。

第二 戦時財政の準備

一 戦時財政準備の必要

經濟的關係が戰爭發生の一大決定要因たること及び戰爭の勝敗に大なる影響を及ぼすことは、近代戰爭殊に世界戰爭に依て明白に立證されたところである。現代に於ては經濟を離れて戰爭を論ずることは不可能となつた。大戰後列強が銳意國家總動員計畫の完成に對して努力しつゝあるも、畢竟戰爭と經濟との密接なる關係を認識した結果に外ならないのである。

國家總動員の内容は要するに戰爭目的に對して必要なる生産要素を合理的に統制活用するを以て主要目的としてゐる。今日列強の國家總動員計畫は戰時國民經濟の生産消費對照表を作製すること及び戰時此の對照表をして適當なる均衡を得せしむる爲、平時より豫め準備施設することを骨子としてゐる。此の計畫中には戰時貨幣經濟を廢しない限り、生産流通の過程に於て缺く可からざる貨幣及信用等所謂支拂手段其他に關する金融財政の事項を除外するを得ない。

然るに軍國に必要な資源が平時より培養育成の必要あるに反して、財政金融事項は平時より準備すべき方策甚だ尠き觀あること、並に支拂手段を物それ自體よりも遙に輕視する觀念と、戰時財政も亦畢竟國民所得の分配を一時的に戰爭要求に適應せしめる手段に過ぎないものなりとの見解等に依り、財政金融の動員計畫は比較的閑却され易い立場に置かれてゐる。彼の佛國國家總動員法案の如きも其の浩翰なる條章中財政金融に關しては僅に二行を割愛しあるに過ぎない状態である。併乍眞に明日の戰爭を準備する爲には財政金融の計畫は之を等閑に附するを得ない。蓋し是を單なる國軍直接の活動に就て見る

時、動員及び作戰行動に伴ひ直に起る現象は戰費支辨の問題であつて、之に對する準備考案なくしては措置自ら機宜を失し、其の結果有效適切なる國軍の活動を望み得ないからである。世界戰爭前交戰諸國は多く財政的に無準備であつたが、獨逸は獨り之に意を用ひてゐた爲、開戰劈頭一舉に五十軍團の大兵を動員して、尙且つ金融上の動搖を比較的に尠からしめたのであつた。之に關しては次項に於て稍詳細に述べる。又平時の財政制度特に税制の如何が戰時財政の實施に大なる影響を與へるかも、大戰參加諸國の均しく痛感せるところであつた。

茲に於てか將來戰爭に於ける財政金融の諸政策に關して、豫め一の方針を建て、之に基いて平時より計畫準備を爲し、一旦緩急ある場合戰爭の情況に應じて之を適宜更改運用するときは、計畫缺如に伴ふ浪費と損失とを豫防し、戰爭能力の維持に資するを得るや疑の無いところである。

二 世界戰爭前獨逸の戰時財政準備

(一) 獨逸戰役の經驗

獨逸帝國の財政上の戰爭準備に對して重要な指針となつたものは、一八七〇—七一年の獨逸戰役に於ける財政政策の經驗であつた。此の經驗は大戰勃發迄の二十年間に於て、戰時に實施すべき財政方策を準備するに當り其の基礎と出發點と爲つた。

獨逸戰役に於ける諸政策は(一)戰爭遂行に對する財政的要求の充足と(二)通貨に對する經濟界の高度

の需要に應ずる準備とに分れた。開戦當初北獨逸聯邦軍の動員實施及び作戰行動の爲、巨額な現金の必要を生じたが、プロシア國庫は能く此の緊急要求を充足することを得たのである。同國庫はフリードリッヒ・ウイールヘルム一世に依り創設され、八百七十萬ターレルなる當時としては可成り巨額の現金が蓄積されてゐた。大王はシュレジア戦争に因る窮乏にも拘らず、之を五倍以上の額として後繼者に残した。ナポレオン戦争中國庫は全く枯渴したが、一八二〇年以後に於て之が補充を爲すことが出来た。下つて一八六六年の戦勝の後、國庫は塊太利よりの賠償金に依て充實され、一八七〇年七月獨佛戦役勃發に際しては、スバンダウのユウリス塔下に正貨三千萬ターレルの準備を有してゐた。一八七〇年七月宣戦と共に此の準備金は即時緊急の用に充てられ、八月三日には全部を使用して了つたが、動員開始より戦時公債の募集開始に至る迄の短期間の橋渡しとしては十分成功したのである。

戦争繼續中、戦費調達の方法は専ら之を信用に求めた。一八七〇年七月二十一日の信用法は北聯邦政府に戦費として一億二千萬ターレルの公債又は大藏省證券を發行し得る權限を與へた。同年十一月に至り一億ターレルを追加し、翌一八七一年四月更に一億二千萬ターレルを増加した。此の最後の信用法は戦争終了と共に佛蘭西賠償金の流入に依り自ら適用の必要を見なかつたのである。

北獨逸第一回戦時公債は八月二日及三日に募集され、第一回拂込は八月三日と定められた。募集成績は意外に不良で、僅に額面六千八百萬ターレルを得るに過ぎなかつた。是れ起債の時期が戦争勃發に伴

ふ金融市場混亂の際であつたのと、出征軍の勝利が未だ決定的のものと思へなかつたとに基因してゐる。而も一般社會は戦時公債の必要を十分に認めてゐなかつた。

政府は第一回募債の不成績に鑑み、第二回の國內募債を八千萬ターレルに止め之以上の内債は一應見合せ、外債を以て不足を充たすことにした。一八七〇年十一月末政府は倫敦に於て短期大藏省證券一億ターレルを賣出したが、其の最大部分は英國人の好んで引受けるところとなつた。當時獨逸の戦捷は殆ど確定的の事實と見られてゐたのである。

一八七一年一月に至り有利な戦局の見透しがついたので、再び企てた内債募集も亦好成绩を示した。公債収入の間歇は大藏省證券を以て補つた。戦時中大藏省證券の發行最高額は四千萬ターレルに上つた。巴里市に課した取立金八千二百萬ターレルも亦重要な戦費財源となつた。

右の如く獨逸は戦費を一部戦争準備基金に依つて支辨した外、全部を公債又は大藏省證券に依り措辨し、租税の増徴には全然着手するところなかつた。而も戦後佛蘭西より得た五十億フランの賠償金は、營に獨逸の戦費十五億五千萬マルクを償つて尙餘りがあつたのみならず新に建設された獨逸帝國の貨幣及び銀行制度の改革を可能ならしめたのである。

以上戦費調達の外、國民經濟の資金需要を充足する爲、政府は北獨逸聯邦内に貸付金庫の組織を布いた。戦前プロシアは既に一八四八年の恐慌期及び一八六六年の戦役中貸付金庫設置の經驗を有してゐ

た。貸付金庫は貯蔵商品と有價證券とを擔保として私經濟體に對して短期貸付を爲し、貸付額に對しては貸付金庫券⁹⁾なる特殊の貨幣代用證券を發行した。獨佛戰役開始後北獨逸の大都市は凡て貸付金庫を設置した。貸付金庫證券の發行總額は三千萬ターレルとされた。伯林の貸付金庫は八月五日に至りて開業し、其他の地方金庫は更に一週間を経て開業したが、孰れも時機を失し、其の機能を完全に果すことを得なかつた。しかし戰爭の繼續に伴ひ、貸付金庫は本來の目的より離れて、戰費調達に利用された。貸付金庫券は額面通りの市價を以てよく流通した。蓋し戰勝の結果之に對する國民の信用が高まつた爲と、獨逸軍に依て占領された廣大なる佛蘭西國土内に於ける通貨の缺乏を補ふ爲には此の證券が必要となつたからである。

(二) ビスマルクの戰時財政準備

獨佛戰役後一八七一年十一月の法律に基き、帝國政府は佛蘭西よりの賠償金の一部を割いて、鑄造金貨を以て一億二千萬マルクの金額を從來のプロシア國庫に代る帝國戰時金庫¹⁰⁾に貯蓄すること、した。此の資金は専ら帝國陸軍の動員の爲に用ゆべく、而して事前又は事後に聯邦參議院及び帝國議會の同意を得る條件の下に、皇帝の命令に依て支出することを得るものであつた。之に對しては議員の一部に反對があつたが、ビスマルクは「一八七〇年若し吾人がプロシア國庫を所有してゐなかつたならば、全ライン左岸地方を佛蘭西軍の侵入に對して防禦するに十分なる時間として、二三日の餘裕を得ることは絶對

に不可能であつたらう」と説いた。後にプロシア藏相となつたミケル博士も「戰爭勃發の際には、一般に債權債務の決済を急ぐの結果、貨幣を通じて行はれる商取引が増加するに反し、現金はむしろ退蔵され易い。隨て金融市場に於ては通貨の缺乏が感せられ、一般國民をして不信用の念を惹起せしめ、遂に全經濟生活に於ける恐慌の危機を招くに至るであらう。此の恐慌的狀態は從來市場より隔離されてゐた現金が帝國戰爭金庫より流通界に進出することに依て巧に防止するを得る」旨を力説した。

獨逸は赫々たる戰勝の結果財政も亦頗る好轉した。ビスマルクは此の機會に賠償金を利用して金本位制に移り、同時に全獨逸金融制度の統一を目指した貨幣制度の改革を斷行した。帝國が金本位制に移行したことは、戰爭準備の見地よりも決して無意義ではなかつた。蓋し外國に對して金を以て支拂ふことに依り、軍隊及び國民の需要品を確實に調達することを得るからである。銀行制度も亦統一され、一八七五年三月獨逸帝國銀行が設立され堂々たる中央發券銀行となつた。

獨佛戰爭に於ける戰時財政の經驗は、戰費の調達の爲には公債若くは増税を必要とすることを教へた。従つて帝國財政の整頓は獨り平時の問題としてのみならず、戰爭遂行に對しても頗る重要な意義を帯びることとなつた。獨逸帝國の憲法は戰時に於ける軍事公債の募集を可能ならしめた。然し帝國財政の一大缺陷は其の主要歳入を關稅、消費稅、郵便電信、エルザス・ロートリンゲンの國有鐵道、帝國印刷局及び帝國銀行の納付金に依存し、直接稅を有せざることであつた。帝國憲法は帝國が自ら直接稅を

徴收することを禁止してはゐなかつたが、直接税は未だ専ら各邦の徴收に委せられてゐた。尤も帝國はエルザス・ロートリンゲン地方を除きては何等内政を施行するところなく、歳出六億數千萬マルクの大部は國防費に充當されてゐた。帝國財政は一八七〇年代の當初には頗る良好で獨佛戦役の戦債は賠償金を以て全部買入銷却され、獨逸帝國は負債なき國家として歐洲列強の間に伍するに至つた。財政の整頓と共に帝國最高行政機關の改革が行はれ、帝國財政に對するプロシア藏相の地位が確立した。戦争準備の見地に於ても戦時兌換停止、帝國國庫證券の増發、帝國銀行の立替等のことが議せられ、戦費豫算も亦組織的に調製される基礎が確立した。

(三) 一八九〇年代藏相ミケル博士の功績

佛露の接近は獨逸をして當然二正面戦争の危険に直面せしめるに至つた。斯る形勢に際し財政上の戦備に關してプロシア藏相ミケル博士の周到なる吟味を受けたことは極めて意義深きことであつた。博士は從來軍部の戦費豫算の杜撰なることを發見し、將來日割の戦費計算、新に最初の動員一ヶ月に對するものを年々提出せんことを要求した。此の戦費豫算に基きプロシア内閣は帝國藏相、帝國銀行總裁を加へ戦時に於ける資金調達を精細に考究した。當時の計算に依れば軍隊動員及び維持の費用は三ヶ月間に平時の歳計を越ゆること十四億マルクであつた。其中最初の一ヶ月に四億五千萬マルク、最初の週間に二億一千五百萬マルクを必要とした。此の外海軍の費用として五千萬マルクを見積られた。此の需要に對

し、差當り四億マルクなるものが帝國所屬の現金及び容易に現金化さるべき資金として準備されてゐたので、動員當初必要な資金は格別支障なくして措辦される見込であつた。爾後の動員需要を充す爲にミケル博士は當時一億二千萬マルクを流通してゐた帝國國庫證券の總額を貨幣制度を破壊する危険なくして、二億マルクに高めることを適當と考へた。而して十億マルクの公債はなるべく戦勝の後に發行すべきものとした。公債發行に依る資金の國庫に流入する迄の金融手段として帝國銀行は大藏省證券の割引、有價證券の擔保貸付等を行ふの外、百マルク以下の小額銀行券の發行に依り金貨の代用を圖ることが考究され、一八九一年五月三十一日プロシア内閣は戦時公債の發行、貸付金庫の設定、百マルク以下の銀行券發行に對する法律案を準備し、戦時立法機關への議案として保存されることとなつた。當時帝國銀行理事會長コッホ博士は戦時には貸付金庫の設置よりも却つて帝國銀行券の増發方法に依るを可とする意見を有してゐた。

ミケル博士は一八九八年十一月十一日皇帝に對して戦時財政準備に關して上奏し戦時兌換停止即行の必要、銀行券強制通用の布告、民間正貨の引上等に關し力説するところあつた。此の博士の意見は後年帝國財政的戦争準備の基礎となるものであつた。

一八八四年頃より二十世紀初頭へかけての軍事費激増の結果帝國公債は二十二億二千萬マルクの多きに達した。此の公債増加は戦時財政の見地よりも決して好ましいことではなかつた。蓋し斯る巨額な公

債の存在は戰時公債の消化を妨害するに至るからである。

(四) 一九〇〇——一九〇六年帝國の經濟的發展に

伴ふ戰時財政準備

一九〇一年四月一日帝國及びロシア大藏省、帝國銀行、帝國郵便管理局、帝國國際管理局及び帝國印刷局の代表者を以て組織せる會議を開き、戰時陸海軍の軍費を計算し、戰爭開始後一ヶ月間に六億五千五百萬マルクを要するものとなした。即ち十年前の計算に比すれば二億マルクの増加であつた。此の需要額に對しては現金並に容易に現金に換へ得るもの五億三千萬マルクを引當て、其の不足部分は大藏省證券を以て補填する計畫を建てた。此の戰時用大藏省證券は平時に於て豫め印刷し置くこととなつた。

貸付金庫の組織に就ても一層具體的に研究準備され、同金庫證券の額は三億マルクに高められた。是れ獨逸の工業的並に商業的發展の偉大なるに鑑み、戰時に於ける通貨の需要激増するを慮つた結果に外ならなかつた。

帝國銀行は銳意正貨準備に努力してゐたが、一九〇四年二月六日に於ける保有高は九億一千五百萬マルクであつた。其の内金は佛蘭西の八億九千九百萬マルクに對し、六億六千九百萬マルクであつた。

以上戰時財政の技術的準備に關しては相當考究されたが、當時に於ける帝國財政の實質が、果して戰

時財政の繼續に堪へるか否かに就ては何人も危惧せざるを得ないところであつた。獨逸陸海軍軍備の増大は財政に對して著しき壓迫を加へ、一八八九年迄は帝國歲計には若干の剩餘があつたものが、一九〇〇年乃至一九〇九年間に於て五千萬マルクの不足を告げ、同時に帝國公債は三十億マルクに達した(一九〇〇五年)。會々日露戰爭が起り戰爭と財政との關係の極めて重大なることが一層強く認識された。一九〇四年乃至一九〇六年帝國藏相は歲出入の均衡を得るに努力し、直接税を帝國に歸屬せしめんとしたが各邦の反對に遭つて成立しなかつた。

(五) 一九〇六——一九一一年戰時財政準備の完成

一九〇六年英佛協商の開始と共に、獨逸の政治的軍事的事態は愈々重大となつた。一九〇六年二月十三日御前會議が開かれ帝國の財政準備に就き審議された。ロシア藏相は開戰當初の六日間に要する陸海軍費を三億七千八百萬マルクと豫定し(帝國戰時金庫資金の三倍)最初の三十日間に十四億マルク、三ヶ月間に總額二十五億マルクに上るものとした。此の外發展の途に在る獨逸商工業の爲に十億マルク即ち平時最も繁忙を極める金融市場所要額の二倍の金額を見積つた。尙之に所謂恐慌需要に應ずる爲五億マルクを加へ結局開戰後三十日間に要する資金を總計二十九億マルクと計算した。之に對しては十億マルクの正貨保有高と一億二千萬マルクの帝國戰時金庫資金とを引當に紙幣を發行せば、法律の制限内に尙ほ二十億マルクの増發能力あるを得るを以て、一應善處し得ないことはない。然し帝國銀行の支拂

能力が全然十分と爲し得ない理由は金貯蔵の少額なることと紙幣發行が制限を受けること及び小額紙幣の不足であつた。

一九〇六年二月二十日の法律を以て小額紙幣發行の運びに至り之に依り民間金貨を回収して帝國銀行の金貯蔵を増加するを得た。此の二十マルク及び十マルクの紙幣は兌換に應じたが、戦時には兌換停止の運命にあるものであつた。此の小額紙幣の發行は一面に於て國民をして紙幣の使用に慣れしめる目的を有してゐた。

獨逸帝國銀行總裁は獨逸外交關係の悪化に鑑み、有事の際倫敦諸銀行に於ける獨逸銀行の債權を確保することに苦心した。一九〇七年第二回海牙會議に於ては獨逸側の提議せる「敵國民の權利及び債權の廢棄乃至一時的效力停止は之を禁止すべし」との動議は採用されたが、戦時に於ける獨逸銀行の海外貸越金の安全は事實上何等保證されたとは見えなかつた。仍て總裁は獨逸の代表的金融機關に對して對英貸越金は極力減少すべき旨を暗示するところあつた。

政府は貯蓄銀行に對する戦時取付の危險を憂慮し、貯蓄銀行が戦時貸付金庫に對して直に擔保と爲し得る公債の如きものをなるべく多く保有することを命ずる法律を出さんとしたが實行に至らなかつた。

以上の外戦争準備として最も歓迎すべきことは帝國財政の整頓であつた。新宰相ベートマン・ホルウエツヒは歳計の緊縮を圖り、先づ軍事費の膨脹を抑制し、且つ非募債主義の下に、相續税、交通税の増

徴及税制整理に依り租税収入の増加を圖つた。之が爲に一九〇九年度の帝國歳出入は均衡を得、翌年度は七千四百萬マルクの歳計剩餘を生じ、一九一〇年度に至つては二億四千九百萬マルクの剩餘を見るに至つた。

(六) 一九一二年バルカン戦争より世界戦争直前迄の財政準備の強化

バルカン戦争に依り尖鋭化する對外的情勢の壓迫に伴ひ、獨逸帝國は愈々戦争準備の必要を痛感するに至つた。會々ハンザ聯盟首席、樞密院法律顧問リーセル博士は一九一二年十月財政參謀本部の設置を提唱した。此の案は各方面で眞面目に考慮されたが、未だ實現を見るに至らずして大戦を迎へた。

軍備の充實に伴ひ動員第一月の戦費豫算額は二十二億五千萬マルクに増加し、一般經濟界の需要資金も亦帝國銀行の計算に依れば、十五億マルク、緊急必需額七億五千萬マルクに上り、開戦第一月に於て總額四十五億マルクの資金を必要とした。此の内十五億マルクは貸付金庫に依り調達するものとしたが、三十億マルクは帝國銀行の供給を必要としたのである。

總戦費の計算は一九一三年參謀本部に於て行はれたが、同部は南阿戦争及び日露戦争の經驗をも參酌し、戦時一年間の所要額を百億乃至百十億マルクと爲した。マックスワーブルグの一九〇七年に於ける計算に依れば、兵員一名一日所要額を六マルクとなし、兵額を三百萬人と假定し年額七十億マルクの數

字を得た。

政府は帝國戰時金庫に貯藏する正貨は著しく過少に失するものとなし、一九一三年七月法律の改正に依り其の限度を三億六千萬マルクに増加した。銀貨は出征軍の爲特に重要視され、一億二千萬マルクの鑄造を爲すことに決定したが、動員下令當日迄は漸く六百萬マルクを鑄造し得たに過ぎなかつた。

戰時外國より信用を受くることに關しては一應考慮されたが、國際金融市場に關して經驗に富める識者は、戰時に於ては自國固有の資力に信賴するの外なきを力調した。其の理由とするところは、小國の金融市場は獨逸に對して何等本質的の支持を與へることを得ないし、米國より信用を受くことは到底期待し得ずといふに在つた。若し米國に依頼するとしても、豫め之を謀ることは外交上不利であるのと、獨逸財力の缺陷を中外に暴露するの嫌ありとされた。従つて外國信用の利用に關しては何等處置されるどころなかつた。

戰時課税に關しても亦考究された。豫て英國が過去戰役の戰費をなるべく租税に依り措辨するに努めた事例は獨逸學者及び財務當局の注意を惹いてゐた。然しボン大學教授デーツェル博士の如きは獨逸に於ける戰時増税の困難を説いた。即ち英國の實行せる前世紀間の戰爭は何れも國外に於て行はれ、本國國土は海洋に依て防護され、其の商業は制海權の庇護の下に戰時と雖も支障なく繼續し得た。斯る状態に在る英國に於て戰時増税を實施するは至當のことである。之に反し戰時封鎖經濟を豫期する獨逸

に在ては原料の不足及び事業荒廢等の脅威を受くるを以て増税せんとするも國民の擔税力はないものとした。之に對してプロシア大藏省顧問シュワルツ博士は反對し、戰時は財産及び所得税を高めることに依り少なからぬ收入を擧げ得べきことを指摘した。之等の論争は大戦の勃發迄遂に解決されなかつた爲財政準備に關して一の間隙を残し戰時に及んで其の缺陷は不利に現はれざるを得なかつたのである。

帝國銀行總裁ハーヴェンシュタインは、獨逸の貨幣及び信用制度をして非常時の衝動に對しても鞏固なる抵抗力を有せしめることに努力し、機敏且つ巧妙なる金輸入と外國手形政策とを通じ、之に小額銀行券増發の手段を加へ、政治的情勢の尖鋭化に拘らず、帝國銀行の金保有高を著しく増大せしめることを得た。同行の外國爲替の平均保有高は一九〇八年に於て七千九百萬マルクであつたものを一九一四年七月には一億二千八百三十萬マルクに高められた。一九〇八年以來畫策實施した小額銀行券の普及は相當に行はれ有事の際二十億マルクの發行を爲し得る見込がついた。一九一四年六月二十三日現在に帝國銀行券流通高は十八億マルクなるに對し、正貨準備十七億一千二百萬マルク（内金準備十三億七千百萬マルク）及び七億五千萬マルクの手形を保持してゐた。此の外獨逸國內にて流通する金貨は約二十億マルクであつた。戰時金庫其他に在る帝國所有の正貨は約三億マルクあつたので、之を帝國銀行の所有に加ふるときは、正貨準備の状態は十分と認められた。今戰時紙幣發行力を概見すれば左の如くである。

一九一四年六月二十三日現在獨逸帝國銀行券發行狀況

正貨 現在 高	十七億マルク
帝國所有正貨	三億マルク
正貨保有額合計	二十億マルク
三分ノ一比例準備ヲ超エザル限度ニテ發行シ得ベキ銀行券最大限度	六十億マルク
一九一四年六月二十三日ニ於ケル發行現在高	十八億マルク
差引發行餘力	四十二億マルク
開戦第一月戦費需要總額	四十五億マルク
差引不足通貨額	三億マルク
貸付金庫券發行見込額	十五億マルク
差引通貨供給餘裕	十二億マルク

右表の如く開戦第一月の緊急支出に對する支拂手段の準備は相當完全な状態に在つたが、獨逸の正貨準備金額そのものは假想敵國側に比して可成りの遜色があつた。即ち佛蘭西の金準備は一九一四年七月十四日現在にて約四十一億フラン、銀準備六億四千萬フランに達し、金銀合計三十八億マルクを算し、此の外同國內の流通金貨は約十億フランあつた。ロシア帝國銀行の金保有高は七月末に於て十六億ルーブル（三十四億五千萬マルク）であつた。但し同國內の流通金貨は比較的少き見込であつた。英蘭銀行は七月二十二日三千八百六十萬磅（七億七千五百萬マルク）の外、國內流金貨一億二千五百萬磅（二十五億マルク）を有してゐた。此の外英帝國內屬領に於ても相當の準備を所有してゐた。獨逸の盟邦奧匈國は七月二十三日現在十五億九千萬クローネ（十三億五千萬マルク）の準備を所有してゐた。

一九一二年十二月二十三日の法律に依りプロシアに於ける貯蓄銀行は資金の一部を流動國家證券に化する義務を負はしめられたが、未だ十分に効果を見ずして戦争に入つた。

一九一三年度に於ける軍備充實計畫は獨逸軍制史上最大なるもので之に要する經費も亦巨額に上つた。其の財源は公債若くは増税孰れかに依らなければならなかつたが、戦時財政の見地より公債市場に是以上の重壓を加へることは好ましくなく、間接税の引上も亦内政特に社會政策上の理由より實施困難であつた。仍て帝國政府は軍備充實の結果増加する經常費の財源は三年間を限り財産増加税に依ることとし、臨時費の財源は財産及び高額の所得に對して、國防課金に依り調達することとなつた。此の國防課金は三年賦に依り納付せしめられたが、其の大部分は戦時に入りて納付する結果となつた。而して其の第一次年賦拂込額は三億一千五百萬マルクであつた。

財政準備として獨逸の比較的有利な點は國債の負擔が假想敵國に比して輕きことであつた。一九一四年に於ける佛蘭西の國債は三百三十億フラン（二百八十億マルク）に達してゐた。此の外同國政府は最近の軍擴及び三年兵役實施の經費に充てる爲、八億五百萬フランの公債を募集したが、大戰勃發當時には其の半額すら拂込まれるに至らなかつた。ロシアの國債總額は八十八億二千萬ルーブル（百九十億一千萬マルク）に上り、英國も亦七億六百二十萬磅（百四十一億二千萬マルク）に達してゐた。奧匈國も亦最近の軍擴に依り兩國合して百五十五億マルクの負債を有してゐた。反之獨逸帝國の國債は五十億マ

ルクを超えなかつた。尤も聯邦内各邦の公債は百六十億マルクに達してゐた。

歳入の状況も亦良好であつた。即ち官業純益は一九一三年度に於て一億五千萬マルクを示した。同年度の軍事費は二十一億六千萬マルクに上つたが、同年度の帝國歳計剰餘は七千五百萬マルクを示してゐた。

以上の如く獨逸は其の經濟的軍事的發展と四圍の政治的情勢とに鑑み、一八七一年以來一九一四年に至る四十三年間財政上の戦争準備に於ても銳意努力するところあつた。而して其の財政的戦備の政策を要約すれば左の如くである。

- 一、開戦時に於ける通貨の緊急需要を充足する爲の準備
- 1、動員及び初期作戦の經費を見積り、之に商工業の爲の金融上の要求を加算し、緊急通貨の需要額を豫定した。
- 2、緊急通貨の資源としては戦時金庫に一定の正貨を貯蔵し、漸次其の金額を増加した。
- 3、商工業資金供給の爲には、貸付金庫の特設を計畫した。貸付金庫は直接戦費調達の爲にも利用することゝなつた。
- 4、中央銀行に正貨の蓄積を圖り緊急紙幣の發行に當りても尙且つ法定比例準備を維持するに努力した。民間流通の金貨は之を中央銀行に回収する方針を取り小額銀行券の流通を以て之に代へた。

- 5、戦時新發行又は増發を要する紙幣、證券の類を豫め印刷準備した。
- 6、戦時兌換停止、銀行券強制通用其他の緊急措置に必要な法律案を準備した。

二、戦時財政上課税及び公債募集を容易ならしめる爲の根本政策

- 1、平時努めて公債の發行を抑制し戦時の起債市場を留保した。
- 2、帝國の税制をして戦時収入増加の弾力あらしめるやう再編成を企圖した。
- 三、戦時金融を圓滑ならしめる爲の組織の改善

- 1、鞏固なる中央銀行を設け、貨幣及び銀行券の統一を圖り、且つ民間銀行制度を改良した。
- 2、貯蓄銀行の資産をして動員容易の状態に置く爲法律を以て之に國債保有の義務を課した。
- 四、一般に帝國財政上收支の均衡を得ることに努力し、歳入増加の方法を講ずると共に、歳出の緊縮を圖つた。

五、財政準備の方策を審議畫策する爲官廳及び中央銀行等の幹部を以て調査審議の機關を設けた。財政參謀本部設置の問題も亦眞剣に考へられた。

以上の諸政策は一國が苟くも戦争の危険を豫想する限り、當然考究若くは施設を要するところである。此の外戦地に於て使用すべき軍用貨幣の準備、開戦前後に於ける資本逃避の防止、在外資金の安全防護、支拂猶豫等に關しても亦考究して置かなければならない。之等に關しては後に述べるところがある。

第二節 開戦時の緊急財政及金融

第一 金融調節の緊急手段

一 獨逸帝國の金融動員

一九一四年七月歐洲の外交危機に於て、同月二十七日迄は獨逸政府も何等財政金融上に處置するところなかつた。同日に至り初めて帝國宰相フォン・ベートマン・ホルウエツヒは豫て準備せる法律案及び命令案裁可の手續を爲した。七月三十一日に至り「財政準備」なる合言葉のもとに、凡ての金庫、特に帝國銀行及び其の全支店は金貨に依る支拂を停止した。

當時の客觀的情勢は戰爭を不可避のものとなさしめた結果、歐洲諸國の取引所に於ては七月二十五日（奥匈國のセルビヤに對する最後通牒の回答期日）以來専ら賣方の殺到するところとなり、全金融機關に對して貸付の要求及び手形の呈示が波濤の如く襲來した。一般銀行及び貯蓄金庫には債務の履行、預金拂戻の要求等が猶豫なく提起された。之に對しては證券所有の擁護上、七月二十七日には維納、ブダペスト、ブルツセル及びアントワープの株式取引所は夫々閉鎖された。七月二十八日奥匈國の對セルビヤ宣戰當日はモントリオール、トロント及びマドリードの各取引所は閉鎖し、翌二十九日露西亞の動員

と共に伯林及びペトログラートの取引所は閉鎖された。既に七月十七日より一部の取引停止を見てゐた巴里取引所は七月三十日に至り閉鎖し、同日全南米の取引所も亦閉鎖の厄を蒙つた。翌三十一日倫敦株式取引所は公式に閉鎖され、其の報米國に傳るや紐育取引所も亦當分休業の旨を聲明した。

獨逸帝國に於ては此の脅威的恐慌の波濤を突破することこそ、過去數十年、特に最近十年間拮据力作した財政準備組織の使命であつた。八月一日獨逸は露西亞に對して宣戰を布告すると共に、全軍に一齊動員を號令した。常備軍二十五軍團八十萬人が即時五十軍團二百萬人に膨脹せしめられた。財政金融動員も亦當然實施された。ユーリス塔の帝國戰時金庫、帝國所有の正貨其他の準備資金は、豫定通り帝國銀行に對して金準備増加の爲即時交付された。陸海軍動員の爲の資金需要額（動員最初の六日間に陸軍省は七億五千萬マルクを使用した）は先づ帝國銀行の短期信用に依り之を充足した。之に續いて既定計畫に基づき帝國銀行は經濟界に對して頗る廣汎なる信用保證を爲すと同時に、帝國內全大都市に即時設置された貸付金庫を通じ、在庫商品及び有價證券を擔保として巨額の貸付を開始した。此の貸付金庫は曩に述べた如く、普通銀行では引受けなかつた擔保及び抵當に對し貸付を認められ、借手に對しては貸付金庫證券を交付した。此の證券は最初五マルク以上の額面で發行されたが、一九一四年八月十四日以後は、小錢拂底の爲一マルク及び二マルクの額面をも發行した。此の證券は完全な法定貨幣ではなかつたが、帝國及び各邦に對する租稅其他の納金に用ひられた。貸付金庫は兌換用金準備を置かず、債務に對し先取

特權を與へた擔保抵當を保證とした。貸付金庫の外に市貸付所なるものが設けられ、政府機關より若干の利率は高かつたが、小商人及び手工業者に對し貸付を行つた。又商品ストック或は二人の裏書ある個人の手形に對して小商人に貸付を行つた戰時信用銀行なるものも設けられた。以上の如くにして信用機關の完全なる網の目が張られ、如何なる種類でも苟も保證を提供することの出來た者には所望の貸付が行はれたのである。

帝國銀行は帝國の發行する短期無利子の證券及び手形は、銀行割引を認められる商業手形と同様に、銀行券發行準備に算入することを認められた。帝國銀行は銀行券を金を以て兌換すべき義務を免れ、同銀行券は強制通用力を付與された。同時に銀行券は増發されたが、政府も亦帝國金庫證券なる十マルク紙幣を發行し、特に之を銀貨に代用せんことを圖つた。斯くて獨逸に於ては四十年の歴史を有する金本位制を一時停止し、且つ從來財政上及び金融上、帝國政府に對し獨立を保持せしめてゐた帝國銀行に對して、廣汎且つ強力なる國家統制が加へらるゝに至つたのである。

二 戰爭勃發と金融界の混亂

一九一四年七月の歐洲外交危機及び之が結果を生じた世界戰爭勃發當初、全地球上の有力な株式取引所が全部僅々一週間の短時日に殆ど全部閉鎖されたことは既述の如くであるが、是れ畢竟戰爭の危險切迫と共に外國證券は勿論、國內證券に對する國民一般の抱いた危惧の念が其の所有に係る證券を投資

せしめたのと、債權者の急激な要求に遭つた債務者が辨済用として即時貨幣を得る爲手持證券を是亦投資するの已むなきに至つた結果であつた。若し此の投資を放任するときは、證券價格の暴落を惹起するは當然であつた。斯る破滅的な割引を以てする資金の獲得を抑止することが、政府の緊急要務であつた。左に主要交戰國に於ける開戰當初の金融混亂の情況と其の對策に就き概説を試みよう¹⁵⁾。

(一) 英國に於ける情況

倫敦は國際的商業及び金融の世界的中心であつたので、同地の出來事は他の場處のそれよりも一層重要で、世人の最も視聽を聳すところであつた。國際的取引實行の爲、英國には古くより證券仲買人、割引及び引受商、銀行並に之を統率する英蘭銀行といふが如き複雑な組織が發達してゐた。外國に於ける商品の輸出者は其の商品を倫敦の爲替手形と引換に賣却するを例とし、現金を即時手に入れる爲には、其の手形を倫敦の仲買人或は引受商に賣却すればよかつた。仲買人等は英蘭銀行を背景とする銀行より融通を受けてゐた。斯くて之等機關の一が他の機關に對して爲す債務の支拂は、究極は該爲替手形が振出された當該外國商品の買手の支拂能力に懸るわけである。即ち買手は其の商品を處理し債務を辨済すればよいが、此の手續が何處かの點で妨害されると、此の信用組織は少くとも一時齒車を外れる。若し銀行がコールを株式仲買人に對して多額に融通してゐるやうな場合には狀況は一層複雑化する。開戰當時證券價格が下落し始めると、銀行はコールの引揚に著手した結果、取引先の仲買人は破産の脅威を受けた。

之を救済する爲政府は英蘭銀行をして七月二十九日未拂の株式取引勘定の債權者に對し、同日の價格で證券價值の六割迄を融通せしめた。銀行若くは他の信用機關と共に外國手形を割引した引受商の地位は一層危険であつた。當時外國手形の支拂人が期限通りに支拂を爲し得ないことは明白となつた。支拂人が支拂ひ得なければ、引受商は支拂ふことが出來ず、引受商が支拂ひ得なければ、之等手形（割引商が銀行に於ける資産を形造てゐる）は不渡りとなるの外はない。此の關係にあつた手形は總計十七億五千萬弗に上り、其の内銀行は五億弗乃至六億二千五百萬弗（資産の一割五分位に當る）を保有してゐた。斯る危機即ち商品の輸送及び貸借決済を爲すに必要な金の輸送が妨害された場合、銀行としては引受商及び仲買人に對し必要な信用を與ふることが緊要であつた。然るに銀行は反對に其の豫備金保護及び資金の回收策を強要された。此の非常時に借入希望者は英蘭銀行に殺倒したので、同行は八月一日止むなく割引利率を一割に引上げた。

此の情況は八月三日（月曜日）が銀行休日として定例休業日である爲一層悪化した。土曜日には週末旅行を試みる計畫の市民が銀行に對し預金の引出しに出かけたが、引出額の一割だけしか金貨で渡されないので、九割は英蘭銀行券、それも最低の額面が五磅であつた。五磅札は普通の旅行には大き過ぎて不便であつた。其の結果彼等は英蘭銀行に對して金貨の兌換に出掛け、銀行の門前には兌換希望者で長い行列が作られた。

之等各種要求の爲英蘭銀行は金貨と銀行券とで八千萬弗を流失し、其の豫備金は一億三千八百萬弗に低下した。此の非常時の場合には取敢ず時間の餘裕を得ることが急務であつたので、銀行休日は更に三日間延長された。其の結果銀行は八月七日（金曜日）朝迄開門を延期し、其の間に救済策を講ずる便宜を與へられた。此の状態を以て恐慌とはいへないかも知れないが、兎も角貨幣の逼迫と信用の破壊を救済する敏速な處置を必要としたのである。

（二） 佛國に於ける情況

佛蘭西に於ては敵軍に依り領土を侵された爲、白耳義に次いで金融界に大衝動を受けたこと、思はれる。同國は英國の如くに世界的に複雑な國際取引關係を有しなかつたが、國民所得中可成りの部分は對外投資より生じてゐた。開戦と共に之等有價證券の多くは恐慌相場を以てしても賣却することを得ず、之等證券を擔保として貸出してゐた銀行は債券の回収を確保し得なくなつた。同時に之等證券の債券擔保としての價值は大に低下した。加之同國北西部に對する獨逸軍侵入の結果は最も富有な炭田及び主要な紡績業及び鐵鋼業等の工業地帯を失ふことゝなつた。又工業及び農業界は八月一日の全軍動員下令の結果として、適齡男子の事實上全部を経済的活動より引上げられた爲大打撃を受けた。以上の如くにして佛蘭西工業の平時組織及び統一化された信用機構は一時完全に破壊された。

（三） 獨逸に於ける情況

獨逸は財政上に於ても軍事上と同様、戦争の爲出来る丈の準備をなし周到な計畫に依り他の交戦諸國に起つたような金融上の衝撃を避ける工夫をしてゐた。併乍ら獨逸自身が商業及び金融上發達してゐた以上戦争に依る突然な外界との關係杜絶に依り衝動を感じないで済むことは出来なかつた。既述の如く伯林株式取引所は恐慌の脅威に依り七月二十九日閉鎖の已むなきに至つた。

加之、獨逸に於ては他國には（少くとも同一程度に）起らなかつた恐慌の一場面が起つた。即ち銀行に對して多數預金者の群が取付に押し寄せたことである、之が爲に伯林の貯蓄銀行は八月三日の一日間に二億三千万弗許り失つた。市民は金貨のみならず銀行券及び銀貨の貯込みを行つた。此の結果生じた貨幣不足は十マルクの帝國國庫證券及び一マルクと二マルクとの貸付金庫證券の發行とに依りて一時補はれた。獨逸も亦他の交戦諸國の如く壯丁が軍隊に召集された爲産業を畸形化した、其の爲の動搖は他の諸國よりは少かつたやうである。蓋し獨逸は此の問題を取扱ふ爲め豫め周到な計畫を樹て、ゐたからである。

三 非常金融對策

以の如く開戦當初諸國に於ける貨財の生産及び移動は妨げられ、其の活動に基礎を有する信用業務は崩解した。斯る情況に於て最も緊急事は信用の強化であつた。同時に銀行の豫備金殊に大中央銀行の金準備は安全に防護され其の分散は抑止されねばならなかつた。之に對しては以下述ぶる三箇の救済策が

講せられた。勿論其の緩嚴の度は國に依つて異なるところがあつた。

(一) 支拂猶豫の施行¹⁾

支拂猶豫は歐洲では屢々用ひられてゐた。ナポレオン時代には佛蘭西で一般的に採用された。今説きつゝある一九一四年に於ける情況は未曾有のことであり、且財界の混亂は世界的であつた爲、事實上交戦諸國の全部及中立國に於て支拂猶豫の實施を見た。即ち一九一四年迄には十九ヶ國が此の便法を實行した。支拂猶豫令は要するに債務の辨濟期日を延期する法律である。一九一四年の支拂猶豫の主義は各國共通であつたが、猶豫期間は區々であつた。

英國に於ては八月二日支拂猶豫法なる法律を以て、一ヶ月間の支拂猶豫を宣言したが、十月四日迄之を延長した。本法は二十億弗に餘る支拂を停止したと計算されてゐる。本法に關して大藏大臣ロイド・ジョージは一九一四年十一月二十七日下院に於ける演説に於て「吾人は最初吾人に對して周圍を見廻す時間を與へる爲一の限定的支拂猶豫令を宣言した」と述べてゐる。當時獨逸人は之を以て英國信用の破壊された證據であると爲した。然し此の世界的な外國貿易及び、爲替の一般的梗塞状態に鑑みると、債務の即時辨濟を固執することは不可能であつた。此の際としては債務者をして支拂に對する合理的準備を爲さしめ、其の信用を回復せしむる爲辨濟の延期を認める外はなかつたのである。

政府は英蘭銀行をして、八月四日以前に引受濟の認定爲替手形を割引せしめると同時に、若し期限内

に支拂はなかつたならば、開戦後一年間銀行利率より二分の高率で割引を繼續せしめた。英蘭銀行は大膽に新引受及び割引の爲出動し、爲替市場救済に大なる貢獻をなした。此の反面には英蘭銀行に對し重い負擔を課し、而も究極は損失を蒙らしめることが明であつたので、政府は前例の無いにも拘らず英蘭銀行に對し支拂猶豫爲替手形の支拂を保障し、依て生じる損失は戰爭費として處理することにした。當時此の支拂猶豫手形債務總額は三十億弗で、其の内二十二億五千萬弗は政府保障の下に英蘭銀行の割引に係るものであつた。然るに之等の手形は概ね期日に支拂はれ、平和克復後決定的損失と査定された額は僅に十五萬弗以内であつた。

佛蘭西政府は開戦當時七月三十一日より八月三十一日に至る一ヶ月間に滿期となる凡ての流通手形（八月四日以前に裏書されたものに限る）の支拂を一ヶ月間延期した。之は英國の立法よりも一層廣汎なものであつた。即ち此の支拂延期は長期手形及び一覽拂手形の凡ても包括した。此の支拂猶豫令は後に他の債務に對しても擴張せられ、其の期限も亦次第に延長されたので、或債務の如きは全戦役間繼續したものとさへあつた。佛蘭西に於ては家賃をも支拂猶豫の範圍とした爲、借家人は家賃支拂を延期し得るに至つた。然るに貸家事業は儉約な佛蘭西人の好んで行つてゐた投資であつたので、政府は家主の損害に對し或額を補償した。

佛蘭西銀行は英蘭銀行ほどではないが、前項の債務を引受け其の損失は政府の補償するところとなつ

た。同銀行に於ける八月中の支拂猶豫は九億弗に達したが、一九一五年十二月には三億六千七百萬弗に減じ、一九一九年六月の殘額は二億六百萬弗に低下した。

他の諸國に於て採用した方法は、上記英佛の例に略々同じで、露西亞に於ては支拂猶豫は即時一ヶ月間行はれ、後數度延長した。白耳義、勃牙利、奧太利、土耳其及び諸中立國に於ても亦略々同様であつた。

獨逸は支拂猶豫實行の恥辱を避け得たことを誇りとなしてゐる。然し此の主張は保留附で始めて通されるのである。一九一四年八月六日聯邦參議院の布告に依り手形及び小切手の支拂期限は一ヶ月間擴張され、遂に翌年五月迄擴張された。民事裁判所も亦、抵當支拂に對する期間を延長するの權限を與へられ、且輿論の壓力は債權者をして他の債務の取立上寛大なるべきことを強要した。故に獨逸に於て支拂猶豫が行はれなかつたといふのは正當でないが、危機切抜けの爲獨逸に於て取られた處置は、他の諸國に於ける支拂猶豫とは甚だ異なるものがあつた。

獨逸に於て實行された政策は一部手形の支拂猶豫を布告した外、一般的支配猶豫は行はなかつた。同時に單に證券及び企業手形類のみでなく、商品に對しても割引をなす機關として貸付金庫を設け、流動資金の凍結を防止し、依て得た資金を再び流動化せしめるにあつた。帝國銀行は即時自由な貸出を行ふの權限を與へられた。此の割引は一九一四年七月二十三日現在の二億弗より八月十五日には十一億五千

二百萬弗に増加した。勿論此の内には開戦當初二ヶ月間に約五億弗に上れる政府に對する貸付金をも包含してゐる。

獨逸は之等の施設に依り銀行に對し擔保可能な證券若くは商品を基礎とする紙幣の増發に依り、支拂猶豫を回避せしめんとしたが、事實は豫期に反して恰も支拂猶豫令に依ると全然同様に清算期は延期された。ボガート博士は此の獨逸政策を目して好ましくないものとなし、「獨逸に於て紙幣増發の結果インフレーションを生じ、物價騰貴其の他の禍害を惹起したことを考慮すれば、英國式の一般的支拂猶豫の方法が獨逸の方式よりも一層科學的であり且推奨すべきものであつた」とされてゐるが、此の點は疑問の餘地があるところで、後に意見を述べたいと思ふのである。

(二) 正貨準備の防護

開戦直後の緊急處置として行はれた第二の諸國共通の政策は國內に金の貯藏を確保することであつた。戦前歐洲大陸諸國に於ては金の大部分は中央發券銀行の所有に係つて居た。開戦と共に政府は中央銀行をして其の發行に係る銀行券を金に兌換するの必要を免れしめんとした。換言すれば正貨支拂を中止したのである。之は佛蘭西銀行の場合は八月五日、獨逸帝國銀行は八月一日、露西亞銀行は七月二十七日より八月五日迄の間に夫々行はれた。此の方法に依り諸國は金の分散を防止し、且國際間の正常關係が回復さるべき戦後の爲金準備を其の儘にして置くことが出來た。英國に於ては國際商業及び金融界

に於ける特殊地位に鑑み國の内外に對する金の自由移動に干渉しないことにした。併し此の英國の金本位維持も單に名義上のものに止つたことは後に述べる通りである。

一九一四年七月に於ける主要交戰國中央銀行に於ける金準備高及び同年以降各年十二月の狀況は別表の如くである。(一九二〇年三月フエデラル・リザーヴ・ブリチン所載銀行報告より集成)

主要交戰國中央銀行金準備高 (單位百萬弗)

年 月	英 國	佛 國	露 國	獨 逸	埃 匈 國
一九一四年 七月	一九〇	八三〇	八〇〇	三四〇	二五五
一九一四年 十一月	三三八	七九九	八〇三	四九九	二一四
一九一五年 三十一日	二五一	九六八	八三一	五八二	一三九
一九一五年 同 上	二六四	九五三	七五八	六〇〇	五九
一九一六年 同 上	三八四	九四〇	六六七	五七三	五三
一九一七年 同 上	三八四	九六四	—	五三八	—
一九一八年 同 上	四四〇	九九五	—	二五九	—
一九一九年 同 上	—	—	—	—	—

右表に依れば埃匈國以外の諸國は概して開戦當時よりも後に到り金準備を増加してゐる。戦時中之等諸國國民は中央銀行に對し自己の退蔵してゐた金貨を提供して銀行券と交換した。之は今迄に見ない現

象であつた。此の事は後に貨幣價值の下落が始まり出した頃にも行はれた。これ政府が金貨の散逸及び海外に流出を虞れ中央銀行に集中せんことを圖つた爲である。大陸諸國の政府は法律を以て全然兌換及び金の輸出を禁止し、或は此の種取引を全然中央銀行の統制下に置いた。

獨逸は帝國銀行の金準備を増加する爲、他に比類なき系統的な努力を行つた。即ちプレミアム附で金貨取引を行ふことを處罰し、且金の輸出を禁止する法律を公布し、外國爲替相場の公表も禁せられた。然しこれだけでは國內に金貨を維持する作用しか行はれなかつたので、帝國銀行自身に蓄積する爲には國民に對し金貨、金地金或は貴金屬製裝身具を銀行券と交換する様宣傳を實施した。金塊を保有するものは祖國を傷ける」といつたやうなポスターは辻々に掲げられた。二十マルクの新貨を提供した兵士には二十マルクの紙幣と二日間の休暇を與へられた。學校生徒で十マルクの新貨を提供したものには十マルクの紙幣と半日の休暇とを與へられた。多くの劇場では新貨で購入した切符に限り更に他の日に於ても通用を認めた。斯くて一九一五年二月帝國銀行の金準備は約五億四千萬弗に増加し、一九一七年五月には約六億四千萬弗に達し最高記録を呈した。此の一部分は白耳義より獲得し、又埃國及土耳其の銀行より受入れたものであつた。

同様の方法が佛蘭西に於ても行はれた。金の輸出は佛蘭西銀行以外は之を禁止された。國民に對しても一九一五年七月獨逸の例に倣ひ、同銀行で金を銀行券と引換へた。十月迄には約一億六千萬弗だけ金準備を増加することを得、一九一五年十二月には總計十億弗に垂んとした。此の内四億弗以上が海外に輸送し信用の基礎として用ひられた。爾來此の輸合金貨は在外正貨として佛蘭西銀行週報に掲げられた。

英蘭銀行は戦前特殊の誇を以て獨佛等の如く金貨準備の多きを望まなかつたが、開戦以來正貨の蓄積に努め、前表の如く戦前一億九千萬弗(三千八百萬磅)に過ぎなかつたものを、逐次増加して一九一八年末には三億八千四百萬弗となり、二倍の多きに達し、此の外政府紙幣の金準備として一億四千萬弗を保有してゐた。

かくの如く正貨準備の増加したのは、英蘭銀行が政府紙幣の發行を通じて金貨の回收を圖つたのと、國民が政府の訓令に依り金貨の回收及び金貨拂の節約を實行した結果である。此の外英蘭銀行は埃及並に印度政府の爲所有する金貨準備を自己に移し、又濠洲、南阿、加奈陀に英蘭銀行の爲に金貨預託勘定を開き、各地方より吸收される金貨を英國迄現送せずして、之等の預託所に置きながら、英蘭銀行の正貨準備たらしめる便法の下に、金の吸收を容易にした。

一九一五年八月四日英國大藏省は郵便局其他現金の支拂を掌る官衙に對し、英國の金準備を鞏固ならしむる爲、戦争繼續中諸支拂には可成く金貨を使用せず紙幣を以て代用すべき旨を訓令した。同時に一般國民に對しても亦よく政府の意のある所を諒とし左記三項を遵守すべき旨を勸告した。

- 一、郵便局及び銀行に對しては成可く金貨を以て拂込を爲すこと
- 二、小切手に對する支拂は金貨に依らず紙幣又は兌換券を以て之を受くること
- 三、其他一般に現金支拂を爲すに當りては紙幣又は兌換券を使用すること

此の訓令の効果は漸次現はれて、一ヶ月後に英蘭銀行は約六百萬磅以上の金貨を増加することを得た。

英國が法律上金輸出禁止を行はずして、正貨の流失を避け得たのは、英國民の愛國心と聯合國間の互助協力の精神の結果であり、同時に實際政策上の効果に依るところが大であつた。即ち政府は國防法其の他の戰時立法に基く廣汎な權限に基き、事實上紙幣の兌換を停止し、金貨の鑄造を禁止し、或は金貨、金地金を條件附戰時禁制品と爲して事實上輸出を禁止するの舉に出で、或は國家保險を金貨、金地金の輸送に適用せざる方針を取り、又汽船會社及び保險會社等に意圖を含めて金の輸出を阻止する等、百方注意するところあつた。

斯くの如く英國が戰時中金本位をば尠くとも名分上維持に努力し來つたのは、一は戰前世界金融の中心たる名譽を捨つるに忍びなかつたのと敵に對し氣勢を示す爲強ひて體面を裝ふ爲であつたとも考へられる。然るに戰爭が終るに及んで此の緊張が除去られ、同時に戰時中金の移動が不自由になつた爲、已むを得ず行はれた信用取引は戰後各國の協調精神の弛緩に共に漸次圓滑を缺くに至り、各國も亦人爲的

の爲替維持策を拋棄する前、即ち一九一九年四月に至り、特許以外金の輸出を禁止する制度を施行した。之は爲替を自然に放任する爲、別に金貨の擁護手段を取るの必要があつたに因るのであらう。

(三) 紙幣の増發

信用程度の一時的破壊並に直接支拂手段及び爲替手段に對する必要に應ずる爲各國は開戰直後紙幣増發の必要を現實に感じた。紙幣は或場合には直接政府に依り發行されたが、多くの場合發券銀行に委任された。開戰當時起つたやうな恐怖的狀態に際しては普通の信用方法及び手段では到底役に立たないで、支拂手段としては大部分現金に責任が轉嫁される。加ふるに恐愕した無分別な國民に依る貨幣の退藏の結果金融市場より著しい額の貨幣引揚が行はれる。斯る場合には通貨増發に依るにあらざれば到底此の貨幣不足に應ずることを得ない。

英國に於ては開戰當時英蘭銀行より著しい金の流失があつた。諸銀行は自衛上金の準備を貯へることに努力した。此の好ましからぬ範例は國民の習ふ所となり、金貨及び他の貨幣は急速に流通市場より引揚げられた。此の非常の場合(一九一四年八月十六日)通貨及銀行券法¹⁵⁾が通過し、大藏大臣をして銀行法の施行を停止するの權能を與へ、八月一日以後發券銀行は發行超過に依る債務に對しては保障を受くるべきものとなした。然るに英蘭銀行は敢へて本法實施の利益を享けようとしなかつた。隨て銀行法は事實上停止せられず、唯其の機構だけが創造されたに止まつた。實際銀行法の停止は不必要であつた。

蓋し政府自身が通貨及銀行券法の下に紙幣の直接發行をしたからであつた。即ち大藏省は其の權限に依り一磅及び十志の紙幣を發行し之を法貨となした。又同法に依り郵便爲替は法貨となり、一時全英國各地方の需要に應じたが、此の規定は一九一五年二月三日を以て消滅した。右政府紙幣は英蘭銀行が大藏省の代理機關として發行する所となり、諸銀行に對して其の預金に對する債務の二割以内の額に對する貸付けに用ひられた。大藏省は英蘭銀行の資産に對する優先擔保を設定して發行の保證を得た。英蘭銀行は該政府紙幣を諸銀行に貸出すに當りては、當時の利率に依り利子を徴し、之が回收を見た場合は其の金額は紙幣消却資金と稱する英蘭銀行内の別途積立金に繰入られた。此の資金は約一億四千二百萬弗程度であつた。法律に依れば諸銀行は十一億二千五百萬弗の貸出を受けることが出來たが、實際は僅々六千五百萬弗しか借入れなかつた。然るに紙幣の發行に至つては軍需品契約其他に依り著しく多額に行はれた。即ち八月二十六日迄の増發額は二億五千二百萬弗で、一九一七年十一月十四日には十六億一千六百二十萬弗に達した。

斯る紙幣の發行は英國の財政に新時期を劃するものであつた。蓋し英國政府が紙幣を發行したのは之を以て嚆矢としたからである。開戦後最初の恐慌期に際し金融市場に於ける現實の貨幣不足を補ふ爲には政府紙幣の發行は已むを得ないところであつた。英蘭銀行券の最底額面が二十五弗であること及多量に流通してゐた金貨が銀行及び民間に退藏の氣配のあつたことは政府紙幣發行の理由たり得る。併し此

の發行たるや一の緊急手段であつたに拘らず、全戦役間之を繼續實施し増發を屢々行つた。此の紙幣は單に政府の信用に基礎を置く普通の命令的貨幣として通用されたが金準備に依り保證されてゐた。尤も發行額は金準備額に比して甚大ではあつた。ボガート博士は此の際大藏省よりもむしろ商業上の需要の爲、同一額面の緊急銀行券を英蘭銀行より發行したならば適當であつたと説いてゐる。

佛蘭西に於ては紙幣は佛蘭西銀行より供給された。同行は戦前普通の場合發行額の七割五分に相當し、且銀行券發行及び預金を合計せる金額の五割に相當する巨額の金準備を保有してゐた。同行の發券額に關しては法律上の制限があつたが、事實上限外發行制度の運用に依り増發を爲すことを得た。一九一四年七月廿四日現在の銀行券發行高は約八億弗であつたが、一九一四年十月一日には十八億五千九百八十萬弗に増加し、十二月末には二十億弗を突破し、一九一五年間に遂に二十八億弗に達した。更に一九一六年には三十四億弗、一九一七年には四十四億六千八百萬弗となり、一九一八年には六十億五千萬弗に達した。此の最初の大飛躍は開戦當初に起つた現實な現金の需要に基いて實行されたものであつた。佛蘭西銀行は政府に對する貸出及び前渡共に甚だ寛大であつた。政府の需要が非商業的であつたので、之に應ずる爲の銀行券の發行は、正當な事業擴張に對する必要に應ずる爲に行はれず、隨て物價騰貴其他好ましからぬ通貨の膨脹を呈した。正貨支拂の停止と共に、金貨は急速に流動場裡より消失し、其の結果生じた通貨の缺乏は此の緊急に合する爲豫て準備されてあつた額面五フラン及び二十フランの

銀行券の發行に依り補はれた。同行は五フランの銀貨の約半部を回収した。南西地方では商業會議所は一フラン及び半フランの銀行券を小錢拂底の應急策として發行した。

獨逸に於ける開戦當初の紙幣發行狀況は既述の如くである。

以上世界戦争の經驗を參酌し、財政金融上の戦争準備並に開戦時に於ける緊急對策に關して若干の研究を試みよう。

(四) 金本位の停止及び正貨防護

開戦と共に各交戦國共法律上又は事實上金本位を停止し、且つ中央銀行に正貨の蓄積を圖つたことは既述の如くである。歐洲大陸諸國は戦前中央銀行に正貨の蓄積を圖つてゐる。獨逸の如きは小額銀行券を以て流通正貨の回収を試み、又戦時金庫には二億數千萬マルクの正貨を蓄積する等大に努力するところあつた。然るに一朝開戦となるや歴史的な金本位を一時急停止したのである。此の動機たるや明でないが、ポカート博士の推測の如く、金準備の分散を防止し、且つ國際間の正常關係が回復さるべき戦後の爲、之を其の儘にして置くことを主張したことも肯かれる。戦前世界通商の發展と共に、國際貸借決済上正貨の必要が愈々認められたことは、各國が中央銀行に於ける金準備増加の政策を取つた有力な原因かと思はれる。戦時に於ても世界市場と交通を維持し得る限り、軍國に必要な物資の輸入を圖る爲には正貨を必要とする。これ曩に述べた如く獨逸が戦前正貨を蓄積する理由の一として擧げたところで

ある。獨逸は一八七〇—七一年戦後に於て英國より多量の軍需品其他を購入した經驗を持ち、一九〇四—五年戦後に於て日本及び露西亞が戦争維持に必要な資材を多量に外國より供給を受けたことは諸國の實見せるところであつた。要するに正貨の持つところの物資購買力は國の内外に對して偉大の力があるに依り正貨の蓄積は購買力の貯藏として特に戦時に於て大なる意義ありとしたのである。同時に正貨準備は貨幣制度の基礎であり、其の大小が紙幣の信用に關係するところ大なるものがある。戦時中諸國は國內用通貨としては多額の紙幣を使用することを豫期したが、少しでも此の紙幣價值を下落せしめまいとの希望は中央銀行に金を集積するに努めしめた一原因である。他方に於て戦前國民は貨幣制度の完備と共に、中央銀行の發行する銀行券に大なる信用を置くやうになつてゐた。獨逸が此の點に著眼して小額銀行券を以て金貨の回収を實施しつゝ、あつたのは卓見である。

最近一九三〇—三一年頃佛蘭西の金準備が急激に増加し出したとき、バブソン報告は之を目して佛蘭西の戦争準備なりとなした。ヴァルガも亦當時各國金準備の掻集めを以て軍需工業の創設と同様に戦争準備と見做した。國內では「紙」國外では「金」を用ひて戦争をするのが、諸國の戦時計畫であるらしく思はれる。しかし獨逸の如く政府が特に戦争準備金として正貨を退藏するが如きことは、國際政治上からいつても好ましいことでない。又今日に於ては金本位とは言ふもの、民間には金貨は流通してゐないので、戦時に於て金貨回収の問題は起らず、國內産金の増加、金地金の引揚げ等の努力が行はれる

に過ぎない。

一國の資金は其の國の經濟財政的危機に臨むと、安全なる海外へ流失する危険のあることは、最近世界恐慌に於て獨逸、英國及び日本等の痛切に體驗したところである。將來に於ても戰爭の危機が迫ると、外國資本は勿論内國資本も亦安全地を求めて流出し去る危険あるものとしなければならぬ、斯る場合は、斷乎たる處置を機敏に實行するの要がある。我國は最近資本の逃避を防止するの要を認め昭和七年七月一日より資本移動取締に關する法律が施行され目下其の試練を受けてゐる。

同法は「資本の内外移動を取締る爲必要ありと認むるときは、命令を以て外國通貨及び外國爲替の賣買、外國に對する送金、外國通貨を以てする預金、取引及び貸借、外國通貨表示の證券其の他の債券の賣買及び輸入並外國居住者に對し、信用を與ふる行爲を禁止又は制限することを得る」と云ふ趣旨である。之が爲政府は命令の定むる所に依り、其の「禁止又は制限に關係ある事項に付報告を徴し、又は帳簿其の他の検査を行ふことを得」る外、「外國通貨、外國爲替又は外國通貨表示の證券其の他の債券を有する者に對し、之を日本銀行其他政府の指定する者に賣却すべきことを命ずることを得」と云ふのである、其の趣旨を一見したところでは、一切の外國爲替取引を始め、總ゆる資本の移動を取締る目的に供するもの、やうである。併し實際には同法案附屬の提案理由書に明示せる如く、眼目は畢竟「本邦資本の海外流出の傾向に鑑み之を取締」を爲さんとするに外ならないのであつて、輸出入貿易及び貿易

外に於ける實需取引に關する爲替賣買などは、適用の範圍外に置かれてゐるやうであるが、最近其の取締りは愈々嚴重化した模様である。

獨逸が戰前在外資金を戰時敵國に差押へられることを懸念したのは無理からぬことである。此の見地よりすれば日本の在外資金の如きは、政府勘定より私的銀行勘定に豫め移しておくことが、國際法上多少意義あることであらう。同時に外交關係切迫に伴ひ速に安全地の勘定へ之を移算する處置を取らなければならぬ。

(五) 紙幣の増發

開戦時の急速且巨大な通貨の需要に應ずる爲、各國共紙幣を増發したが、之は全く已むを得ないことであつて、殊に支拂猶豫を行はないとすれば愈々其の必要を感ずるのである。紙幣の増發に當り佛蘭西は、専ら佛蘭西銀行券を用ひたが、獨逸は帝國銀行券の増發を爲すと共に、帝國金庫證券及び貸付金庫證券を新規發行し、英國に於ては英蘭銀行券の増發に頼ることなく政府紙幣を發行した。尙郵便爲替に法定貨幣の性質を與へた。獨逸の貸付金庫證券及び英國の紙幣發行の理由に關しては既述の如くである。佛蘭西が小額銀行券を新規發行した理由も亦獨英同様金貨代用と爲すに在つたのであらう。當時歐洲諸國は大額支拂には小切手及び銀行券を、小額支拂には補助貨幣を、中額支拂には金貨を使用するのが例であつた。英國が佛蘭西の如く中央銀行をして小額銀行券を發行しなかつたのは、英蘭銀行券額面

を五磅の高さに置くことは同國傳來の政策であつた爲といはれてゐる。

獨逸、佛蘭西等が戦前より豫め緊急紙幣を印刷準備してゐたことは以て範とすべきである。

今或る一定数の軍隊を動員するとし、動員下令後一ヶ月間に軍隊動員費、作戦行動費、海軍戦備費、軍需動員費及び各省緊急費等を合して假りに總計約六億圓の経費を必要とし、且つ戦争の爲民間工業の需要を一億圓と計算する。此の外に國民及び銀行が通貨を退蔵するやうなことが行はれるかも知れない。世界戦争當初伯林の貯蓄銀行は八月三日の一日間に九億二千萬マルクの巨額を引出されて了つた。我國に於ける昭和二年金融恐慌の際行はれた純取付金額は約八億圓との事であるから、開戦當初の一時の准恐慌期に於ても若し國民にして冷靜を失はんか、昭和二年取付の半額四億圓程度の取付が行はれるかも知れない。もとより此の額は結果から見た數字といふべきであるから、實際各銀行に於て個々に必要とする支拂準備の通貨需要は恐らく二倍の八億圓に上るであらう。然し此の需要増加は動員費用等の絶對必要のものとは異り、政策宜しきを得れば其の幾分かを減少せしめ得るものである。

以上の如く一定数の軍隊動員に伴ひ必要な第一月の通貨需要増加額を十五億圓と假定する。此の額は昭和四、五年頃の日本銀行券發行水準たる十億圓の一倍半に相當する。日本銀行に於て果してこれだけの増加に對する紙幣を供給するの能力ありやといふに、之を昭和二年金融恐慌の経験に鑑みれば、必しも實行不可能ではなからう。蓋し該恐慌前の昭和二年一月より三月迄の間に於ける日銀兌換券の發行高は

十一億乃至十四億圓であつたが、十七日頃より漸次増加し、取付最高潮時には一躍二十三億一千八百萬圓に増加し、二十四日、二十五日には我國空前の發行高たる二十六億五千九百萬圓に達した。即ち恐慌前に比し、一週間に十三、四億の増發を實行し得たのであつた。若し獨、佛等の如く戦前豫め紙幣を印刷準備して置けば、飛行機に依り配給の便もあること、二十億圓の増發は敢へて難事ではない。昭和二年の場合は印刷が間に合はなかつた爲、日本銀行所蔵の古き損札が再び市場に現はれ、或は粗末なる裏白の二百圓札を急刷發行するといふ状態であつたが、斯ることは準備次第で之を避けることが出来るのである。

(六) 軍用貨幣

戦時出征軍は戦地に於ける作戦行動及び占領地軍政等の費用並に國民經濟維持の爲必要な物資取得の對價等を支拂ふ爲軍用貨幣の準備を必要とする。此の軍用貨幣は戦地の如何に依りて、其の趣を異にするが、先づ過去戦役の事例に就て之を見よう。

(1) 帝國軍

明治二十七、八年の日清戦役當時戦地たる韓國及び支那に於て作戦した帝國軍は、本邦通貨(銀本位)及び戦地在來通貨たる韓錢及び支那貨幣を使用した。戦役末期に於て銀と引換の軍用手票を用ふる準備をしたが、使用に至らずして休戦を迎へた。

明治三十三年清國事變には日清戦役に準じた。

明治三十七、八年の日露戦役當時、戦地たる滿韓地方に於て帝國軍は軍人軍屬の給與に對しては本邦通貨(金本位)を用ひ、現地を支拂には軍用手票(銀兌換)を用ひ、補助貨としては支那の銅吊を使用した。軍用手票の流通は概して良好で、兌換額は比較的小であつた。

大正三、四年の日獨戦役に於ては日露戦役に準じて軍用手票を用ひ、後に正金銀行券を併用した。

大正七、八年の西比利出兵の際は、最初軍用手票を用ひたが、流通思はしくないのでルーブル貨幣と邦貨とを混用し、後に至り將來の我經濟的發展を考慮し、朝鮮銀行券を使用した。

昭和二、三年の前後二回に互る山東出兵に於ては、本邦通貨、正金銀行券及び支那貨幣を併用した。以上の戦例に依り次のことを知り得るのである。

- 一、小戦争の場合は戦地在來の貨幣を使用した。
- 二、出征軍人軍屬給與の爲には日本通貨を用ひた。
- 三、支那に於ては多く銀兌換の軍用手票を用ひ、兌換額は非常に少くして流通の成績は概ね良好であつた。
- 四、戦後の我經濟的發展を考慮し、特殊銀行券を使用せしめたことがある。
- 五、何れの場合にも取扱上の不便から硬貨の使用を避けた。

六、軍用手票及び特殊銀行券發行の場合には、本國の正貨準備を擁護し、金の流出を防止せんとする

念慮が強く働いて居た。

(2) 世界 戦争

世界戦争中英米軍は佛白戰場等に於て、大體各々自國の貨幣を用ひた。之等通貨は戦前より佛蘭西に取て馴染み深きものであつた。獨逸は次の如き特殊の方法を講じた。

A 佛白地方に於ける獨逸軍の使用貨幣

從來發券銀行であつた白耳義國立銀行及び一九一四年十二月新設のソシエテ・ゼネラル・ド・ベルジクをしてフラン紙幣を發行せしめ、其の發行準備としてマルク紙幣を使用した。

獨逸軍は最初占領地に於てマルク紙幣を使用せんとしたが、現地の住民がフラン紙幣を好んで使用したのと、占領地方に於てマルク紙幣を多額に使用しては獨逸帝國銀行の金準備率(三分の一例準備)を低下する懸念があつたとの爲右の如くフラン紙幣を用ひたのであつた。

B 波蘭地方に於ける獨逸軍の使用貨幣

露領波蘭に侵入した獨逸軍はマルク紙幣を使用流通せしめんとしたが、之が實行には多大の困難を感じた。而も住民の好む在來貨幣たるルーブル紙幣は、現地に於て到底軍の需要するだけの多額を得られなかつたので左記方法に依りルーブル紙幣を發行することとした。

- 1 發券銀行として波蘭に貸付金庫を設立し、軍司令官の管理に屬せしめた。
- 2 發券方法、貸付金庫は金融市場の要求に應じて、同金庫の發行する貸付金庫證券を以て貸付を行ふ。擔保としては有價證券、ルーブル紙幣、商品等が用ひられた。此の金庫證券は額面百ルーブル迄各種あつて獨逸語、レット語、リステア語及び波蘭語を以て印刷され、法貨として在來のルーブル紙幣と同一價格にて受授された。

以上獨逸軍の戦例に依り次の事を知るのである。

- 一、占領住民は在來貨幣を好み、見馴れない占領軍隊固有の貨幣は忌避された。
- 二、占領地で自國紙幣を増發使用することは、本國發券銀行の金準備を低下せしめ、隨てインフレーションの虞があると感ぜられた¹⁷⁾。
- 三、白耳義(北佛と同一品位のフラン貨使用)には、發券に利用し得べき國立銀行が存在してゐた爲、獨逸軍は之を利用すると共に、新にソシエテなるものを設立し、波蘭には發券銀行がなかつた爲、特殊發券銀行を設けた。

四、白耳義の場合の發券準備はマルク紙幣のみであり、波蘭の場合は動産をも使用した。此の區別の然るところは判然しないが、孰れも直接金準備でなかつたことは注意すべきである。

我國に於ける將來戦争の軍用貨幣の種類を研究することは必要であるが、茲に之を述べることは國際

政治の關係其の他を考慮し差控へたいのである。

(七) 支拂猶豫

支拂猶豫は財界安定の處置を講ずるに、必要の時間を與へる非常手段であるから、他に方法あれば之を避けることが、特に戦争の場合に於て要求されるのである。戦争に當りては軍隊動員、續て作戦行動等の爲急激に軍需品及びサーヴィスの要求が増加し、之が充足の爲には生産流通の過程が極めて迅速確實に行はれることが必要である。斯る場合經濟界の灌漑作用にも譬ふべき金融市場に對して、一時的とはいへ休止を宣告するところの支拂猶豫を實行するのは軍隊動員及び軍需動員を阻害する結果を生ずると、一方に於て開戦當初より支拂猶豫の如き芳しからぬ事態を起すことが既に國民の志氣を阻喪せしめる虞がある。斯る理由よりして支拂猶豫は成可く行はない方針に依るべきであると思ふ。

ボガート博士の説に依れば、世界戦争に於て英國が支拂猶豫を採用したのは、倫敦が世界金融の中心として四億磅にも上る多額の爲替手形其他の外國關係の短期債券を抱込んでゐたのに對して、世界的な外國貿易が一般的に梗塞した爲、此の債務の即時辨済を固執することは不可能であつたことを主因としてゐる。佛蘭西其他の交戦國及び中立國が支拂猶豫を行つたのは、國內的事情といふよりは、寧ろ世界金融市場たる倫敦の支拂猶豫の餘波を受けた爲であつた。

關東大震災の場合は經濟上の大中心地たる東京及び横濱の大部分が空前の災害に遇ひ、巨額の富を喪

失したのみならず、金融機関も亦全滅の姿となり、金融清算の手段を缺如した爲支拂猶豫を行つたのである。昭和二年の金融恐慌に際しては、世界空前の先例を開いて支拂猶豫を行つたが、此の恐慌は巨額の缺陷を懐いた大銀行の破綻を端緒として起つた病的のものであつた。若し當時、事前直後の對策宜しきを得たならば、支拂猶豫を見ずして済んだかも知れないと思はれるのである。

曩に通貨の供給に關して述べたやうに、我國に於て開戦第一月に軍隊動員の爲六億圓、民間需要の爲九億圓合計十五億圓の通貨を要するものと假定し、之が紙幣供給力に就ては略十分なる旨を指摘したが、同時に日本銀行をして、各銀行に對して大膽なる貸出を行はしめ、以て資金需要及び預金者の取付等に備へしめることが必要である。昭和二年の恐慌に於ては、其の直前に二億五千萬圓程度であつた日銀貸出は、四月二十五日に至り二十億九千五百萬圓に達した。此の場合日銀に對して政府補償をなしたのは財界に缺如があつた爲であるから、戦時には殆ど補償の必要は起らないであらう。

斯る通貨の膨脹は物價の急激なる騰貴を促すにあらずやといふに、左程憂ふべきことなしと答ふるに躊躇しない。蓋し軍隊動員等の爲使用される國庫金が一月内に六、七億圓も民間に撒布されるのであるから、一應通貨の膨脹には相違なきも、生産及び流通過程も亦迅速活潑となる結果、通貨の需要亦自ら増加する。隨て戦費として撒布される通貨も金融市場に對して左迄の過剰とならないからである。

まして民間に於ける預金者が銀行に取付を行ふ虞ある爲に銀行の準備する八億圓の如きは全く假裝的のものである。即ち此の場合銀行券増發の主なる理由が銀行預金の拂戻並に支拂準備金に充てられるので、増發券の大部分は各個人等の手許に死藏され、或は轉々と銀行間を移動するのみで、實際の消費に用ひられず、所謂購買力の増加を伴はない。隨て物價騰貴の原因とならないのである。昭和二年の恐慌に當り多額の兌換券を増發せるに拘らず、物價はむしろ下落したのである。

斯く開戦當初の金融緊張に對しては支拂猶豫の權道を取らないでも、善處し得るのではないかと思はれるのである。併乍支拂猶豫も亦實行を要する場合があるかも知れないから、之が實行の方法、法令の準備等に關しては十分研究し置くことが必要である。

支拂猶豫に關しては我國は最近前後二回の經驗を有してゐるので、戦時之を施行するとしても技術的には比較的圓滑に行ふことが出来よう。支拂猶豫法(令)の内容は要するに (一)支拂猶豫を適用すべき金錢債務の範圍 (二)支拂延期の期間 (三)延期間の利子 (四)猶豫の除外例等で軍隊、軍需動員の圓滑、公共生活の保障等を考慮し之を決定すべきである。

(八) 民心安定の必要

世界戦争に於ては、何分にも空前の大戦争が突發した爲に、交戦諸國は孰れも一時恐慌状態に陥つた。元來戦争は其の因て生ずる原因こそ幾多存在してゐながらも、表面平靜なる國際關係に對して、何

等かの偶發的事件の作用に依り勃發することが多い。随つて政府も國民も共に冷靜を失ひ、狼狽し易いのが常である。之が爲に預金の取付が起り、貨幣の退蔵が行はれ、以て金融の疏通を缺くに至るのである。若し國民にして冷靜に時局を判断し、舉措宜敷きを得るならばそこにさまでの恐慌状態を見ずして済むのである。此の場合政府は敏速果斷に時局に善處し、能く國民の信頼に答へ、國民をして輕舉盲動することなきやう指導しなければならぬ。之が爲には國民に對して時局に對する正當の認識をせしめることが最も必要である。

第二 財政上の緊急手段

以上開戦前後の緊急金融政策の概要を述べたが、政府としては軍隊、軍需の動員其他戦争に伴ふ緊急支出の財政手段を講ずるの要がある。我國に於ても日露戦役直前明治三十六年末日露交渉漸く切迫を告ぐるに及び憲法第七十條の規定¹⁸⁾に依り所謂財政上の緊急處分を爲すに決し、同年十二月勅令第二百九十一號を以て、軍備充實に要する經費支辨の爲、政府は一時借入金爲し、特別會計に屬する資金を繰替使用し及び國庫債券を發行することを得るものとした。此の緊急手段に依る臨時事件費支出額は一億五千六百餘萬圓で、其の財源は左の如くであつた。

國庫債券收入 一 億 圓

一時借入金 三 千 萬 圓

特別會計資金繰替 二 千 六 百 萬 圓

最近世界戦争に於ても交戦諸國は開戦前後の緊急支出財源として中央銀行よりの借入金、特別會計資金繰替、國庫剩餘金支出及び大藏省證券並に國庫證券の發行等を選択した。以下其の概況を述べよう。

一 中央銀行よりの借入金

佛蘭西に於ては一九一一年十一月十一日大藏大臣と佛蘭西銀行總裁との間に、緊急の場合二十九億フランを限度として同銀行より政府に對して貸付を行ふ密約を結んでゐた。事實上一九一四年七月二十三日以後貸借を実施した模様で、同年十月一日現在の貸付額は二十一億フラン、同十二月十五日三十六億フランであつた。此の政府貸付金は一九一四年八月五日の法律を以て確認された。政府は戦前アルゼリ銀行よりも緊急借入の密約を結んでゐたが、之は一九一四年中は実施しなかつたやうである¹⁹⁾。英國政府は戦時中英蘭銀行より一時借入金²⁰⁾を利用すること屢々であつたが、開戦前後に之を実施したか否かは明でない。一九一五年三月三十一日現在では借入金は零である。

二 特別會計資金等の繰替

英國は一九一四年度に於て減債基金を二百七十五萬磅を臨時事件費に繰替使用してゐる。獨逸は同年

度に於て國庫剩餘金二億一千九百萬マルクを繰入使用した。此の外獨逸が戦時金庫の正貨三億マルクを帝國銀行に交付したことは既述の如くである。又獨逸は白耳義占領地方に於て早速課金をしたもの、如く一九一四年度に於て九億七千七百萬マルクに達してゐる。

三 大藏省證券及び國庫證券

英國は一九一四年八月十九日大藏省證券²⁾千五百萬鎊を發行したのを最初として、同年中六回に互り毎回千五百萬鎊を發行した。其の償還期限は孰れも六ヶ月で平均割引歩合は三分五厘であつた。

佛蘭西に於ては政府が戦時物資を徴發する際之が代金支拂の爲大藏省證券²⁾を發行した。其の發行限度は一九一四年八月十三日統令を以て十億フラン以内と定められた、同國政府は一九一四年九月十三日ポルドー政府統令に依り、別に國防證券²⁾なる大藏省證券を發行し、其の額は一九一四年十月末現在で五億一千四百萬フラン、同年十二月末には十六億千九百萬フランに上つてゐる。

獨逸も亦大藏省證券を以て一時的資金の融通に供したが、其の緊急發行高は詳でない。同國の大藏省證券の大部分は帝國銀行の割引を得たことは明である。

以上に依り開戦前後の緊急支出の財源としては各種のものがあることを知るが、外交上の機密保持の點よりいへば、中央銀行よりの借入金を利用すること佛蘭西に於けるが如くなるのが適當であらう。

此の外中央銀行は戦時中政府の爲に戦費調達上金繰りの機關として絶対に缺くべからざるものなること

は後に説くところである。

第四節 戦費金額の豫測

第一 過去戦役の実績

茲に戦費と稱するは政府の豫算に現はれる戦争の爲の貨幣支出である。將來戦争の戦費を精密に豫測することは不可能であつて、我々の爲し得るところとしては過去戦役の実績に鑑み、之に將來戦争の形態、物價の趨勢等を加味して大體の見當をつける方途のみが残されてゐる。世界戦争前に於て戦争の費用に關し豫想された見積の事例を擧げること興味のあるところである。二十世紀初頭の十年間位に斯る見積が若干行はれたが、多くは戦費負擔が莫大に上り調達困難なことを證する目的の爲に用ゐられた。當時兵員一人當の平均費用は一日約二弗五十仙と見積られ、日々の経費額は戦争に従事する兵員の數に依り計算された。従つて豫想兵員の數に依り戦費總額に相違があつた。或濠洲の經濟學者は佛、獨、露及び奥匈國を包含する一歐洲戦争は日額千八百萬弗か、ると計算した。佛人プロシユは右四大國及び英國に對する日々の経費總額を二千百萬弗と見積つた。一九一四年九月一日に作られた一瑞西人の調査は此の四大國の経費日額を先づ三千七百萬弗と見積つた。バルカン戦争時に作られた計算は恐らく大戦前

最新のものであらうが、一般歐洲戦争の費用は日額五千五百萬弗位か、るとしてゐた²⁴⁾。戦前獨逸に於てマツクス・ワープルグが戦費日額を一人當り六マルクとなし、兵額を三百萬人と假定し年額七十億マルクと見積つたこと及び、獨逸參謀本部が戦時一年間の所要額を百億乃至百十億マルクと豫定したことは既述の如くである。之等の豫測を世界戦争の實績に對照すれば凡て著しく過少であつた。ボガート博士は十九世紀間及び二十世紀初頭に於ける戦争の經費を次の如く計算してゐる。

十九世紀間及二十世紀初頭の戦争の經費²⁵⁾

戦争名	日数	死者数	直接ノ金銭的經費
ナポレオン戦争	一七九〇—一八一五年	九、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
クリミア戦争	一八五四年	七三〇	七八五、〇〇〇
米國南北戦争	一八六一—一八六五年	一、三五〇	一、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
北軍			四、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
南軍			二、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
計			七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
獨佛戰役	一八七〇—一八七一年	二二〇	二、五三五、〇〇〇、〇〇〇
佛軍			六七五、〇〇〇、〇〇〇
獨軍			三、二一〇、〇〇〇、〇〇〇
計			二八〇、〇〇〇

ポリア戦争	一八九九—一九〇二年	九九五	九、八〇〇	一、二五〇、〇〇〇、〇〇〇
日露戦争	一九〇四—一九〇五年	五四八	一六〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

然るに曠古の大戦世界戦争の經費は次に示すが如く驚くべき巨額に上つた。

世界戦争主要交戦國戦費概算額²⁶⁾

英國(本國)	七百十九億圓
佛蘭西	五百七十一億圓
米國	四百六十一億圓
伊太利	百六十一億圓
露西亞	五百五十五億圓
其他	省 略
聯合國計	二千七百十三億圓
獨逸	六百六十六億圓
奧國	三百四十三億圓
其他	省 略
同盟國計	一千五十八億圓
總計	三千七百七十二億圓

(備考) 本表は英國統計家ジョセフ・キツチンの計算に依り、磅を法定比價に依り圓に換算す

次に各交戦國戦費一日平均支出額を擧ぐれば左の如くで、一日平均概算三千八百萬圓を要してゐる。

交戦國戦費一日平均支出額の(單位圓)

英 國	四七、三六五、二八〇
佛 蘭 西	三五、八三二、四二〇
米 國	七二、二〇九、二五〇
伊 太 利	一三、七七九、〇九〇
露 西 亞	三八、九六四、九〇〇
獨 逸	三九、一八七、六八〇
埃 匈 國	二〇、六〇五、九四四

斯くの如く世界戦争の経費が戦前の見積りを全然超越して空前の巨額に上つたのは、技術的戦闘手段の發達、戦争の爲全國民の多數動員等に因ること大である。何分此の戦争は近代の技術的科學の粹を集め敵の勢力に對して、機械と工場の生産力を對抗させた最初の戦争であつたので、戦争に用ひられた兵器器材は無限の消費迄生産せられ且破壊され、其の結果は戦費を信用し難い程の數字にせり上げた。加之科學が發達すればする程経費は嵩んで來た。セリグマン教授が、米國參戰後述べたところに依れば、「之等兵器は從來に比して格段高價であるのみでなく、持ちが悪くなつてゐる。火砲は大きくなるに従つて命数は短くなり、飛行機は精巧となるに従ひ益々破壊の機會が大である。衛生法の良好となるに伴ひ制服類の更新も亦一層回数が多くなり、科學の應用が完全となるに従つて陸上及び海上の損害は酷くなる。斯くの如く基本的の経費が無限に増大するばかりでなく、破壊に依る純消耗は兵器の能率の進歩と

共に増加する。現今の戦争は凡ての戦争中最高價であるのみでなく、亦最も浪費的である²⁸⁾。」

財政上の能率及び技術的方法の進歩も亦此の巨大な支出に對して責任がある。何分銀行及び一般國民より比較的容易に金が得られたので、財政問題に對する空虚な樂觀を生せしめ、惹ては浪費を刺戟した。又致命的且緊急の事件には已むを得ず經濟主義も無視された。戦費の數字は間もなく莫大となり、比例の意識は全然失はれ、人々は従前千を單位としてゐたものが、今や億を單位として喋々するに至つたのである²⁹⁾。

第二 戦費豫算の内容及成立手續

斯る巨額の戦費は如何なる内容を有し、且つ如何なる手續に依つて成立し、戦争遂行の爲の使用に供されたか。佛蘭西に於ては一九一四年度は通常豫算と分離した臨時事件費豫算の編成を見たが、一九一五年度乃至一九一七年度は兩者を合併した暫定豫算方法に依り、一九一八年度に至つては更に通常豫算を軍事費及び非常民事費と分離して編成した。而して豫算の分類中軍事費及び非常民事費並に公債費は共に戦争直接間接の経費なるを以て、是等三者を合計して臨時事件費と爲した。而して此の臨時事件費は先づ一九一四年八月より十二月末迄の分を議會に要求し、次で一九一五年以降は毎年度を一括して議會の協賛を経たようである。同國の會計年度は曆年に依つてゐる。

佛蘭西の戰費内容を見るに軍事費の外に動員軍人家族扶助、孤兒扶助、被侵略諸廳補助、緊急救済、避難民扶助、被侵略地方再住補助、港灣修築及交通手段構築、拋棄地方耕作、戰爭損害賠償資金、一般行政臨時費、國債費等を網羅してゐる。

獨逸に於ては臨時事件費を年二回乃至三回に區分し、百億乃至百五十億マルクを議會に要求してゐる。而して其の内容は概ね左の如きものであつた。

獨逸帝國戰費内譯表(單位マルク)

動員費	十億
純戰費	一千百六十億
國民給養費	百億
占領地補給費	五十億
陸海軍改造費	六十億
其他	十億
合計	一千三百九十億

英國の臨時事件費は所謂信認豫算^ので、大藏省より其の豫算總額を下院に提出し、下院は是が支出細目に亘る審査監督を行ふことなく、直に其の總額に對する包括的議決を爲すに止つた。而して各省に對する經費の分配其他支出に關する一切の責任は大藏省をして負擔せしめることとした。第一回の信認豫算は一九一四年八月五日(宣戰翌日)議決されたが、其の目的及び條件は左の如くであつた。

- 一、金額は一億磅を超過せざること
- 二、普通歲計外なること
- 三、一九一五年三月三十一日迄の經費に充つること
- 四、費途

イ、國家の安全保障の爲必要の一切の處置

ロ、海軍及び陸軍の行動

ハ、食糧供給の補助

ニ、危險其他に對する保險若くは補償の方法に依る商業、工業、營業及び交通の繼續増進の事業

ホ、其他凡て戰爭狀態の現存に伴ひ惹起する經費

ヘ、食糧及び原料の購買賣却に要する經費(本項は一九一六年經費法に依り追加)

政府は開戰以來一九一四年度は三回、一九一五年度は七回、一九一六年度同上、一九一七年度は五回、一九一八年度は四回に亘り臨時事件費は議會の協賛を経てゐる。

米國は戰時財政執行上臨時事件費豫算を特に平常費豫算と區分しなかつた。而して豫算の議決は會計年度に隨て行はれた。(其の内容に關しては森武夫米國戰時計畫經濟論參照)

我國は日露戰役其他の戰役に於ては、臨時軍事費を特別會計とし、年度の區分に依らずして、事件終

結迄を一會計年度として整理するを例とした。日露戰役に於ては明治三十六年の緊急支出を始めとし、政府は議會に對して三十七年には前後二次の豫算を要求し、三十八年には豫算外支出及び第三次豫算並に追加豫算を以て要求した。陸海軍省以外の省に於て使用する戰爭關係費用は臨時事件費として支出されるのが例であつた。

前記の如く英國の臨時事件費は議會が總額のみを決定する極めて包括的豫算であつたが、其の他の諸國に於ても、戰費豫算を平時同様の細目に區分積算することは事實上不可能であつた。同時に斯る概括豫算は軍事費の目的及び細部を公開しないでも済む長所を有してゐた。戰時には軍隊の行動は極力秘匿しなければならぬのである。

然るに斯る概括豫算の採用は豫算の議決及び統制に於ける憲法上の手續を事實上停止する結果となつた。換言すれば政府の會計に對する議會の事前監督權は殆ど行はれなくなつたのである。隨て政府自ら豫算使用の統制監督を行ふことが必要となつた。之に關しては後に一言するの機會を有するであらう。

第三 戰費豫算積算の標準

斯くて我々は最近世界戰爭の戰費の内容に就て一應の智識を得たが、之を將來戰爭の戰費豫測の參考となすには尙次のことを明にしなければならない。即ち世界戰爭は既述の如く動員兵力の巨大、兵器彈

藥の消耗性等の外、經費の點より言つて左の如き特徴を有したのである。將來戰爭に於ても此の種經費を多々益々必要とするであらうことを豫期しなければならない。

一、國家總動員組織の設定及び運用に伴ふ經費は巨大に上つた。政府は人的及物的資源を總動員して之を戰爭目的に指向したが、之が爲には政府は各方面の生産事業を統制し、補助獎勵の經費を要するは勿論、生産、配給等を政府自ら直營するの必要を生ずる等、凡て經費を要することのみであつた。又總動員人員の多きところより動員軍人其他の家族扶助に對しても巨額の費用を必要とした等のことも擧げられる。

二、與國間に戰費を融通貸付する爲に巨額の政府支出を必要とした。英國は佛、伊、白の諸國へ、米國は英、佛、伊、白等の諸國へ、獨逸は奧匈國土耳其古等へ夫々多額の政府貸付を行つた。ボガート博士の計算に依れば其の金額は合計二百二十億弗に上つた。

三、作戰地帯荒廢の程度甚しき爲に、避難民の救濟、荒廢地行政經濟復興等の爲巨額の經費を必要とした。其の實例は佛蘭西に於て見るところで、之等經費として一九一七年末迄に支出した應急的のものだけで三億フランに上つてゐる。獨逸軍が占領地補給費として五十億マルクを費したことは既述の如くである。

四、物價騰貴も亦戰費増大の一大原因を爲した。世界戰爭中物價騰貴の甚しかったことは周知の如く

である。之が爲に貨幣価値を下落せしめ、爲に政府の人物物件に要する経費をして増大せしめたこととは言ふ迄もない。

五、外國より高價な軍需品を多量に輸入したこと、歐洲諸國は互に兵器彈藥其の他軍需品を融通賣買した外、遙に米國より巨額の軍需品を購入した。其の價格及び輸送費は殆ど際限なき高さであつた。以上に依り將來戦争の経費は決して之を過少に見積り得ないことを明にした。戦時財政計畫を立案する上に於ては(一)豫想戰場(二)使用兵力等は稍具體的に假定することを得るが、戦争の期間に關しては全然豫測を許さない。斯る渾沌たる情況に於て戦費額を豫想することは極めて困難であるが、積算の基準としては過去戦役に於ける兵員一人一日の戦費を採用することが出来る。今其の一例を擧ぐれば次の如くである。

兵員一人一日陸軍戦費額³¹⁾

戦役	調査國軍	兵員一人一日費額	備考
日露戦役	日本	約 二・四〇	一、日本ノモノハ出征部隊及ビ留守部隊ノ兵員ニ依リ計算
日獨戦役	同	約 二・七〇	員ニ依リ計算
西比利出兵	同	約 九・七〇	二、世界戦争ノモノハ戦地兵員ニ依リ計算
世界戦争	英、佛、露、伊、獨、埃平均	約 一五・七〇	

(備考) 下村宏、財政讀本ニ依レバ日露戦役ニ於ケル日本陸軍兵一人一日ノ戦費ハ約二圓三十錢ト計算シアリ。

右數字を検討するに日露、日獨兩戦役の二圓臺なる數字は明に時代遅れである。當時と今日とは物價を異にし、戦争の形態、軍需品の種類數量等にも隔世の相違があるからである。最近帝國陸軍の年次経費は約二億圓であるが、國際聯盟へ報告しある常備兵力二十三萬人なる數字を以て兵員一人一日の額を求むれば、既に二圓四十錢弱となつてゐる。

西比利出兵の場合の日額約九圓七十錢は、其の交戦の激烈ならざりしことを想へば稍々高きに失するの感があるが、當時の異常な物價高、戰略的経費の比較的多かつたこと、長遠な鐵道作戰を行ひ而も輸送費が頗る高價であつたこと、軍隊交代費の嵩んだこと等より已むを得なかつたのである。

世界戦争の數字は志願兵制度の高價な軍隊を持つた英國と、露西亞の如き生活程度低き國とを混淆した爲に的確な統計とはいひ難いが、一の参考たり得る。此の數字は戰場兵員を基準としてゐるので、全動員兵力に割當てると恐らく一人一日十二、三圓になるのであらう。

茲に將來戦争の状態を假想することは避けるが、平時陸軍経費が一人一日當り二圓四十錢弱より推算するも、日露战役の場合には平時の八十錢弱より戦時には約三倍に膨脹し、西比利出兵の場合には約五倍に増加したことを考慮すれば、將來戦争を最も緊縮的に實施するとしても經常費の四倍程度即ち日額九圓五十錢程度は必要なのではあるまいか。但し交戦左迄激烈ならずして、兵力の大部分が固定状態にでもあるようなことなれば、日額八圓程度で済むものといふことが出来よう。

因に日露戰爭當時我國は常備兵力十三師團約十五萬人を、一年有半に亘り動員膨脹して約百萬人に近きものとなし、戰場現在最高兵力は六十萬八千八百二十三人（明治三十八年九月十四日）に上つたが、其の戦費は陸軍十二億八千三百萬圓、海軍二億二千五百萬圓、各省二億八百萬圓、總計十七億千六百萬圓（年額約十一億圓）であつた。（戦費豫算として議會の協賛を経た總額は、十九億八千四百萬圓）

第五節 戦費財源選擇の指標

平時國家の經費は主として租税を以て財源となすのが現代國家財政上の通則となつてゐる。然るに一朝戰爭となり急速且多額に要求される戦費の支出を爲すには、租税に依る平時財源のみを以てしては到底十分でない。殊に開戦時に於ける緊急支出に應ずる爲には、經常的な租税收入に依る財源を以てしては、其の額に於て甚しい不足あるのみならず、時機を失するので、各種應急的な財政手段を採るの要あることは前述の如くである。此の緊急時を通過した政府はやがて戦局の發展と共に戦費支辨に要する財源を本格的に探求するの必要に直面するのである。

戦費財源として擧げらるゝものは租税（増徴及び新税を意味し專賣益金の增收を含む）、公債、借入金、不換紙幣等である。此の外官業收入、普通歳計剩餘、戦地課金、獻金等が數へられるが、官業收入及び

歳計剩餘の外左迄の重要さを有しない。

借入金は世界戰爭に於ても各國共之を利用したが、就中佛蘭西に於て甚しかつた。即ち佛蘭西銀行の政府に對する貸付金は戰爭直前たる一九一四年七月三十一日現在で四千百萬弗であつたものが、一九一四年十月五日には一躍四億二千萬弗となり、一九一五年四月十五日には十億弗、一九一七年五月三十一日には二十一億弗、一九一八年十月一日には三十四億三千萬弗の高點に達した。獨逸政府も亦開戦後二ヶ月間に約五億弗を帝國銀行より借入れたのである⁵²⁾。之に依つて見れば開戦當初一時的に借入金を利用するのは勿論、繼續的に之に依ることもあり得ることなのである。

此の借入金は多くの場合直接に通貨の膨脹を來すことである。英米兩國の如きに於ては大體政府借入金は預金通貨の膨脹に止まつたが、佛蘭西の場合は現實に銀行券の膨脹となつて現はれた。佛蘭西銀行券の發行は一九一四年七月二十四日現在十一億八千二百二十萬弗であつたものが、十月一日には十八億五千九百八十萬弗に躍増し、同時頃より恐るべき勢で増加を續けた。此の銀行券の増加は事業界の貨幣需要に應ずるためではなくして、むしろ政府の財政的需要に應ずるために行はれた。それがために佛蘭西では通貨の巨大且危險な膨脹が誘導された。其の結果貨幣價值は下落し物價は騰貴した。一九一四年八月五日の法律に依る正貨兌換の停止及び銀行紙幣に對する法貨性の附與は、佛蘭西銀行の發券に對し不換紙幣の性質を與へた。而して同銀行の國家に對する奉仕が大なるものであつただけに、國家に對す

る貸付金は多額となり、通貨膨脹の結果を招いたのである。尤も或る程度の通貨増發は恐慌の當初應急策として必要であつたが、後次の膨脹は貨幣需要の基礎より之を説明することは出来ないといはれてゐる³⁵⁾。

斯くの如く銀行借入金はインフレーションを誘致し易く、而も此の方法が政府と中央銀行との間に於ける秘密な方法に依て行はれ得る爲に、之を行ひ易く國民の疑惑を招くことも大なるものあるを知らなければならぬ。隨て借入金は原則的戦費財源となすを得ないものである。

斯く觀じれば戦費財源として最も重要なものは租税及び公債の二つであることを知るのである。

第一租 税

戦費の財源を租税に求むべきや、將亦公債其他の信用に求むべきやに關しては財政學上議論多きところ³⁴⁾、實際政治の問題としても重大且つ複雑な問題であるが、租税に依る缺點は第一に急速なる要求に合し得ないことである。蓋し租税の増收は立法及び行政上の手段煩雜なる爲、之が成果を見るには相當長期間を要するからである。日露戦役に於て第一次増税案(六千二百萬圓)が議會の可決を経たのは開戦後二箇月の事であつて、増徴部分が國庫に流入したのは更に數箇月の後であつた。世界戦争に於て英國議會が第一回戦時豫算として一部の増税を議決したのは開戦後四箇月の事であり、其後三箇月の内に漸

く一部の増收を實現し得たに過ぎなかつた。

第二の缺點としては、國家が人民より取得する金額は國民所得の金額に制限されて其額比較的少く、爲に巨額の戦費を補充し得ない點を擧げなければならない。蓋し現代國家に於ける租税の源泉は國民所得即ち利潤と勞賃とのみに求められ、通常財産資本そのものは租税の源泉より除外するを例とするからである。國民は其所得中より先以て自己の生活資料を調へなければならぬ爲、國民所得中租税として國家に貢納し得べき金額には甚だ幅狭き限界が存在してゐる。換言すれば租税を以て巨額の戦費を支辨せんとせば、國民の財産元本を蠶食し、財産無きものに對しては生活を壓迫する結果を生じ、而も十分に財源を得るの目的を達し得ないのを例とする。日露戦役に於て前後二回の増税に依り得たる金額は一億一千三百萬圓であつて、漸く戦費豫算の一割六厘を支辨するに過ぎなかつた。大戦中英國の如きも、戦争五年度間に百七十四億圓なる巨額の増税收入を得たが、是すら純戦費七百二十億圓(聯合國への貸付金を除く)に比すれば、二割五分弱にしか當らなかつた。而も交戦諸國中租税を以て戦費を支辨せる模範國として推賞されてゐる有様である。

併乍ら戦費財源として租税の長所とするところは、國民をして節約緊縮の精神を起さしめ、益々勤勞の度を強化し、自己の所得を増加するに努めしめることである。之が爲生産増加の實を擧ぐると共に消費節約を強制するので、自ら戦争の要求に副ふに至らしめるからである。又各人は租税に依り購買力を

取去られるので物資の需要増加を妨げ、以て戦時起り易き物價騰貴も亦自ら抑制されるのである。一面に於て租税を自己の所得中より納付する限りインフレーションを避け得るわけである。

加之租税を以て戦費を支辨するときは、戦争の負擔を後代に残すこと尠きの利益がある。之に對しては理論上若干の異議がないではないが⁵⁵⁾、斯る點よりして英國の如きは從來極力戦費を租税にて支辨するの主義を取り來つてゐる。即ちナポレオン戦争には戦費の四割七分を、クリミア戦争には五割を、南阿戦争には三割三分を、世界戦争には上記の如く二割五分を、孰れも租税の増徴に求めたのであつた。

第二 公債

公債と租税とは利害相反するかの如くである。巨額の戦費を迅速に調達するには公債に依て始めて其の目的を達することが出来る。從來の戦争に於て戦争が大なれば大なるだけ、戦費を公債に仰いだといふ歴史に徴すれば、現代經濟組織の下では戦費を公債に仰ぐの方法を取ることは不可避の如くに思はれる。日露戦争に於ても戦費の七割五分以上を公債に求め、世界戦争に於ても亦多くの交戦國は戦費の大部分を公債に仰いだのであつた。

併乍ら公債の害とするところは、租税制度が絶対に公平ならざる限り、國民大多數より資金を徴して一部の富者に支拂ふこととなり、公債の條件良好なるに従つて此の傾向が益々大である。昔より民主思

想の比較的盛な英米等に於ては公債に倚賴すること比較的少く、之に反し富者階級の政治的勢力強く、財産保守の念強き佛國等では直に公債に倚賴せんとする傾向が大であつた。

戦時に於て公債は之を外國に於て募集し、或は外國政府より借入の形式を以て資金を得なければならぬ場合がある。蓋し軍需品其他必需品を外國の供給に仰ぐに當り、之が代金決済の必要上已むを得なきに出るのである。日露戦役に於て我國は外債約八億圓を英米兩國に於て募集した。世界戦争に於て聯合國間に巨額の公債及び貸借が行はれ、其の關係頗る複雑化するは周知の事實である。

然るに戦時第三國との交通全く杜絶し、外部より物資の供給を受くるを得ない場合には、代金支拂の問題を生せず、隨て外債募集の必要も起らないわけである。世界戦争中の獨逸は正に之であつて、殆ど外債に依ることなく戦争を終始したのであつた。

第三 不換紙幣

不換紙幣は之が発行に依り迅速容易に且無利子で多額の購買力を獲得し得るの利益があるが、一種の強制公債であり、他面には強制徴發でもあるので、孰れも國民財産收奪の弊に陥るものであり、而もインフレーションを來し、物價の騰起を促す等弊害頗る多いのである。隨て好んで此の方法を取る國は全く存在しない。世界戦争に於ても交戦諸國は程度こそ異れ之を行つたが、所謂孰れも背に腹は代へられ

ない結果からである。

開戦當初緊急支出に對しては、特別會計資金の流用、中央銀行よりの借入金、大藏省證券發行等に依り應急財源を求めるが、通貨そのもの、缺乏を來す虞甚大である。之に對しては政府は中央銀行をして平時の制限外に銀行券を増發せしめるか、或は政府自ら紙幣を發行するか孰れかの方法に依らなければならぬ。而も此場合金貨、金塊との兌換は之を停止するを例とするから、増發銀行券及び紙幣は共に不換紙幣の性質を帯ぶるのである。通貨の不足は獨り開戦當初のみでなく戦時中頻繁に起るので、政府は如何にしても紙幣の増發を已むなくせしめられる。一方よりいへば戦時中は生産流通の過程が頗る迅速活潑に行はれるから、通貨の需要も亦自ら大となるので、若干の紙幣増發は必しも害ありとはいへない。況や不換紙幣は緊急支出の財源として之に如くものなき恰好の武器なるに於ておやである。要は之が濫發を抑制するに在るのである。

第四 其他の財源

以上の外戦費の財源として擧げられるものは左の如くである。

- 一、普通歳計緊縮より生ずる剩餘金
- 二、官業収入（專賣を除く）の増加

三、戦時に於ける課金其他の収入及び現物取得

日露戦役に於ても普通歳計の緊縮に依り捻出したる歳計剩餘金一億圓以上を戦費財源に繰入れてゐる。明治三十七年度總豫算金額が二億五千萬圓程度に過ぎなかつたことに想到せば、斯る多額の剩餘を出せるは當局の果斷なる處置の結果に外ならない。將來戦争に於ても平時事業は犠牲にしても、凡ての財源を戦争に集中することが必要である。

戦時に於て官業収入の増加は餘り多きを期待するを得ない。世界戦争中の獨逸の如きに在ては、鐵道、郵便、電信等の官業交通機關は戦争遂行の役務に驅使されたのと、物價騰貴による事業費の膨脹に依り純収入は寧ろ減退した。運賃及び料金の引上は各國政府の行つた處であるが、漸く支出の増加に追従するかしないかであつた。併乍ら將來の戦争に於ては努めて官業収入の若干をも戦費に提供せしめることが必要であらう。

戦地に於ける課金及び現物取得は、戦費の直接又は間接の財源たり得るのである。世界戦争中獨逸軍隊が白耳義、北部佛蘭西、波蘭、羅馬尼等より獲得した現金及び物資は莫大なものであり、代金を支拂はなかつた物資だけで六十億マルクに達したといはれてゐる。其の取得方法の合法合理的たるを要するは言ふ迄もないが、戦時國軍は占領地行政の經費を地方の租税其他の公課に依り支辨するに努めると共に現物其他に依り戦費財源の補充に留意しなければならぬ。

第五 戰費と國富及國民所得

以上に依り戰費財源選擇の指標に關して一應考究を遂げたが、其の財源の如何なるにせよ、結局戰費は國家國民の財産及び所得より支辨しなければならぬのである。今假に我國の國富其他に關する數字を求むれば左の如しである。

國 富	千二十三億圓	(大正十三年內閣統計局調)
國民所得年額	百三十三億圓	(大正十四年)
國民貯蓄年額	二十億圓	(大正十四年)
事業計畫	十六億圓	(昭和元年)
資本年額	十六億圓	(日本銀行調)

日露戰役の例に就て見ると戰費年額十一億圓に對して當時の國民所得は十二億圓(內閣統計局調)とのことであつたから、國民所得の殆ど全部を戰費に充當したことになる。世界戰爭に於ても歐洲交戰諸國は戰費として年々正常國民所得の七割二分乃至九割五分を充當してゐる(左表參照)。又彼のソヴイエト聯邦は産業五年計畫の爲國民所得の三割八分乃至四割を動員して居る由である。尤も此の場合は戰爭でなくして建設であるから、費された國民所得は再生産の働きをなすから、國民經濟上の負擔は戰費の場合よりも軽いことは争はれない。

各主要交戰國の戰費と其の國富、國民所得年額、國民貯蓄年額及平時歳出豫算との比較表(其ノ一)

國	國 富	戰 費	割 合	國民所得年額	平均一箇年戰費	割 合
英	一六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅	七、四六三、七六九、〇〇〇 磅	四割六分六厘	二、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅	一、七五八、一六〇、〇〇〇 磅	八割七分八厘
佛	二六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 佛郎	一四八、二八九、五四四、七〇〇 佛郎	五割五分九厘	三七〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 佛郎	三、五〇八、七〇〇、〇〇〇 佛郎	九割七厘
米	二五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 圓	二二、九九一、九九三、〇〇〇 圓	九分一厘九毛	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 圓	一三、一三八、二六六、〇〇〇 圓	三割三分八厘
伊	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 里拉	四、八五三、〇〇〇、〇〇〇 里拉	四割一分八厘	一一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 里拉	七、五〇三、二六六、〇〇〇 里拉	九割五分一厘
露	一三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 盧布	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 盧布	四割五分	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 盧布	一三、三三七、一五〇、〇〇〇 盧布	九割二厘
獨	三二〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 馬克	一三九、三三三、三三三、〇〇〇 馬克	四割四分九厘	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 馬克	三〇、一四四、七〇七、〇〇〇 馬克	八割五分三厘
埃	三三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 鎊	八四、四三四、〇〇〇、〇〇〇 鎊	三割七分五厘	二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 鎊	一八、一七六、一六〇、〇〇〇 鎊	七割二分七厘

(其ノ二)

國	國民貯蓄年額	平均一箇年戰費	割 合	平時歳出豫算 (一九一四年度)	一九一八年度戰費	割 合
英	三、七五〇、〇〇〇、〇〇〇 磅	一、七五八、一六〇、〇〇〇 磅	四倍六割八分三厘	二六、九三四、〇〇〇 磅	三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 磅	十二倍八分二厘
佛	六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 佛郎	三、五〇八、七〇〇、〇〇〇 佛郎	五倍五割九分	五、一九一、六四三、〇八五 佛郎	五〇、〇一七、三九〇、〇九二 佛郎	九倍七割一分
米	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 圓	一三、一三八、二六六、〇〇〇 圓	二倍六割二分	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 圓	二七、〇五四、二七〇、〇七〇 圓	二十七倍五分

換	獨	露	伊
四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一八、一七八、一六〇、〇〇〇	三四、一四四、七七、〇〇〇	一三、五三七、一五〇、〇〇〇	一〇、四六三、〇〇〇、〇〇〇
四倍五割四分五厘	五倍二割五分三厘	五倍四割一分一厘	九倍八割一分二厘
七九〇、五七八、七〇八	三、四九五、七三、六七二	三、六二三、五六九、三九八	二、五三三、五六六、〇〇〇
三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、二〇五、〇〇〇、〇〇〇	一七、九三二、八〇〇、〇〇〇
二十五倍二分	八倍五割八分一厘	六倍四割二分一厘	七倍一割六厘

今我正常國民所得百三十三億圓中歐洲交戰諸國の或者に於けるが如く七割二分を動員するものとせば年額九十五億七千萬圓、九割五分とせば百二十六億三千万圓の戦費を擧げることが出来るわけである。併乍ら右國民所得は

- 公課に使用される部分 二十億圓
- 消費される部分 九十三億圓
- 貯蓄される部分 二十億圓

と推定されるので、戦時中の所得を平時と同一と見るならば、右の如く九十五億圓以上もの巨額を抽出することは不可能な筈である。此の場合戦費の捻出が可能な所以は、戦時生産の努力に依り國民所得が増加するものであること及び國富そのものに喰込みの餘地があつて、國民は從來の貯蓄又は將來の信用を戦時公債に代へ或は租税として國庫に納付するからである。

第六 戦費調達の方針

以上諸件を考慮すれば、戦費調達の方針は凡そ次の如く定めらるべきであらう。

- 一、戦費の財源は國民所得の許す限り、之を租税の増徴に求める。
- 二、併乍ら所要金額の巨大なるに稽へ大部分を公債支辨となさざるを得ないが、其の發行條件に就ては大に顧慮し資本偏重の弊を避ける。
- 三、普通歳計の緊縮、官業収入の増加等に依り一部の財源を捻出する。

四、不換紙幣は緊急貨幣として要求される限度に於て發行するに止め、速に過剰部分の回収を圖る。
 五、戦地に於ては課税其他の方法に依り、貨幣若くは現物を取得し、以て戦費の補充に資する。
 言ふ迄もなく右戦費財源の重なるものは租税と公債である。ピグー教授は謂へらく「大規模の戦争に於ては常態として新課税と公債とに依らなければならぬ。而して如何なる程度に於て、其の各々に依頼するかといふ問題は、時の経済的及び心理的條件を十分見極めた上でなければ決定するを得ない」と。將來戦争に於ては租税か公債かの問題の決定は一層政治的條件に依り影響されるであらう。

第六節 租税の増徴及新設

第一 戦費中の租税支辨部分

英國に於ては從來公債を以て戦費を支辨する場合は、公債と同時に少くも其の利拂に足る租税を新に賦課する方針を取つてゐた。蓋し然らざる限り、財政の安定に對する信頼を破壊するのみならず戦争の終熄する際國民の豫期に反して増税を行はなければならぬといふ矛盾を生じ、爲に國內の不平亦増大せざるを得ないからである。²⁹⁾

世界戦争に於て英國は米國と共に出来るだけ多くの戦費を租税に依り支辨する方針を取つた結果戦時中の普通歳計及び戦債の利子支拂に充當するに足る課税を實施し得た唯二つの國家であつた。他方に於て獨逸に在ては最初より戦費を租税に依り支辨するの努力の跡を認め得なかつた。開戦直後獨逸蔵相は其の財政方針を聲明して曰く、「吾人は戦争が我國民に對して投げかける重き負擔を課税により増加するの意圖を有しない」と。各國共に事實上公債を重用しなければならなかつたが、斯くの如く斷然公債主義を高調した國は他に之を發見し得なかつた。獨逸政府は後に至り課税政策を採用したが、其の時機は既に遅れ、課税の方法も亦適切を缺いた。

佛、伊兩國は右英、獨の中間を歩んだ。しかし孰れといへば獨逸に近かつた。之等の諸國に在ても必要なる租税を徴收し得る政治的能力の不足或は全然經濟的能力の不足の爲公債重用に傾いたといふより

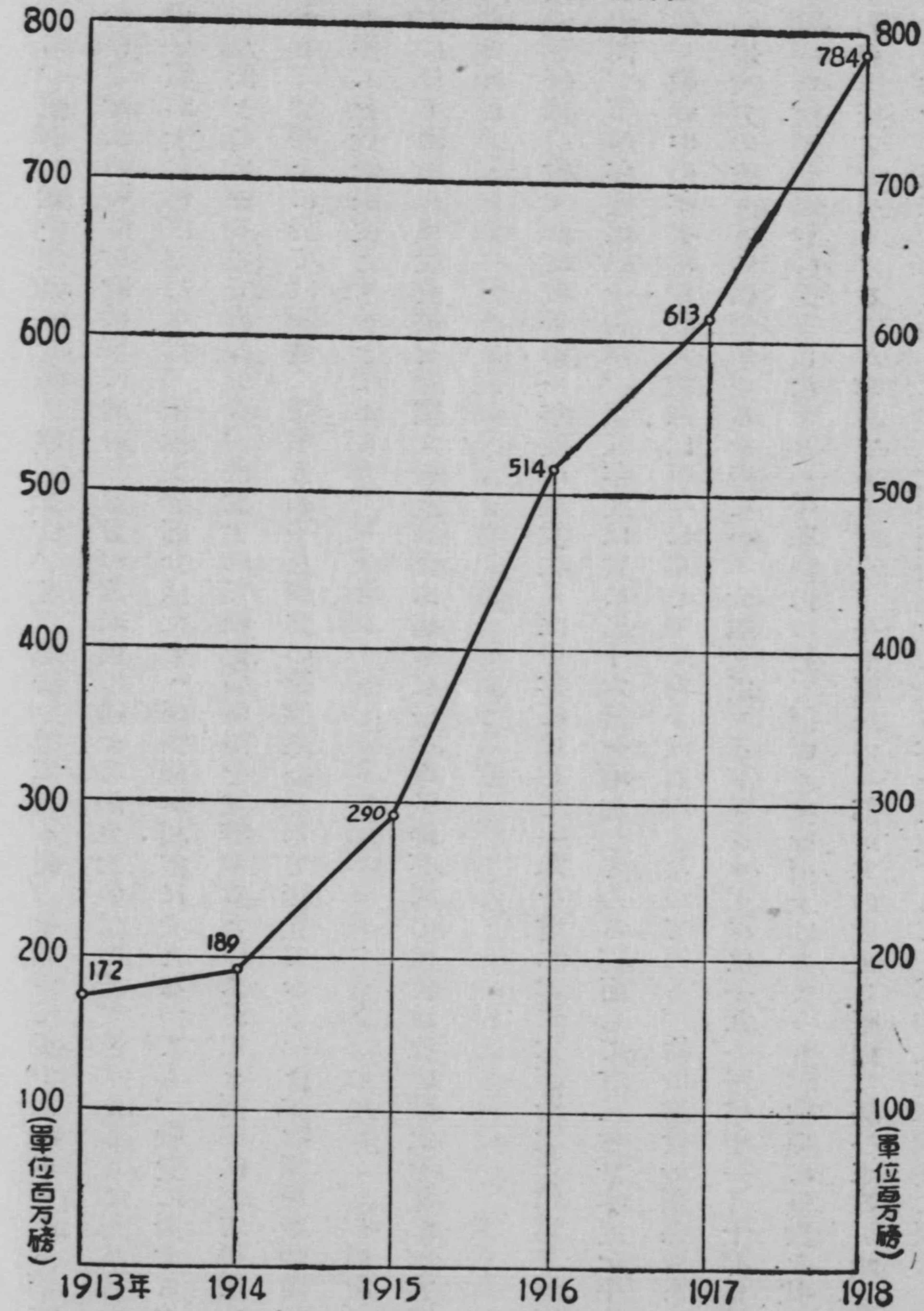
もむしろ、統制し難い支出の大渦に捲込まれ、自ら進路を指揮する能力を失つて了つたからである。當時に於ける歐洲の戦時財政は單に其の日過ぎの遺線策に過ぎなかつたのである。

戦費の額が大なれば大なる程、租税支辨部分はたとへ絶對額が相當に大となつても、戦費に對する比例は甚だ低きに止まるのであるから、租税を以て戦費の何割を支辨するといふが如き標準は立て得ないのである。實際上に於ては戦債に對する利子及び其の減債基金として積立ておくべき年次額を戦時増税にて支拂ふを最低限度とすべきであらう。

他方に於て國民の租税負擔を考慮すべきは言ふ迄もない。今戦時英國の租税增收の狀況を見れば左表の如くである。

左表を仔細に檢すれば戦争第一年度の租税収入は平年に比して一割を増し、第二年度は七割、第三年度は二十割、第四年度は二十六割、第五年度は實に三十六割を増加してゐる。而して右五會計年度を平均すれば、戦時中の年次租税収入増加は平年に比して平均十八割増となつてゐる。物價騰貴の關係もあるが其の擔税力の偉大さには驚かざるを得ない。大藏大臣ロイド・ジョージは一九一四年十一月十七日最初の戦時増税案を議會に提案したとき「平和時代に於て低い租税を引上げるよりも、戦時に租税を引上げ平和克復後之を引下げる方が容易である。……今や國民の一部が其の愛する祖國に襲ひ來る災禍を防ぐ爲に何物をも犠牲としてゐる。……此の期間租税に依り年々徴收する二千萬磅は將來我國に課せられ

40) 況状加増入收税租國中争戦界世



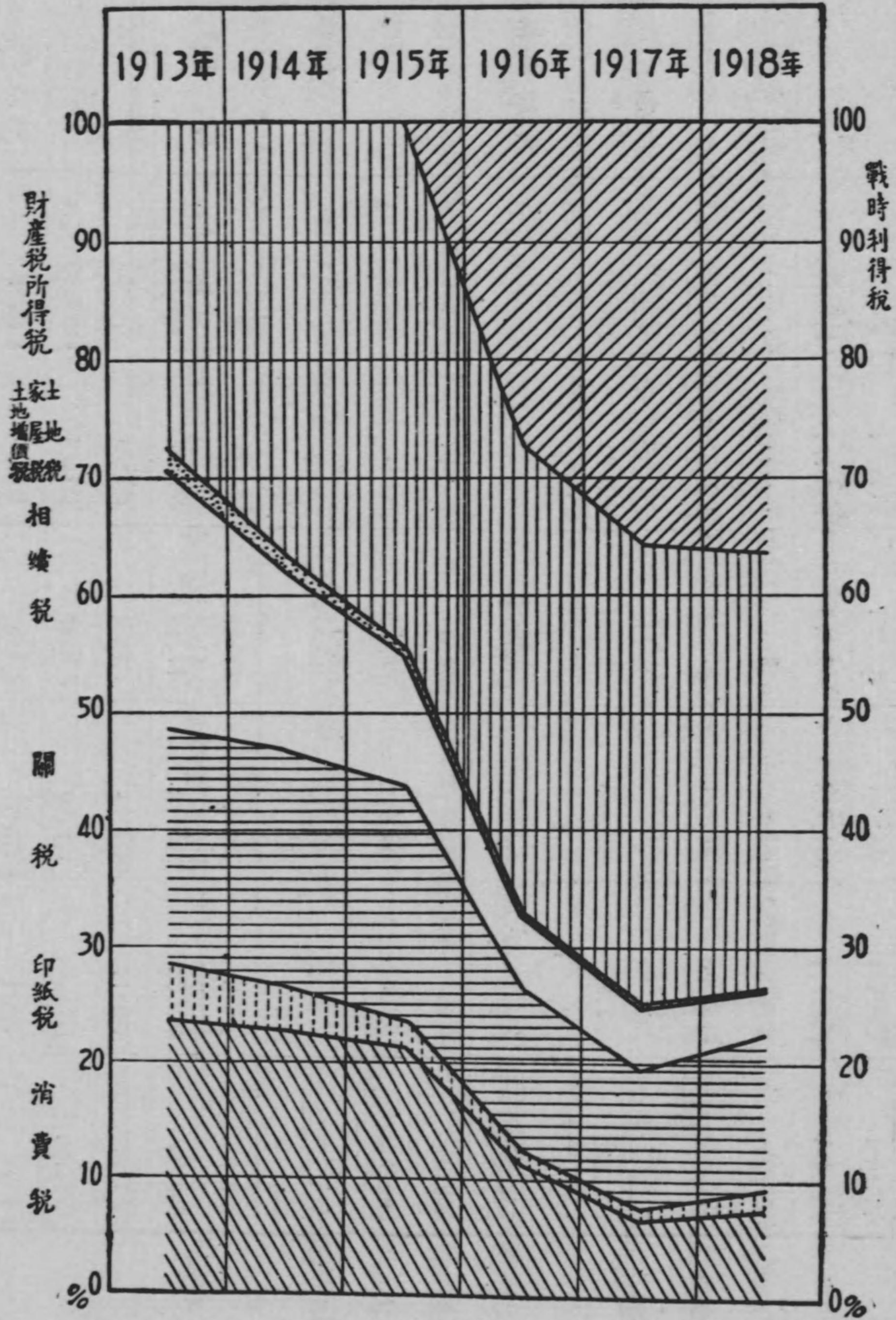
る永久的負擔四千萬乃至五千萬磅に代るべきものである……」と演説した。此の蔵相の聲明は續く四年有半英國を指導した戦時財政の大方針となつた。ロイド・ジョージは戦前數年間勞働階級の爲に養老年金其他の社會的立法の結果として、租税收入特に所得税を引上げ資本家の反感を買つてゐたが、目的を變れ又増税の提案を餘儀なくされたのは、奇しき運命といはなければならぬ。併乍ら増税といつても直接税のみに倚賴し得なかつたことは後に述べる如くである。

英國に於ける新税及び増税は戦前存在した税關及び稅務署に依り經理せられ、收入事務の爲何等急激な制度の改變を行ふことはなかつた。唯戦時利得稅行政の爲、二十九人の委員より成る戦時利得稅審議會を設け、該租税に關する訴願及査定に關し審議する機關と爲したことは注目すべきである。

假りに前記英國の事例を我國に當嵌めて見ると、租税收入(專賣益金共)半年額十億圓(昭和一、二、三年度平均)の十八割増といへば、一年に十八億圓の増收を得ることになるのである。此の額は我國の國税及び地方税半年額の十六億五千萬圓と略同じである。

又英國の戦時、租税增收平均年額三億磅を、戦前同國民所得年額二十三億磅に比すれば、前者は後者の約一割五分に相當する。我國の場合十八億圓の増收を國民所得年額百三十三億圓に比すれば、前者は、後者の約一割三分に當り、殆ど英國の場合と同様である。以上に依り戦時増税可能の程度に關して或る指針を得られたものと考へる。

世界戦中英國租稅收入比率の變遷



前表租稅收入内譯比率の變遷を圖表化すれば右の如くである。之に依れば一九一三年と一九一八年との直接稅、間接稅の比率は大に變化してゐることを知るのである。

一 間 接 稅

間接稅特に消費稅は戰時國民に對して、軍國必要物資の消費節約を強制する利益を有してゐる。又課稅技術の容易なところよりも重用される傾向がある。「戰時英國に於ては一九一五年九月二十一日の第三回戰費豫算に依り、年收百三十磅以上の者も亦所得稅を追及されることになり、それ以下の小所得者も亦早晚課稅を免れることを得ないやうに感せられ出した。併し斯様な小所得者に對して直接に所得稅の方法に依り課稅するのは頗る困難であつたので、間接稅の増加に依り納稅せしむることになつた。然るに此の課稅案は時局が非重要品及び奢侈には一層重課し、以て濫費と浪費とを罰し極力節約を圖ることを要求しあるに對して、何等顧慮するところなきの故を以て猛烈に攻撃された。戰爭は英國に取りて困難と苦痛を齎した反面に國民一部の者に對しては繁榮を齎した。軍需品の生産に従事する者は契約者たるも勞働者たるを問はず、豫期せざる豊富な報酬を得、其他の産業に於ても亦然りとした。勞銀急騰の結果、多くの場合信すべからざる程度に騰貴した。戰爭には禁物な濫費及び放恣が行はれた。一九一六年春のデーリー・クロニクルに依ると、劇場は滿員、映畫館は満詰であつた。郊外道路は遊山自動車の行列を以て埋まれてゐた。店舗の多くは空前のクリスマス季節を迎へた。婦人の間にはダイヤモンドの

指環、毛皮、ピアノ等の饒説が交はされてゐた。それといふのも労働階級が生活必需以上の剩餘を費す爲の第一の機會は之等奢侈品であるからであつた。他方に於て或少數の者は極端に節約をしてゐたが、其の大部分は収入が減じ或は現状維持の人々であつた。斯くの如き浪費を罰する爲の課税方針を採用すべしとの輿論は反覆高調されたに拘らず、政府は酒類及びビール税の引上及び僅少な一般消費品及び極めて僅かな奢侈品に對する課税を実施するに止めた。これ恐らく政治的結果を虞れて、所信を斷行し得なかつた政府の無力からであつたのではないかと思はれる。此結果大部分は直接税に財源の集中を見た⁴³⁾。

他方に於て間接税は、特に生活必需品に對する消費税は、さらぬだに起り易き戦時の高物價を一層助長するので、儉約な國民大衆の生活を困難化することになる。世界戦争中英國は勿論多くの國に於ても生活必需品たる小麦、肉、其他の食糧及び家庭燃料等に對しては成可く課税を避けた。併乍ら戦時財政の要求は遂に煙草、酒精飲料、茶、珈琲、コ、ア等の第二次的生活必需品に對して消費税及び關稅の増徴を餘儀なくし、從來各國に存在しなかつた或は輕課に過ぎなかつた鑛水税の如きも増徴又は新設さるゝところとなつた。加之獨逸及び佛蘭西に於ては商品賣上税、獨逸に於ては石炭税、伊太利に於ては鹽税さへも強増された。マツチ税は殆ど各國に於て引上げられた。奢侈税も亦一般に設定されたが、之には前述の英國の如く戦時成金者及び一部の労働者に對する輿論の反感が手傳つたのである。興行税其他の娛樂税も亦新設された。佛蘭西は後に石炭税を課したが、これは財政上の見地からではなく、國防上及

び一般國民經濟上の利益を主としたものである。

我國に於ては、平時の間接税が租税總額中占める割合は六割三分の高きに上り、列國中、間接税負擔の最大なる部類に屬してゐる⁴⁴⁾。間接税は國民多數階級に對する人頭税として、社界的見地より非難攻撃されあるに鑑み、戦時に於ては尠くとも平時直接税との割合を逆にするの要がある。左も無くば戦争負擔を無産階級にのみ轉嫁するとの非難を國民大多數の間に蔓延せしめ、戦争遂行上最も必要なる舉國一致を阻害するの虞がある。仍て戦時に於ては租税收入總額中、間接税は多くも四割程度に止めることが必要であらう。日露戦争に於ては間接税は可成り強課され、其の後一部の廢止はあつたが、今日尙存續されてゐるものが多い。煙草の製造專賣及び鹽の專賣も亦戦役中に行はれた。⁴⁵⁾當時に於ける資本集積の状態は間接税の強化を已むなからしめたかも知れないが、今日に於ては餘程事情を異にして居り、且つ一般國民が財政に對して過去程不關心ではあり得ないのである。

二 直接税

世界戦争中直接税は大體現存課税の税率増加に依り増收を圖る方法に依り擧げられた。而して小額所得者を愛護し、大なる負擔力を有する者に高課する努力が可成り拂はれたのである。但し佛蘭西及び英國は免税點が比較的高かつた關係もあり、免税點の引下げを行つた。直接税の増收に對する努力は特に英米兩國に於て行はれた。英國の如きは所得税の最高率を所得二十志に對して税金十志六片とした。

世界戦争中税制に一新機軸を出したのは戦時利得税⁹⁾であつた。戦争利得税は凡ての交戦國に於て採用された。本税は戦争間例外的且つ増加せる戦争利潤に對して課せられたもので、戦争利得に依る新しい給付能力の發生に應じ、之を捕捉して収入を擧ぐると共に、課税の公正を期し且つ貧富の懸隔の激化を抑制せんとする社會政策的意義を有してゐた。多數國民が生命上の犠牲をも厭はざる戦時に於て、戦争の爲超過利潤を占取するが如きことは認むべからざるところである。各國では戦争の發展に伴ふ利得者の増加を見るに至り、多數國民の反感を招き、輿論の趨くところ遂に本税の創設を見たのである。

英國に於ては一九一五年九月十五日軍需品法中利潤制限に關する規定に依り、標準額以上の企業利潤は國庫の收入と爲すことになつた。軍需課徴と俗稱されたものは之れである。然るに一般國民が戦時利得税課徴を高調するに及び、一九一五年九月二十一日の戦争豫算に依り之を課することとなり、同時に軍需課徴は之に合併された。本税は別に定められた戦前標準利益を超過する所得二百磅以上に對して五割（最後には八割となる）を課するものであつた。戦前の標準利益に關しては、納税者は戦争直前三年度中隨意二年度の平均を取ること認められ、右三年間が不景氣年度であつたことを證明すれば、戦前六年度間の中四年度間の平均を取ること認められた。而して戦前標準利益は資本に對する六分と定められた。英國に於ける戦時利得税の收入が國庫に入り始めたのは一九一五年度であつたが、同年度は十四萬磅に過ぎなかつた。之は手續法の立案が手間取つたのと徴税の手續に多くの齟齬があつた爲である。

一九一六年度には一億四千萬磅、一九一七年度は二億二千萬磅、一九一八年度には二億八千五百萬磅に上り、合計六億四千五百萬磅を得、最後年度の如きは所得税及び財産税の額に略々匹敵した。

戦時利得税は、佛蘭西に於ては一九一六年七月一日に採用され、次で獨逸、露西亞、伊太利等の順序で實施された。中立國に於ても丁抹を始め數ヶ國に行はれた。我國に於ても大正七年三月戦時利得税を制定され、税率は法人二割、個人一割五分の低率であつたが、尙ほ戦時中二億八千萬圓に達した。

世界戦争中戦争に伴ふ兵役勤務の困難と危険とが漸次増加するに連れ、交戦諸國が兵役税の實施に著意するに至つたのは當然のことであつた。即ち先づ伊太利及び露西亞に於ては之が新設を見、佛蘭西は稍遅れたが、一九一六年七月一日の立法に依り、兵役年齢制限内に在る佛蘭西人にして一個若くは二個以上の理由に依り、軍隊に召集されなかつた者に對する特別税を課することゝなつた。

最後に世界戦争中英國に起つた資本課徴論¹⁰⁾に就て一言しなければならぬ。シドニー・ウエップは一九一六年戦時公債償還の爲に特別戦争課徴を唱導した。ウエップは戦争の爲公債の累増せるを嘆じ、迅速に之が償還を圖るを何よりも急務とし、此際特別の政策として百磅以上の財産を有する者が、其の財産價格の一割を國家に提供すれば十二億磅を得、以て戦債を完済し「全國民の財産的安固」を圖り得る旨を説いた。氏の提案は曩に述べた一九一三年の獨逸の国防課金より暗示を得た由である。此の資本課徴は戦後國債整理の財源として英國勞働黨の政綱中に掲げられたが、未だ實現に至つてゐない。獨逸は前記

国防課金の外に、大戦後一九一九年十二月財政上の大缺陷を補ふ爲「非常犠牲⁴⁾」の名の許に財産元本を徴収することにしたが、資本は相踵で國外に逃避し、或は脱税が行はれ實收を擧ぐるに至らなかつた。

三 將來戦争と租税

以上世界戦争の経験に依り、一應戦時に於ける課税の要領に就き若干の智識を得たが、戦時には貿易の阻害に依り關稅の收入を減少し（獨逸は一九一五年度に貿易杜絶に依り約二億マルクを失つた）、必需品輸入促進の爲關稅を減免し、消費統制の爲に消費税の減少を來し（獨逸は火酒の制限の爲約一億三千万マルクの火酒税を減じた）、戦争の爲經濟生活の毀損に伴ひ一部産業の荒廢を來す爲租稅收入を減ずることもあり得る。（佛蘭西の如き國土の一部を敵に占領された國は特に甚しかつた）。又必需品の生産助長の見地より、租稅減免を行ふの必要も亦起り得るのである。

之等の財源枯渴を醫するは勿論、尨大なる戦費を極力租稅を以て措辦するには、政府の非常なる努力と國民の犠牲的精神とを必要とするのである。即ち凡ゆる租稅豫備は引出されなければならない。併乍ら此の際最も注意を要することは國民の緊張と節約とを強制する爲の課稅は可なるも、大衆の生活を壓迫してはならないことである。間接稅の増徴は避け難いところであるが、努めて必需品に對する課稅を避け、第二次的に必要な酒、煙草等の増稅は一部止むを得ないであらう。戦時英國に於て麥酒の増稅に關しては労働階級の反對に遭ひ、之を緩和したことがある。均しく酒、煙草といつても大衆の愛好する

結果最早や必需品となつてゐる現狀に鑑み、増稅の際高級品以外は手心すべきであらう。通行稅、奢侈稅の如きは新設若くは増徴の已むなきに至らう。

戦時に於て直接稅は主要な役目を果さなければならない。所得稅に於ては一般原則に従て財産所得は勤勞所得よりも重く、所有所得は營業所得よりも重く課稅し、累進率を所得の増加に伴つて益々増大する等（既述の如く世界戦争中英國に於て所得稅率最高は二十志に對して十志六片となつた）の外、止むを得ざれば免稅點の引下をも考慮すべきである。資本利子稅の如きも亦一層強課を要するであらう。恐らく土地増價稅の如きも新設しなければなるまい。

戦時利得稅も亦新設を必要とするであらう。政府は工業動員其他の統制經濟施設に依り、軍需品供給者其他の利潤を合理的に制限する政策を取る結果、戦時利得稅の必要を生じないとも考へられるが、事實上戦争利得の發生を見るは世界戦争の経験の示す處である。即ち本稅は戦時統制經濟の補完の用を爲すものといふべく、之に依て統制に洩れた戦争利潤の超過部分は國庫に歸屬せしめられるのである。

世界戦争中英國等に於ては學者及び無産階級間に資本課徵論が起り、獨逸に於ても戦時直前國防特別課稅（一種の資本課金）が議會の協賛を経たことは既述の如くであるが、奧太利學者ゴルトシャイド教授の如きも亦戦時に於ける富の課徵の必要を高調してゐる⁴⁾。資本課徵は其の行はるゝ程度に依ては必しも實行不可能ではなく、現に一部の國に於ては之を實施し、獨逸の國防課金も亦戦時に入りて一部分實

収を挙げたかの如くである。併乍ら其の程度が甚しければ、一九一九年獨逸の「非常犠牲」に於けるが如く、資本の國外逃避及び脱税等に依り實績を挙げ得なかつたことに注意しなければならない。言ふ迄もなく現在の經濟社會に於ては、租税は財産元本不可侵の鐵則の下に擧げられてゐるのである。此の資本課徴及び直接税の重課の可能性は戰爭一般の情況特に國內政治の情勢に依て決せられるところが多い。此のことは世界戰爭後ロシアに於ける國債棄却に鑑みても明である。

最後に注意すべきことは、戰爭前に於ける財政特に税制狀態の如何が、戦時租税政策の效果に大なる影響を與へることである。獨逸が夙に此の點に著意し、龐大な軍備擴張の經費を支出し、乍らも歳出入の均衡及び税制の整頓に努力しつゝ、あつたことは曩に述べたところである。戦前獨逸に取て遺憾なことは、帝國の財源として所得税及び財産税を利用し得ざりしことである。之が爲に戰爭となつてからも中央政府が弾力性ある之等税源を直接利用することを得なかつた。蓋し從來の歴史的事情と後に述ぶる戦時狀態とは各邦をして俄に兩税を中央に委譲することを不可能ならしめた。隨て帝國政府は戦費措辦の爲租税に依るには一部の戦時利得税の外専ら間接税に倚賴しなければならなかつた。間接税の一部は戰爭の爲却つて減收を生じたものであつたし、之のみを強化することは經濟的にも政治的にも困難であり、一定の限度があつた。これ獨逸が公債重用主義に依つた原因の一であらう。他方に於て聯邦内の各邦自體も動員兵士に對する別居手當及び家族救護の爲、四十五億マルクの巨費を支出する等戰爭負擔亦決して

輕くなかつたので、地方直接税を逐次増率し、最後には平時の二倍乃至三倍に達した。

米國に於ては一九一三年始めて聯邦に所得税が創設された。以前聯邦の主要財源は關稅、蒸溜酒及び煙草に對する課税並に一九〇九年新設の會社税に過ぎなかつた。會々一九一三年關稅引下の結果、歳入に缺陷を生じたので、代り財源として所得税の採用を見るに至つた。此の税制改正が戦時租税増徴に偉大な効果を呈したことは、一九一四年度に於て七千百萬弗に過ぎなかつた所得税が、一九一八年度には戦時利得税を合して實に二十八億三千八百萬弗に達したことを見ても明である。

戰爭直前英國の國費は社會政策及び軍備の爲に急激に増加し、租税收入も亦年額約一千萬磅宛の割合で増加してゐた。一九一四年度豫算は地方税輕減及び社會改良の爲千三百五十餘萬磅の増税收入を見込み、恰も大戰勃發當時の七月三十一日に此の増税豫算が議決された。此のロイド・ジョージの財政改革は轉じて戦時財政手段に供せられることとなつた。租税増加に拘らず英國の歳計は戦前數年間に約百萬磅の剩餘を示してゐた。國民一般に所得大で而も他國に見るが如き保護關稅等の負擔殆んど皆無であつた爲、大衆の租税負擔は比較的輕かつた。此の狀態は戦時に於て税源の弾力性を發揮せしめ、能く巨額の租税收入を擧げしめたのである。

佛蘭西に於ては戰爭直前陸軍擴張の費用に充てる爲、一九一四年七月十五日、一般所得税の制定を見た。これはクレマンソー及びカイヨーが多年實現を企圖した税制の根本的改造の前衛戦であつたが、同

時に戦時税制の基礎ともなつたのである。

第七節 公債の發行

第一 公債成立の基礎的條件

總額四千億圓に垂んとする世界戦争戦費の最大部分を公債若くは借入金に求め得た事實は、言ふ迄もなく、近代資本主義發達の結果に外ならなかつた。そこには(一)處分し得る資本の供給が十分であり、(二)貸手は其の融資の確實に返還されることを信ずるに足る十分な保證を得、(三)此の資金の蒐集及び配給に對する完全な機構と機關とが存在してゐた。産業革命以來、歐米諸國に偉大な資本の集積を見たことは茲に絮説を要しない。所謂國富と國民所得とは駁々乎として増加を累ねてゐた。

近代立憲政治の發達に伴つて、國家が人民よりの借金の利拂及元本の返還に忠實なことを實證して來た。アダムス教授は「財産所有者が政府に貸金を爲す場合は、彼等自身に依り統制する一會社に金を貸すと同様である⁵⁾」と言つてゐるが、所謂民主政治の本質こそ國家信用をして鞏固ならしめるものであつた。而して安じて國家に信用を與へる人民側の申出では、國家の必要とする借金政策と相合致した。

近代國家は百年前の時代に於けるものと異り、鐵道、電信、電話等の公益事業は勿論、多くの工業を

も實施する工業國家となつた。其の資金は租税よりも寧ろ公債に依るのは自然の理である。斯くて近代國家と公債とは離るべからざる關係に立つたが、それよりも公債の發展を促したのは、戦争及び戦争準備の經費を措辨する爲の公債利用である。歐洲に立憲政治の確立した頃の一八四八年に於ける世界主要國公債の總額は七十六億弗であつたが、九一三年には四百三十億弗に達した⁵⁾。其の間世界には絶間なき戦争が相踵いだ。一八四八年及び一八六〇年の期間は軍備時代であつて、クリミア戦争の如き小戦争が多發した。一八六〇年乃至一八七〇年には米國南北戦争及び普墺戦争があり、一八五〇年代に比して殆んど七割近くの公債を増加した。次の十年間には獨佛戦争があつたが、從來の期間に見ない大増加を見た。一八九〇年より一九〇八年に至る稍長き期間には米西戦争、ボア戦争及び日露戦争が起つた。一九〇八年乃至一九一二年の四年間は陸海軍擴張の期間であつた。

此の間信用は獨り國家の獨占するところとはならずして、個人が株式會社に出資するの傾向は十九世紀以來非常に大となつた。各個の株主の責任を有限とした制度は別して大小投資の習慣を刺戟した。從來國債は此種の投資上唯一の途を提供してゐた爲、政府證券の利率は極端に低かつたが、やがて起きたコンソル公債價格の下落は株式會社出現の結果であつて英國國家信用の毀損ではなく、他に投資安全の途が頻出したからであつた。實に製造業、鑛業、鐵道及び海運の發達は投資に對して誘引的且生産的な方面を提供したのである。斯くて凡そ資金を有する者は公、社債及び株式に對して安心して投資するの習

慣が生じた。

纏て國家信用が發達する迄には單に其の社會に處分し得べき資本が存在する許りでなく、此の資本の提供を仲介する證券市場の存在を必要とする。即ち信用金融機關、銀行、株式取引所、取引員、信用手段、商事法其他の金融施設が必要である。就中銀行は國民の小貯蓄を蒐集し、之を大なる額に纏めた上各種企業の用途に供する上に於て最も必要な機關である。資本は其の使用せらるゝ前に先づ産出され、貯蓄され、後生産の用に供せられるが、現代の銀行は之以上の事を爲してゐる。即ち銀行は企業の統制を信用所有者に移轉する作用を爲す。換言すれば銀行は社會の資本を最も經濟的社會的に使用し得る者、尠くとも利子の最良率を支拂ひ得る者の指揮下に入れる機構及び機關を準備するものである。ヒルファーディングの所謂金融資本の觀念は此の高度な銀行機能を中心としてのみ考へられるのである。

株式及び商品取引所の發達は銀行に比して一層最近のことであるが、實に現代事業界の一進化といはざるを得ない。株式取引所は十八世紀の産物であり、商品及び棉花の取引所は十九世紀の所産である。定期取引の制度は十九世紀の後半間に發達したに過ぎない。現在取引所中最古のものたる巴里取引所は一七七三年の創立に係つてゐる。之等取引所及び信用機關の創生と共に、政府及び私的會社の負債を擔保に取引することが可能となつた。換言すれば、證券市場が設立されたのである。曩に獨逸の戰爭準備を説くに當り煩雜を避ける爲論及を避けたが、株式及び有價證券取引所が戰時財政に重要な役割を演ず

ることは夙に獨逸財政當局の著眼してゐたところで、數次に互り取引所の組織を改正して健實な成長を促してゐた。此の證券市場の發達に依て大小の投資家は自由に所望の證券を賣買することが出來、證券の信用は一層高められた。

斯くの如き銀行、取引所といふが如き金融上の機關が整頓し、資金の蒐集及び配給の機構が完備することに依て現代國家の經濟生活は維持されてゐるが、會々戰爭となるや、此の機構は十分に活動せしめられ、以て公債、借入金等の方法も大規模且つ迅速に實施され得るのである。實にや世界戰爭の如く最高度に完全な技術的應用を恣にして戰爭を實行し得たのは、戰法、技術、科學等の發達の爲のみではなく、財政上の技術及び科學の發達の賜物に負ふところ大であり、實に高度金融機構の賜物であつたのである。

右と同時に國際信用の發達が、戰時外債及び政府間の貸借を容易にしたことを看過してはならない。國際信用發達の基本的原則は國家信用の基礎たるものと大體同一である。貸付國には自國の工業的要求に對して十分たるのみでなく、輸出に對しても亦十分な資本の供給が存在することを必要とする。而して此資本の蒐集及び分配に對する機構は國際的規模のものたることを要する。即ち國際的銀行及び商事會社、國際的海運及び保險會社等が必要である。最後に負債の返還に對し十分なる保障を必要とする。此點に於て國際的借金の最も困難な問題が横はつてゐる。貸付國の政府が借入國の支拂を強制する結果、

國際的葛藤を生じたことは稀でなく、時には戦端を開くことさへあつた。それにも拘らず一國をして他國に對して貸付を行ふように仕向ける動機、換言すれば國際信用の基礎は要するに大なる利潤を得るの希望である。

此の高利潤の追及に依り、一國の過剰資本は他國殊に未開國若くは後進國に對して産業的に將亦財政的に流動する。所謂近代の帝國主義なるものは此の形に於て強く現はれて來た。戦争の場合に於ても、國際政治の關係と國家信用の許す限り、資本の貸借が行はれる。斯くて獨佛戦役に於て獨逸は英國より、日露戦役に於て日本は英米兩國等より、露西亞は佛蘭西より夫々資金の融通を受けた。世界戦争に於て聯合國家間に巨額の貸借が行はれ、最初は國家と私人との間に行はれたが、後には其の大部分は政府間の貸借となつた。之は獨佛、日露等の戦役の場合、政府と外國私人との貸借のみが行はれたのと趣を異にするものである。

第二 内債の發行

一 世界戦争中の公債

世界戦争に於ては戦費の五分の四以上は公債に依て支辨された。各國の取つた公債方法は其の經濟狀態及び習慣等に依り多少趣を異にするところがあつた。左にボガート博士の説明を藉りて各國の特徴に

就き要約を試みよう。

(一)發行額の巨大 各國の公債發行額は總額に於て巨大であつたばかりでなく(獨逸は戦役中公債及び國庫債券にて一千六十九億四千四百萬マルクを募集した⁵²⁾、毎回の發行額が頗る巨額に上り、全く戦前に於ける想像外であつた。金額の點で首位にあつたのは米國の第四回自由公債で、總額六十九億九千三百万弗を三週間の短期間中に募集された。第二位は英國の第三回公債で四十八億一千百萬弗に上り、第四回は十五月間繼續して募集されたが、總額八十四億六千百萬弗に達した。佛蘭西の最大發行額は總額六十億弗(大藏省手取額四十二億五千萬弗)で第四位に位する。獨逸に於ける最大發行額は總額三十五億二千萬弗で第八位である。

(二)金額の制限 大藏省としては常になるべく多額の貨幣を得ることを欲したが、時としては受取額を自ら制限した場合もあつた。米國に於ては第一回及び第五回自由公債に對する募集は當初要求した金額に止めたが、第二回自由公債は超過應募額の五割を受領した。佛蘭西及び伊太利は其の最後の公債に對しては受領金額を制限した。他の諸國は凡て應募金額全部を國庫に收納した。凡てこの交戦國を通じて公債募集金額の漸増が顯著なりしことは大なる特徴であつた。之は増大する國民の戦争精神及び闘争をして勝利に終らしめんとする努力の結果であるが、それよりも戦費増大の事實に因ること大であつた。戦費の増大は一部は軍需品の不足に原因する物價騰貴に基いたが、主として通貨の膨脹に依る貨幣價值慘

落の結果であつた。購買力より計算すれば、後期の公債は名目上の金額こそ大であつたが、實質は比較的少であつたのである。

(三)期限 政府の戦時借入の一般的方針は交戦諸國を通じて一致してゐた。最初は中央銀行よりの借入金及び短期大藏證券の發行を利用し、後に至り、長期公債の發行に依り之を償還するを例とした。銀行よりの借入金は佛蘭西、露西亞、伊太利及奥匈國に於て大規模に用ひられた。之等の諸國に於ては割引市場及び預金銀行業務が十分に發達してゐなかつた。公債の前驅として短期大藏省證券を利用するとは米國、英國及び獨逸の財政政策の特徴を爲した。佛蘭西も亦短期證券を大に使用するところあつた。佛、露、伊、奥等の諸國に於ては、銀行よりの借入金中長期公債の發行に依り償還された部分は比較的尠く、常に政府の借越となつてゐた。米、英、獨、佛の諸國に於ては大藏省證券は長期公債に借換へられ若くは借換の過程にあるものであつた。獨逸の場合に在ては七百二十億マルクと計算された莫大な流動負債が現存した。而して借換の時期は獨逸に於ては規則正しい期間を置いて行はれ、英佛に於ては市場の狀況に依り不規則の期間を置いて行はれた。一般に歐洲交戦諸國に於ては、長期公債の發行に依り償還を要する多額の流動負債を残してゐた。

(四)有期公債、永久公債 諸國に於て發行された公債の型式は主として國民の習慣及び好みに依つて決定された。有期公債、永久公債孰れが好まれたかと云へば前者が遙に優つてゐた。佛、獨、伊、奥の諸國に在ては、一の任意償還開始日附が政府に依て確定され、而も支拂期限が證券に記載してゐない公債が發行された。其他の諸國及び上記諸國の一部に依て發行されたものは有限公債の形式を取つた。之等公債の大多數は政府が比較的短期間に一の任意償還開始日を定め、同時に支拂義務期日としては著しく後年に日附を定めたものであつた。即ち第一回英國公債は十年内に償還を開始し、十三年内に支拂を了するもので、第一回露西亞公債は十年乃至四十年公債、第一回伊太利公債は十年乃至二十五年公債であつた。

(五)募集期間 軍事公債の金額が増加するに従ひ、多くの場合募集期間を延長することが必要になつて來た。初期の公債は一週間位あれば必要の金額を得るに十分であつたが、戦争末期には屢々二乃至三ヶ月間も公開募集するの必要があつた。

戦時貯蓄證券を賣出した諸國に於ては、連續賣出の必要ある爲募集期間も長きに互つたことは當然である。

(六)發行の日附 發行日附の決定はさして重要なことではなかつた。獨逸の場合を除くの外、發行日附は多く便宜の上から決定されたやうである。獨逸の公債は明白に豫定計畫に従ひ六ヶ月置きに發行された。一度獨逸公債の日取が定められると、奥匈國及び他の小同盟國の公債發行の日取が之に關聯して定められ、以て公債市場に於ける競争を惹起しない様にした。此事は聯合國に於て亦同様であつた。大強

國が共同公債を起すことは實行不可能として斥けられたが、諸國が一時に金融市場に臨み、互に資本に對して競争するような事は避けるように申合せたのである。

(七)利率 利率は第一回英國公債及び第一回米國自由公債に對する三分五厘より、匈牙利の六分に互り區々であつた。孰れの國に於ても必要な資本を誘引する爲には利子の割合を漸次増加しなければならなかつた。但し獨逸及び埃匈國は五分或は六分の利率を戰爭中變更しなかつた。此の例外は特殊の事情に基いてゐる。即ち兩國に在ては公債殊に末期の公債の募集に對しては引受人及び銀行は之が引受けを強制されたのであつた。加之、獨逸に於ては此の外見上齊一な利率は全然人工的であつた。即ち末期の公債は可成り額面以下の金額で賣出されたからである。戰前に於ける諸國の公債利率は三分弱より五分までの間であつた。戰時中公債利率の向上は單なる純商業的動機に對して要求されたものよりも遙に大であつたが、事實上交戰諸國民の愛國心は、利率の向上を或點まで抑止したのである。

(八)發行價格 利子の名目上の率は眞の正味率に比し重要ではなかつた。そして之は利子率は發行價格と併せ考へられなければならない。發行價格は多種多樣であつた。米國は凡て額面にて賣出した。英國は第三回公債を除くの外全部を額面にて發行した。歐洲大陸諸國は例外なく二乃至七或は八ポイントの僅少なる讓歩を例として、割引發行の計畫を踏襲した。

(九)乗換特權 公債を一層人氣あらしめる爲、利率が高いか或は償還條件有利なる新發行の公債に乗換を認むる規定を設けたものが屢々見受けられた。此の規定は公衆の信用を鞏固にすること及び以前發行の公債購買者に對する不利益な差別待遇を防ぐと云ふ二箇の目的の外、戰前公債及び戰時公債を併合する目的の爲でもあつた。英國及び佛蘭西に於ては戰前公債の全部は殆んど戰時公債發行の最中に程良く乗換へられた。然るに以前の發行公債所有者に對して乗換の特權を認めた結果、低利公債流動より生ずる利益は失はれたのであつた。

(十)免 税 米國及び英國以外に於ては、公債は元金或は利子若しくは兩者共に租税を免せられた。英米兩國は實驗の上躊躇なく發行公債に對して課税した。但し米國は或期間中小額應募に對し免税を認め、諸國に於て與へられた免税の範圍及び方法は多種多樣であつた。隨て各國公債の眞の利廻を計算することは困難である。

(十一)擔保特權 公債を人氣あらしめる爲には、以上の外各種手段が講せられた。例へば公債證書を關稅其他租税の支拂法貨となし、或は裁判關係に於て保證金に用ふることを得せしめ、或は政府契約に對する支拂に用ふることを許した。或國に於ては諸銀行に對して軍事公債を擔保とした借手には有利の利率で資金を融通することを強制した向もあつた。

(十二)減債基金 多くの諸國、殊に米國、英國及び佛蘭西は公債價格維持の見地より、公開市場に於てすら公債買入銷却に充つる爲減債資金を設定した。獨逸に於ては帝國銀行其他銀行に對し、若し所有者

にして是非共必要の場合には原應募者より發行價格にて軍事公債を買取することを要求した。併乍ら何分公債の發行が頻繁且巨額であつたので、之等方法が市場に於ける公債價格を維持する爲果して有效な影響を與へたか否かは疑はしい。

(十三)内債外債 各國の長期公債は殆ど全部内國債として募集された。外國市場に於ては大藏省券に限り可成りの金額を募集することを得た。或場合之等證券は個人投資者に吸収されたが、大部分は軍需品及び食糧品の購買に依り生じた債務の辨濟手段として與國政府の引取るところとなつた。斯くして米國、英國、佛蘭西及び僅かではあるが日本の政府は聯合諸國に融通し、一方獨逸は同盟諸國に對して融通した。

(十四)應募及拂込の方法 巨大且一般的の應募を得る爲、公債募集を便にし拂込を容易ならしむるよう各種の努力が行はれた。應募申込は獨り發行國の國庫に就てのみ受け付けられずして、銀行、郵便局、労働組合、工場等に於ても受け付けられ、或場合には特別の賣出機關が設けられた。拂込には殆ど一般に賦拂制度を認められた。小所得者に對しては特に便宜が圖られ該公債利率と同率又は極く僅か高い利子で銀行から其の公債を擔保に借入を爲すことを得せしめた。獨逸は此の方法を更に徹底し、既に述べた貸付金庫を設け軍事公債應募の爲には殆ど如何なる商品をも擔保に受けしめることとした。

(十五)少額公債 公債史上今回の如く公債が廣く配賦されたことは未曾有のこと、いつても過言でない。

い。此事たる主として交戦諸國に於て愛國心に對する一般要求及び國民間の忠誠に基いたが、一部分は公債が小額にて發行され、如何なる貧弱な購買者と雖も、之を購求し得る様に仕向けた爲であつた。米國に於ける節約スタンプ及び英國に於ける戦時貯蓄スタンプは夫々二十五仙であつたが、額面としては最少額の部に屬する。之等スタンプは利子を附せられなかつたが、孰れも最低額面五弗の戦時貯蓄證書と交換し得ることになつてゐた。公債で最小の額面は匈牙利で發行された十弗、佛蘭西、伊太利及び奧太利の二十弗、露西亞及び獨逸の二十五弗、米國の五十弗であつた。英國に於ける最少額面は二百五十弗であつたが、賦拂の方法に依り全額拂込迄は該證書を取扱銀行に於て保管した。以上の方法に依り公債は廣く配賦せられ、眞の意味に於て民衆化せるものとなつた。

(十六)分 賦 各國に於ける公債應募者の數として發表されたものを見ると其の數非常に大であるのみならず、一發行より次回に至るに従ひ一般的に増加を示してゐる。初期の公債發行に當りては諸國政府は銀行團或は會社等に引受けしめたが、戦局遷延するに隨ひ各國は小投資家を誘引する工夫を爲すに至つた。宣傳運動は巧に組織され、應募は事實上強制的同様となつた。各國に於ける最大應募者數は大體左の如くであつた。

米 國
英 國

二千百萬人
五百萬人

佛蘭西
伊太利
獨逸

七百萬人
四十九萬人
七百萬人

(十七)公債の成功 政府の取得金額の莫大なこと及び公債の廣汎なる分賦等より見れば、公債の成功は疑問の餘地なきところである。此の公債の成功は戰爭金融の爲交戰國の資本的資源の完全なる動員に依り始めて可能であつた。此の目的の爲には銀行の業務が組織替され、通貨の性質及び數量が決定せられ、爲替市場が調節され、金及び有價證券並に資本の他の形式は凡て禁止された。起債市場は政府發行の爲獨占的に保留せられ、且常に政府の爲以外の信用は抑制された。非重要生産は削減され、外債の起債は禁止或は制限された。株式及び社債の發行は嚴重に統制され、當該産業が戰爭の遂行上役立つものたる場合に限り許可せられた。約言すれば凡ての利用し得べき資本は國家の爲極力徴發せられ、私的企業は一定の量に制限され、恰も國民各人が其の食量を定量に制限された如くであつた。斯くの如く戰爭目的の爲利用し得べき一切の金融手段を傾注することは、貸手及銀行機關の積極且愛國的な協力に依り始めて可能となつたのである。

之を要するに諸國に於ける公債に就ては、多くの重要な類似點があつたと共に、其の金融方法は國民の習慣及び國民性に依て差違のあつたことも事實である。之等の經驗を利用するには國情に應じて取捨宜しきを得ることが必要である。

二 我國の戰時公債

(一) 戰時公債發行の經驗

我國の國債總額は昭和五年四月末日現在に於て内國債四十五億圓、外國債十五億圓合計六十億圓である。日清、日露兩戰役に於ける内債發行狀況を回想するに、日清戰役に在ては前後四回に互り總額一億二千五百萬圓の公債を發行した。第一回明治二十七年八月の募集額は三千萬圓、五分利附、發行價格最低百圓であつたが、申込高は七千七百萬圓を越え、最高申込價格は百四十二圓餘に上つた。

當時に於ける我信用制度の機構は一應整つてゐたが、貨幣資本の集積は未だ決して大きいとは言へなかつた。明治二十六年末に於ける全國銀行預金總額は五千九十九萬圓に過ぎなかつた。又金本位制が未だ設定されてゐない爲に、日本金融市場は國際市場に對する十分な關聯を有してゐなかつた。隨て急を要する戰費は國庫剩餘金の使用、特別會計の流用等に依て間に合せたが、尙不足する多額の經費は國內に於て借入る、外に之を調達する方途を有しなかつた。一億二千五百萬圓の公債募集は右の如き當時の金融市場に取て容易な負擔ではなかつた。漸く九千萬圓だけは一般金融市場に於て比較的良好の條件を以て公募し得たが、殘部は日銀を通じてする預金部及び債金部の引受に依らざるを得なかつた。⁵³⁾

日露戰役に於ては内外債合せて起債法定額は十六億八千八百萬圓であつたが、實際起債額は十五億八千四百萬圓、手取り十三億四千九百萬圓であつた。其の内債募集の成績を見るに、國庫債券は第一回五

分利、五年以内償還、第二、第三回は五分利、七年以内償還、第四、第五回は六分利、七年以内償還で何れも短期公債であつたことが解る。而して其の發行価格は九十五圓より漸次下落し、九十二圓、九十圓となつた。最後の臨時事件公債は、五分利、發行價格九十五圓、五年据置、償還期限は發行六年目より二十五年以内であつた。而して内債起債總額は七億八千三百萬圓で、其の募集の成績は概して良好であつたが、發行條件の決定には相當の曲折があつた。

當時日本の信用制度は日清戦役當時に比して非常な發展を遂げてゐた。諸會社拂込資本は明治二十六年の二億四千九百萬圓より三十六年には八億八千七百萬圓へ、日銀を除く銀行預金は五千九十九萬圓より七億五千百萬圓へ、手形交換高は二億一千百萬圓より三十五億八千七百萬圓へと増加し、三十年には金本位制が確立され、更に日銀を中心とする各種の特殊銀行が組織され、銀行集中の過程も亦其の産業資本、國家財政に對する優越なる關係の發展と共に進行しつゝあつたのである⁵⁴⁾。因に日露戦役前の國債總額は六億八百萬圓であつたが、戦後の明治三十九年三月に於ては、二十四億五千萬圓を越えたのである。

(二) 我國戦時の起債市場

既述の如く、日清戦役に於ては當時の全國銀行預金總額が五千九十九萬圓なるに、一億二千五百萬圓の公債を發行し、日露戦役に於ては銀行預金總額七億五千二百萬圓程度なるに對して、公債七億八千三

百萬圓の起債を行つた。而して日清戦役の公債は三回に分ち二年間に、日露の場合は六回に分ち二年六ヶ月間に募集されたので、日清戦役の年次起債額は約六千三百萬圓、日露の場合は約三億一千三百萬圓であつた。此の年次起債額を當日の全國銀行預金總額に比較すれば、日清戦役には十二割、日露の場合は四割二分に相當する。銀行預金と起債市場との關係は勿論數學的には之を關聯せしめ難いが、多少の參考にはなり得るのである。唯注意すべきことは日清戦役の場合は日本が農業國であつた爲に、銀行預金中直に公債に振替へ得べき資金の割合が、半工業國化してゐた日露の場合よりも多かつたかも知れない。このことはレーデラー教授が、佛蘭西が一八七〇——七一年獨佛戦役の賠償金を短期間に支拂を了した事實と、今回の世界戦争の賠償金の支拂困難な事實とを對比して、農業國と工業國とに於ける資本存在の形態及び性質に關し試みた説明に依るも首肯されるのである⁵⁵⁾。

昭和三年末に於ける我國銀行(本店の數千七百七十八)は左記の如き資力を有してゐる。

全國銀行資力表⁵⁶⁾

拂込資本金	十八億五千五百萬圓
積立金	九億六千五百萬圓
預り金	百二十五億七百萬圓
有價証券	四十九億八千萬圓
兌換銀行券	十九億四千萬圓

債 券
借 入 金
金 銀 在 高

十九億千五百萬圓
十五億四千八百萬圓
十二億三千九百萬圓

右表の銀行預金百二十五億圓に對し假りに日露戦争の公債消化率四割見當を適用すれば、一年間に約五十億圓を得るわけである。他方に於て大正八年より昭和三年に至る十年間に於ける公社債の發行及び銀行會社資本金の拂込額等の平均年額を擧ぐれば左の通である。

内國債純起債年額(起債額より償還額を差引きたるもの)	二億三千萬圓
地方債純起債額(同上)	一億六千萬圓
社債(内債)純發行額(同上)	三億一千万圓
銀行會社資本金純拂込年額	六億八千万圓
合 計	十三億八千万圓

右表の十三億八千万圓は一應戦時公債の財源として振替へ得る可能性あるものとしなければならぬ。

但し軍國重要産業に對する社債及び株式の利用は之を認めなくてはならないが、一方に於て軍需工業等の要求する資金は膨脹する戦費より支拂はるゝところ多きを以て、軍國非重要産業に對する投資の制限を実施すれば、結局十三、四億圓程度のものはインフレーションを生ぜずして戦時公債へ振向けることが可能であらう。

此の外現時に於ては保險、信託等の銀行外金融機關及び大藏省預金部等の異常な發達と戦時國民所得の増加とは、起債市場の擴大を實現し、又一般銀行及び特殊銀行の貸出金の可成り多くの部分は之を公債に振向けることが出來よう。昭和八年度に於ては彼是十億圓の巨額に上る公債をインフレーションの危機をみずして募集する計畫であるとのことなれば、戦時に前記五十億圓程度の募債を爲すことは左迄の難事ではあるまいかと考へられる。

(三) 公債發行の方法

戦時公債發行の方法に關しては曩に世界戦争中の公債に關して要約説明した以外、別に事新らしく説明するの要を見ない。唯注意すべきことは公債の發行條件は資本家の自制に依り、國庫の爲最良の條件を保證し小所得者の應募に限り若干の良き利廻を提供すべきことである。

公債を一般國民に賣出す爲には奨勵勧誘の宣傳が必要である。世界戦争中各國に於ては政府支持の下に戦時貯蓄奨勵委員會、愛國貯金會等各種の民間團體が設立され、國民に對して愛國心に訴へ、節約の宣傳を爲すと共に、公債應募を勧誘し大なる効果を擧げた。一般殊に小所得者階級の應募を容易ならしめる小額公債の發行、分割拂込等の制度を設くるの要あることは既に述べた。戦時は國民所得の増加と共に、宣傳と政策宜しきを得ば、一般大衆の公債應募も亦尠からざる額に上るであらう。例へば「英國にて戦前の國債所有者は約三十四萬五千人であつたが、戦後には大小所有者一千六百七十五萬人に上つ

てゐる。其内二百二十二萬八千三百人は英蘭銀行を通じて軍事公債に應募し、四百萬人は郵便局を通じて應募した。而して千五百萬人以上のものが戦時貯蓄證券に應募した。⁵⁸⁾斯くの如く戦時中募集した公債が一般民間に廣汎に分賦したことは、戦時經濟及び社會制度の動搖に伴ひ、露獨等についた國債破棄又は極端なる債務額切下等の如きことを防止する一大要素となつたに相違ない。

世界戦争中英國の戦時國民節約會は中産階級、俸給生活者及び労働階級をして戦時節約證券（額面十五志六片）を購求せしめる宣傳を主要任務とした。國民節約會は全國に地方節約會を設け、一九一七年二月現在で其の數千五十五個、會員及び宣傳員は數百萬に上つた。節約會經費の大部分は官費を以て支辨された。節約會員は公衆に對し戦時に於ける貯蓄の必要を説明し、瓦斯、石炭、衣服、食糧、就中輸入品の節約方法を指導し、其の節約に依て得た貯蓄を以て戦時節約證券又は公債を購入せんことを勧めた。同會の宣傳のポスター其他に用ひた標語の一部を掲ぐれば左の如くである。

A 戦時節約證券に關するもの

○應募は戦捷の要素である○不用品の購買は獨逸人を利する○不用品の購入は勞力を徒費し出征勇士の必要品や輸出入製造の爲の勞力を減殺する○必要のみに甘んずれば鐵道船舶の輸送量を減じ從て輸送を迅速低廉ならしめる○濫費は物價を騰貴せしめ大衆を一層難澁せしめる○貯蓄は二重の利益がある、消費せざるの利と國家に貸與する利とが是である。

B 戦時公債に對するもの

○國家は諸君の所持する最後の一志をも取立てるの必要がある○軍人は國家に其の生命を捧ぐ、我々は我々の所持品を以て國家に貸與しなければならない○金錢なる言葉は武器彈藥被服裝具等を意味する○今日の濫費は國民の血殊に勇士の血に化することが出来る○我々は殘酷な敵軍の爲國土を荒らされた與國に資金を融通しなければならぬ。戦時公債は國家資源を以て之を擔保し且つ十分な利子が附せられる。

獨逸の如きも特に小所得者の資金動員には非常な努力を爲し、新聞紙に公債應募者の氏名を掲載し、俸給給料の前渡しを爲し應募の便宜を圖り、戦地に在る軍人に對しても戦時公債貯金券なる切手貯金制度を設けた。獨逸の公債募集宣傳用標語の壓巻は恐らく「鋼彈は敵を斃した、次に金彈を以て止めを刺せ」であらう。

戦時獨逸に於て特別の貸付金庫を設立し、普通銀行にては受付られない商品迄も擔保として貸付を行ひ、公債應募者に對する金融を容易にしたことは既述の如くである。銀行をして引受しめる方法は各個人が銀行の預金又は貯金を引出して、公債に拂込む手數と之に伴ふ信用の設定變更とを省略する等の便宜がある。

戦時中米國大藏省が公債募集の前驅として先づ短期證券を發行し、之を金繰りに利用したのは注目に

値する。即ち同國大藏省は將來長期公債及び租税の收入に依り、償還する用途を以て大藏省債務證券なる短期證券を全米十二箇の聯邦準備銀行を通じて發行した。聯邦準備銀行は大藏省の代理機關として行動し、前後五回に互る公債の引受に當つた。其の要領は大藏省先づ所望金額を準備銀行に對して豫告し、大藏省債務證券引受の爲必要な資金の準備をなさしめた。其の引受割合は各地區に於ける準備銀行の資金總額を基準として決定された。準備銀行が大藏省債務證券の賣出に依り得た金額（自行の買入れたものを含むは勿論である）政府の預金勘定に入れ、之を軍需品其他の代金として國庫金の支拂に用ひた。大藏省債務證券は一ヶ月乃至二ヶ月の短期で、利率は最初三分で後には四分半となつた。一九一七年四月二十七日より一九一九年五月一日に至る間前後三十三回發行され、一回の發行額は平均五億一千五百萬弗であつた。

長期公債も亦準備銀行の手を通じて發行されたが、其の拂込が行はれると、大藏省債務證券は此の拂込金に依て償還され、決済残額は國庫金として預託されたのである。

此の方法に依て戦費財源の調達過程は巧に全國金融組織の上に分賦された。大藏省債務證券は徐々に分配され、信用は漸次吸収され、一度公債拂込金が流入するや、之を以て現存の債務證券は精算銷却された。斯くて數十億弗の取引が金融市場の平靜裡に於て圓滑に行はれたのである。然し此の方法と雖も全然インフレーションの惹起を免れ得せしめたわけではなかつた。

斯くの如く短期證券を利用することは他の諸國に於ても多く行はれ、特に獨逸兩國の重用するところとなつた。獨逸に於ては一九一八年末に於ける國家債務の五割四分六厘は長期公債、殘部が短期公債であつた。此の割合より見ても短期證券の利用が大であつたことがわかる。此の状態が決して健全となるものでないことは明である。

戦時公債募集の爲各種の努力の行はれたことは既述の如くであるが、就中最も效果的であつたのは（一）銀行其他の機關に對する公債の引受の事實的強制（二）信用設定の國家獨占（三）爲替市場の監視及び金輸出の禁止等に依り戦争需要以外への投資機會を禁止する政策であつた。之に關しては後節に於て述べよう。

第三 外債の發行

戦争と外債

世界戦争中交戦國が其の與國及び中立國より巨額の借入を行つたことは既述の如くであるが、戦争の場合外債を利用することは、世界戦争以前に於ても既に屢々行はれ來つたところである。近代諸國に於ける國際的國家信用の確立、富裕國に於ける過剰資本の存在、經濟的政治的利害關係の成立、國際金融機構の發達等は外債成立の發展を促進した。日露戦役に就て見るも、戦争直前より日本と英國とは同盟